

# 調査資料報

令和5年9月

## 特集

- 1 中核市の概要
- 2 不登校対策及び不登校児童生徒への支援について

## お知らせ

- 1 議長会等の動き
- 2 委員会だより
- 3 図書室だより

長崎市議会事務局

# 目 次

◎特集1 中核市の概要	3
◎特集2 不登校対策及び不登校児童生徒への支援について	49
・調査の背景と目的	
・不登校対策及び不登校児童生徒への支援に関する調査取りまとめ結果	
◎議長会等の動き	70
◎委員会だより	76
◎図書室だより	80

## 長崎市の人口・面積（前年との比較）

	令和5年8月1日	令和4年8月1日	増減
人 口	394,212 人	399,571 人	▲5,359 人
男	181,990 人	184,234 人	▲2,244 人
女	212,222 人	215,337 人	▲3,115 人
世帯数	186,421 世帯	186,669 世帯	▲248 世帯
面 積	405.69 km <sup>2</sup>	405.86 km <sup>2</sup>	▲0.17 km <sup>2</sup>

※人口、世帯数については推計人口

# 中核市の概要

本特集は、横須賀市議会事務局が実施した令和5年4月1日現在の各中核市における議会等の概要についての調査結果を掲載しています。

	頁
1 各中核市議会事務局	4
2 各市の概要	6
3 当初予算	8
4 議員定数、議員報酬	10
5 費用弁償	12
6 公用車	14
7 政務活動費①	16
8 政務活動費②	18
9 行政視察	20
10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流	22
11 委員会	24
12 会派	28
13 各派代表者会議	30
14 協議又は調整を行うための場	32
15 当初予算の審査方法	34
16 補正予算の審査方法	36
17 決算の審査方法	38
18 事務局職員	40
19 議会報	43
20 情報発信	45

## 1 各中核市議会事務局

令和5年4月1日現在

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	Eメールアドレス(調査依頼用)	
1	函館市	0138-21-3761	0138-27-4185	040-8666	北海道函館市東雲町4-13	gikai@city.hakodate.lg.jp
2	旭川市	0166-25-6380	0166-24-7810	070-8525	北海道旭川市6条通9-46	chousa@city.asahikawa.lg.jp
3	青森市	017-734-5743	017-734-5824	030-8555	青森県青森市中央1-22-5	gikai-gjjichosa@city.aomori.aomori.jp
4	八戸市	0178-43-2145	0178-47-0744	031-8686	青森県八戸市内丸1-1-1	gikaisomu@city.hachinohe.lg.jp
5	盛岡市	019-626-7506	019-652-9105	020-8530	岩手県盛岡市内丸12-2	gikai@city.morioka.iwate.jp
6	秋田市	018-888-5782	018-888-5783	010-8560	秋田県秋田市山王1-1-1	ro-ccpr@city.akita.lg.jp
7	山形市	023-642-8404	023-641-9160	990-8540	山形県山形市旅籠町2-3-25	giji@city.yamagata-yamagata.lg.jp
8	福島市	024-525-3775	024-534-2520	960-8601	福島県福島市五老内町3-1	gi-giji@city.fukushima.lg.jp
9	郡山市	024-924-2521	024-938-2810	963-8601	福島県郡山市朝日1-23-7	soumugiji@city.koriyama.lg.jp
10	いわき市	0246-22-7535	0246-23-5112	970-8686	福島県いわき市平字梅本21	gikai-somugiji@city.iwaki.lg.jp
11	水戸市	029-232-9246	029-226-4177	310-8610	茨城県水戸市中央1-4-1	proceeding@city.mito.lg.jp
12	宇都宮市	028-632-2612	028-632-2613	320-8540	栃木県宇都宮市旭1-1-5	u79002000@city.utsunomiya.tochigi.jp
13	前橋市	027-898-5911	027-243-3520	371-8601	群馬県前橋市大手町2-12-1	gikai-jimu@city.maebashi.lg.jp
14	高崎市	027-321-1280	027-327-8303	370-8501	群馬県高崎市高松町35-1	gikai@city.takasaki.lg.jp
15	川越市	049-224-6067	049-224-5394	350-8601	埼玉県川越市元町1-3-1	giji@city.kawagoe.lg.jp
16	川口市	048-257-1405	048-257-5500	332-8601	埼玉県川口市青木2-1-1	250.01050@city.kawaguchi.lg.jp
17	越谷市	048-963-9261	048-966-6006	343-8501	埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1	giji@city.koshigaya.lg.jp
18	船橋市	047-436-3014	047-436-3013	273-8501	千葉県船橋市湊町2-10-25	gikai-chosa@city.funabashi.lg.jp
19	柏市	04-7167-1912	04-7167-0698	277-8505	千葉県柏市柏5-10-1	gikaishomu1@city.kashiwa.chiba.jp
20	八王子市	042-620-7311	042-626-2458	192-8501	東京都八王子市元本郷町3-24-1	b241100@city.hachioji.lg.jp
21	横須賀市	046-822-8460	046-824-2663	238-8550	神奈川県横須賀市小川町11	ga-ccs@city.yokosuka.lg.jp
22	富山市	076-443-2157	076-443-2196	930-8510	富山県富山市新桜町7-38	gjjityousa-01@city.toyama.lg.jp
23	金沢市	076-220-2392	076-260-7190	920-8577	石川県金沢市広坂1-1-1	gikai_chousa@city.kanazawa.lg.jp
24	福井市	0776-20-5506	0776-20-5744	910-8511	福井県福井市大手3-10-1	gikai@city.fukui.lg.jp
25	甲府市	055-237-5879	055-227-5126	400-8585	山梨県甲府市丸の内1-18-1	sigigiji@city.kofu.lg.jp
26	長野市	026-224-5056	026-224-5105	380-8512	長野県長野市大字鶴賀緑町1613	gikai@city.nagano.lg.jp
27	松本市	0263-34-3210	0263-34-9811	390-8620	長野県松本市丸の内3-7	gikai@city.matsumoto.lg.jp
28	岐阜市	058-265-3890	058-264-0653	500-8701	岐阜県岐阜市司町40-1	gjjichosa@city.gifu.gifu.jp
29	豊橋市	0532-51-2920	0532-55-9020	440-8501	愛知県豊橋市今橋町1	gikai-giji@city.toyohashi.lg.jp
30	岡崎市	0564-23-6971	0564-23-6538	444-8601	愛知県岡崎市十王町2-9	gikaigiji@city.okazaki.lg.jp
31	一宮市	0586-28-9138	0586-73-9120	491-8501	愛知県一宮市本町2-5-6	gjjichosa@city.ichinomiya.lg.jp
32	豊田市	0565-34-6665	0565-34-6566	471-8501	愛知県豊田市西町3-60	gikaichosa@city.toyota.aichi.jp
33	大津市	077-528-2640	077-521-0409	520-8575	滋賀県大津市御陵町3-1	otsu2002@city.otsu.lg.jp
34	豊中市	06-6858-2634	06-6846-5525	561-8501	大阪府豊中市中桜塚3-1-1	gikaisoumu@city.toyonaka.lg.jp
35	吹田市	06-6384-2644	06-6338-0920	564-8550	大阪府吹田市泉町1-3-40	gikaigiji@city.suita.lg.jp

# 1 各中核市議会事務局

令和5年4月1日現在

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	Eメールアドレス(調査依頼用)	
36	高槻市	072-674-7212	072-674-7217	569-0067	大阪府高槻市桃園町2-1	gikaijim-82@city.takatsuki.lg.jp
37	枚方市	072-841-1528	072-841-0240	573-8666	大阪府枚方市大垣内町2-1-20	gikai@city.hirakata.lg.jp
38	八尾市	072-924-3885	072-922-4968	581-0003	大阪府八尾市本町1-1-1	sigikaijimukyoku@city.yao.lg.jp
39	寝屋川市	072-824-0010	072-822-0910	572-8555	大阪府寝屋川市本町1-1	gikai@city.neyagawa.osaka.jp
40	東大阪市	06-4309-3294	06-4309-3868	577-8521	大阪府東大阪市荒本北1-1-1	gjjichosa@city.higashiosaka.lg.jp
41	姫路市	079-221-2024	079-221-2028	670-8501	兵庫県姫路市安田4-1	gik-chosa@city.himeji.lg.jp
42	尼崎市	06-6489-6103	06-6489-6105	660-8501	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1	ama-seisakucyouusa@city.amagasaki.hyogo.jp
43	明石市	078-911-2600	078-918-5112	673-8686	兵庫県明石市中崎1-5-1	gikai@city.akashi.lg.jp
44	西宮市	0798-35-3373	0798-33-6380	662-8567	兵庫県西宮市六湛寺町10-3	sigikai@nishi.or.jp
45	奈良市	0742-34-4790	0742-35-3022	630-8580	奈良県奈良市二条大路南1-1-1	chousa@city.nara.lg.jp
46	和歌山市	073-432-0022	073-424-9276	640-8511	和歌山県和歌山市七番丁23	gikaiseisaku@city.wakayama.lg.jp
47	鳥取市	0857-30-8442	0857-20-3959	680-8571	鳥取県鳥取市幸町71	gikai@city.tottori.lg.jp
48	松江市	0852-55-5432	0852-55-5533	690-8540	島根県松江市末次町86	gikai@city.matsue.lg.jp
49	倉敷市	086-426-3705	086-421-6700	710-8565	岡山県倉敷市西中新田640	lg-cadm@city.kurashiki.lg.jp
50	呉市	0823-25-3247	0823-24-7903	737-8501	広島県呉市中央4-1-6	gikaigiz@city.kure.lg.jp
51	福山市	084-928-1123	084-920-1104	720-8501	広島県福山市東桜町3-5	gji-chousa@city.fukuyama.hiroshima.jp
52	下関市	083-231-2414	083-234-5171	750-8521	山口県下関市南部町1-1	gkshomuk@city.shimonoseki.lg.jp
53	高松市	087-839-2808	087-839-2816	760-8571	香川県高松市番町1-8-15	gikai@city.takamatsu.lg.jp
54	松山市	089-948-6646	089-921-1110	790-8571	愛媛県松山市二番町4-7-2	gshomu@city.matsuyama.lg.jp
55	高知市	088-823-9400	088-823-9350	780-8571	高知県高知市本町5-1-45	kc-260100@city.kochi.lg.jp
56	久留米市	0942-30-9305	0942-30-9720	830-8520	福岡県久留米市城南町15-3	gjiicho@city.kurume.lg.jp
57	長崎市	095-829-1200	095-829-1199	850-8685	長崎県長崎市魚の町4-1	gikai_gjjichousa@city.nagasaki.lg.jp
58	佐世保市	0956-25-9604	0956-25-9674	857-8585	長崎県佐世保市八幡町1-10	gikai@city.sasebo.lg.jp
59	大分市	097-537-5645	097-537-5657	870-8504	大分県大分市荷揚町2-31	seisakuchosa@city.oita.oita.jp
60	宮崎市	0985-21-1853	0985-31-0979	880-8505	宮崎県宮崎市橘通西1-1-1	50cyousa@city.miyazaki.miyazaki.jp
61	鹿児島市	099-216-1450	099-216-1452	892-8677	鹿児島県鹿児島市山下町11-1	seimuchousa@city.kagoshima.lg.jp
62	那覇市	098-862-8108	098-862-8296	900-8585	沖縄県那覇市泉崎1-1-1	g-tyou001@city.naha.lg.jp

## 2 各市の概要

※ R5.4.1又はR5.3.31現在値。また公表値がない場合は「-」と表示

令和5年4月1日現在

	中核市移行 年月日	市制施行 年月日	住民基本台帳人口 (外国人を含む)※	推計人口※	推計世帯数※	面積(km <sup>2</sup> )	備考	
1	函館市	H17.10.1	T11.8.1	242,467	-	-	677.87	
2	旭川市	H12.4.1	T11.8.1	322,527	-	-	747.66	
3	青森市	H18.10.1	H17.4.1	269,095	265,338	117,586	824.61	
4	八戸市	H29.1.1	S4.5.1	219,733	-	-	305.56	
5	盛岡市	H20.4.1	M22.4.1	281,607	284,054	132,285	886.47	
6	秋田市	H9.4.1	M22.4.1	300,257	298,587	146,498	906.07	
7	山形市	H31.4.1	M22.4.1	239,326	242,924	103,616	381.58	
8	福島市	H30.4.1	M40.4.1	269,363	275,483	122,567	767.72	
9	郡山市	H9.4.1	T13.9.1	316,383	322,515	142,628	757.20	
10	いわき市	H11.4.1	S41.10.1	308,593	322,509	141,124	1,232.51	
11	水戸市	R2.4.1	M22.4.1	269,196	-	-	217.32	
12	宇都宮市	H8.4.1	M29.4.1	51,902	513,264	235,188	416.85	
13	前橋市	H21.4.1	M25.4.1	330,358	-	-	311.59	
14	高崎市	H23.4.1	M33.4.1	368,109	368,826	164,043	459.16	
15	川越市	H15.4.1	T11.12.1	352,986	-	-	109.13	
16	川口市	H30.4.1	S8.4.1	604,894	-	-	61.95	
17	越谷市	H27.4.1	S33.11.3	343,644	-	-	60.24	
18	船橋市	H15.4.1	S12.4.1	647,597	646,322	298,572	85.62	
19	柏市	H20.4.1	S29.9.1	434,156	432,985	196,147	114.74	
20	八王子市	H27.4.1	T6.9.1	561,034	578,517	274,461	186.38	
21	横須賀市	H13.4.1	M40.2.15	385,485	376,171	165,946	100.81	
22	富山市	H8.4.1 ※H17.4.1合併により再指定	H17.4.1	407,542	406,727	174,414	1,241.70	
23	金沢市	H8.4.1	M22.4.1	445,688	458,008	212,096	468.81	
24	福井市	H31.4.1	M22.4.1	256,435	-	-	536.41	
25	甲府市	43556	M22.7.1	185,651	188,053	89,469	212.47	推計人口及び推計世帯数はR5.3.1現在
26	長野市	H11.4.1	M30.4.1	366,591	-	-	834.81	
27	松本市	R3.4.1	M40.5.1	235,720	-	-	978.47	
28	岐阜市	H8.4.1	M22.7.1	401,294	-	-	203.60	
29	豊橋市	H11.4.1	M39.8.1	369,330	-	163,949	261.91	
30	岡崎市	H15.4.1	T5.7.1	383,789	-	-	387.20	
31	一宮市	R3.4.1	T10.9.1	379,538	-	-	113.82	
32	豊田市	H10.4.1	S26.3.1	416,747	-	-	918.32	
33	大津市	H21.4.1	M31.10.1	343,839	344,678	155,031	464.51	
34	豊中市	H24.4.1	S11.10.15	406,931	399,029	179,184	36.60	
35	吹田市	R2.4.1	S15.4.1	381,238	391,283	187,269	36.09	

## 2 各市の概要

※ R5.4.1又はR5.3.31現在値。また公表値がない場合は「-」と表示

令和5年4月1日現在

	中核市移行 年月日	市制施行 年月日	住民基本台帳人口 (外国人を含む)※	推計人口※	推計世帯数※	面積(k㎡)	備考	
36	高槻市	H15.4.1	S18.1.1	348,020	-	-	105.29	
37	枚方市	H26.4.1	S22.8.1	395,300	-	-	65.12	
38	八尾市	H30.4.1	S23.4.1	261,197	-	-	41.72	
39	寝屋川市	H31.4.1	S26.5.3	226,693	-	-	24.70	
40	東大阪市	H17.4.1	S42.2.1	479,294	486,464	236,256	61.78	
41	姫路市	H8.4.1	M22.4.1	527,088	523,003	228,194	534.35	
42	尼崎市	H21.4.1	T5.4.1	458,313	454,887	224,672	50.71	
43	明石市	H30.4.1	T8.11.1	305,861	305,131	136,509	49.42	
44	西宮市	H20.4.1	T14.4.1	482,226	483,559	219,613	100.18	
45	奈良市	H14.4.1	M31.2.1	350,318	350,025	157,581	276.94	
46	和歌山市	H9.4.1	M22.4.1	358,203	349,044	158,426	208.85	
47	鳥取市	H30.4.1	M22.10.1	182,163	184,673	77,915	765.31	
48	松江市	H30.4.1	H17.3.31	196,748	-	-	572.99	
49	倉敷市	H14.4.1	S42.2.1	476,710	-	-	356.07	
50	呉市	H28.4.1	M35.10.1	208,643	205,331	106,244	352.83	
51	福山市	H10.4.1	T5.7.1	459,160	453,692	195,274	518.14	推計人口はR5.3.1現在 推計世帯数はR4.10.1現在
52	下関市	H17.10.1	H17.2.13	249,012	245,823	114,315	716.18	
53	高松市	H11.4.1	M23.2.15	419,628	411,006	189,653	375.65	
54	松山市	H12.4.1	M22.12.15	502,052	503,491	243,534	429.35	
55	高知市	H10.4.1	M22.4.1	317,639	318,520	154,048	309.00	
56	久留米市	H20.4.1	M22.4.1	301,612	300,198	132,039	229.96	
57	長崎市	H9.4.1	M22.4.1	398,747	395,591	185,952	405.69	
58	佐世保市	H28.4.1	M35.4.1	237,686	234,055	102,965	426.01	
59	大分市	H9.4.1	M44.4.1	475,163	-	-	502.39	
60	宮崎市	H10.4.1	T13.4.1	397,898	397,447	186,949	643.57	
61	鹿児島市	H8.4.1	M22.4.1	596,245	587,699	283,672	547.61	
62	那覇市	H25.4.1	T10.5.20	315,539	312,507	147,085	41.42	

### 3 当初予算

※1 今年度又は前年度の当初予算が、骨格予算又は暫定予算の場合は「-」と表示

※2 今年度の当初予算が骨格予算の場合は「骨格」、暫定予算の場合は「暫定」と表示

令和5年4月1日現在

	一般会計 (千円)	特別会計 (千円)	企業会計 (千円)	当初予算計 (千円)	対前年 増減率 (%)※1	備考 ※2	議会費 (千円)	一般会計 構成比 (%)	対前年 増減率 (%)
1 函館市	139,100,000	99,163,832	49,501,973	287,765,805	-	骨格	350,513	0.25	0.5
2 旭川市	169,270,000	80,965,543	42,721,585	292,957,128	2.5		466,216	0.28	2.2
3 青森市	122,907,000	93,784,000	43,095,000	259,786,000	-	骨格	596,304	0.49	▲ 11.3
4 八戸市	95,000,000	53,117,900	43,744,583	191,862,483	1.9		591,742	0.62	5.8
5 盛岡市	121,870,000	58,180,228	31,130,959	211,181,187	▲ 2.7		643,365	0.53	0.5
6 秋田市	141,070,000	72,744,560	36,443,950	250,258,510	▲ 1.6		665,151	0.47	0.3
7 山形市	98,712,000	50,456,986	42,456,327	191,625,313	▲ 0.7		669,520	0.68	1.1
8 福島市	114,700,000	57,916,480	26,210,237	198,826,717	0.4		644,774	0.56	▲ 0.0
9 郡山市	134,000,000	69,251,468	34,897,658	238,149,126	1.4		649,888	0.48	▲ 2.2
10 いわき市	146,767,310	96,309,070	65,881,001	308,957,381	0.3		688,994	0.5	▲ 0.6
11 水戸市	117,470,000	54,308,400	31,057,000	202,835,400	▲ 2.2		541,507	0.46	▲ 0.0
12 宇都宮市	218,980,000	119,011,461	50,069,164	388,060,625	▲ 0.7		941,485	0.43	3.8
13 前橋市	146,764,500	97,486,841	27,202,572	271,453,913	▲ 1.3		641,571	0.44	▲ 17.2
14 高崎市	166,150,000	77,458,056	24,493,170	268,101,226	1.5		681,263	0.41	1.1
15 川越市	121,000,000	86,407,840	0	207,407,840	2.7		641,933	0.53	0.3
16 川口市	233,580,000	144,651,000	61,650,000	439,881,000	3.4		928,497	0.40	▲ 1.9
17 越谷市	111,800,000	59,354,000	23,545,300	194,699,300	3.3		583,986	0.52	▲ 1.0
18 船橋市	223,900,000	109,263,000	66,197,397	399,360,397	1.0		984,500	0.44	1.4
19 柏市	149,910,000	80,079,000	29,727,000	259,716,000	-	骨格	677,973	0.45	3.8
20 八王子市	217,300,000	190,686,405	21,614,705	429,601,110	2.5		751,497	0.35	4.4
21 横須賀市	161,050,000	112,854,000	53,919,000	327,823,000	4.0		800,182	0.50	▲ 0.1
22 富山市	167,251,395	140,801,274	46,059,798	354,112,467	2.1		728,938	0.44	▲ 1.8
23 金沢市	181,950,000	98,070,074	55,474,554	335,494,628	-	骨格	889,334	0.49	0.5
24 福井市	129,775,000	76,591,000	31,787,000	238,153,000	5.6		685,454	0.53	0.6
25 甲府市	79,035,063	46,000,540	34,122,738	159,158,341	1.8		541,594	0.69	0.5
26 長野市	161,100,000	78,593,100	38,216,900	277,910,000	▲ 0.3		717,403	0.45	▲ 0.5
27 松本市	102,100,000	53,191,000	27,345,460	182,636,460	▲ 1.4		459,470	0.45	3.6
28 岐阜市	179,890,000	120,262,300	57,778,566	357,930,866	3.6		805,610	0.45	0.5
29 豊橋市	137,512,399	71,829,000	68,518,000	277,859,399	4.2		646,873	0.47	1.7
30 岡崎市	134,220,000	71,265,021	61,704,958	267,189,979	5.4		698,981	0.52	1.0
31 一宮市	125,810,000	73,929,709	54,473,975	254,213,684	1.7		605,536	0.48	1.4



### 3 当初予算

※1 今年度又は前年度の当初予算が、骨格予算又は暫定予算の場合は「-」と表示

※2 今年度の当初予算が骨格予算の場合は「骨格」、暫定予算の場合は「暫定」と表示

令和5年4月1日現在

	一般会計 (千円)	特別会計 (千円)	企業会計 (千円)	当初予算計 (千円)	対前年 増減率 (%)※1	備考 ※2	議会費 (千円)	一般会計 構成比 (%)	対前年 増減率 (%)	
32	豊田市	188,300,000	71,233,124	36,563,672	296,096,796	3.5		877,732	0.5	0.1
33	大津市	124,900,000	74,535,207	33,460,735	232,895,942	1.5		626,304	0.49	1.9
34	豊中市	173,892,983	92,950,456	63,123,543	329,966,982	4.0		669,199	0.40	0.6
35	吹田市	156,326,708	77,148,444	30,403,918	263,879,070	3.1		759,940	0.49	1.8
36	高槻市	131,589,049	82,067,399	28,968,553	242,625,001	-	骨格	675,605	0.51	5.5
37	枚方市	154,500,000	85,560,000	46,205,088	286,265,088	2.1		654,036	0.42	4.0
38	八尾市	116,957,547	66,168,717	45,983,671	229,109,935	-	骨格	486,276	0.42	▲ 6.2
39	寝屋川市	96,400,000	53,023,000	19,070,000	168,493,000	-	骨格	423,549	0.44	▲ 2.4
40	東大阪市	210,411,536	127,266,745	44,980,571	382,658,852	▲ 0.4		789,756	0.38	▲ 0.1
41	姫路市	223,800,000	109,864,224	57,273,893	390,938,117	0.9		1,018,952	0.46	▲ 0.1
42	尼崎市	209,915,000	101,789,921	94,349,710	406,054,631	▲ 1.0		817,716	0.39	▲ 1.4
43	明石市	125,564,407	71,132,309	23,781,054	220,477,770	2.4		560,241	0.45	2.2
44	西宮市	195,231,848	90,624,498	45,259,312	331,115,658	▲ 0.3		885,082	0.45	2.5
45	奈良市	149,980,000	82,334,500	27,804,200	260,118,700	4.4		661,939	0.44	▲ 0.0
46	和歌山市	147,265,787	99,621,312	39,509,014	286,396,113	1.1		883,864	0.60	1.2
47	鳥取市	100,200,000	41,228,971	36,283,201	177,712,172	0.3		456,376	0.46	0.8
48	松江市	103,515,000	46,965,030	42,476,930	192,956,960	1.0		484,156	0.47	▲ 0.7
49	倉敷市	202,233,829	99,270,370	118,862,072	420,366,271	5.2		898,450	0.44	0.1
50	呉市	106,283,000	55,366,221	24,341,328	185,990,549	4.8		590,734	0.56	3.9
51	福山市	184,160,000	100,197,218	70,526,525	354,883,743	▲ 2.4		741,944	0.40	▲ 4.0
52	下関市	122,520,000	75,710,956	172,708,060	370,939,016	1.5		569,155	0.46	▲ 1.2
53	高松市	168,900,000	116,865,257	33,309,367	319,074,624	3.3		743,887	0.44	0.6
54	松山市	207,770,000	145,072,900	50,585,800	403,428,700	▲ 1.6		826,385	0.40	0.6
55	高知市	148,500,000	105,382,000	32,188,500	286,070,500	▲ 2.3		645,927	0.43	2.0
56	久留米市	144,870,000	102,661,000	28,061,000	275,592,000	-		640,226	0.44	-
57	長崎市	218,770,000	115,257,150	39,934,329	373,961,479	-	骨格	866,928	0.40	1.9
58	佐世保市	119,443,347	89,638,237	23,945,475	233,027,059	-	骨格	608,240	0.51	0.8
59	大分市	200,437,000	102,183,000	45,355,000	347,975,000	-	骨格	921,208	0.46	▲ 0.0
60	宮崎市	181,480,000	107,567,000	38,769,000	327,816,000	5.0		724,324	0.40	3.0
61	鹿児島市	278,872,000	133,468,000	76,831,000	489,171,000	3.1		1,005,388	0.36	1.0
62	那覇市	168,677,000	75,802,767	15,762,336	260,242,103	4.9		787,875	0.47	3.9

#### 4 議員定数、議員報酬

※ 報酬額が一時的に削減されている場合は、削減前の額を上段に記載、削減後の額を下段に括弧書きで記載し、備考欄に削減期間や削減率を記載

令和5年4月1日現在

	議員定数(人)			議員報酬 ※									備考
	条例定数	現員数	直近改選時期	議長(円)	副議長(円)	委員長(円)	副委員長(円)	議員(円)	期末手当	加算率(%)	正副委員長報酬の対象となる委員会		
1	函館市	27	26	R1.5	630,000	560,000	-	-	510,000	4.40	20	-	
2	旭川市	34	34	R1.5	625,000	555,000	-	-	515,000	4.10	20	-	
3	青森市	32	32	R4.11	658,000	603,000	-	-	580,000	3.25	20	-	
4	八戸市	32	30	R1.5	687,000	626,000	-	-	597,000	3.25	20	-	
5	盛岡市	38	38	R5.8	711,000	645,000	-	-	617,000	3.35	20	-	
6	秋田市	36	36	R1.5	704,000	655,000	-	-	625,000	3.125	20	-	
7	山形市	33	33	R5.5	740,000	690,000	-	-	640,000	3.25	45	-	
8	福島市	35	35	R1.6	682,000	635,900	-	-	599,000	3.30	20	-	
9	郡山市	38	36	R1.9	685,000	638,000	-	-	600,000	3.25	20	-	
10	いわき市	37	37	R2.10	700,000	660,000	-	-	630,000	3.25	20	-	
11	水戸市	28	26	R1.5	700,000	630,000	-	-	590,000	3.30	45	-	
12	宇都宮市	45	42	R5.5	800,000	710,000	-	-	670,000	4.40	20	-	
13	前橋市	38	36	R3.2	655,000	620,000	-	-	585,000	3.30	45	-	
14	高崎市	38	38	H31.4	635,000	605,000	-	-	570,000	4.35	20	-	
15	川越市	36	33	R1.5	641,000	588,000	-	-	576,000	4.40	20	-	
16	川口市	42	42	R5.5	748,000	684,000	-	-	641,000	3.70	45	-	
17	越谷市	32	30	R1.5	657,000	591,000	-	-	575,000	4.40	20	-	
18	船橋市	50	48	R5.4	759,000	686,000	-	-	613,000	4.40	20	-	
19	柏市	36	35	R1.9	668,000	597,000	-	-	577,000	4.40	20	-	
20	八王子市	40	38	R1.5	750,000	680,000	630,000	-	610,000	4.55	20	議会運営委員会、常任委員会	
21	横須賀市	40	38	R1.5	743,000	680,000	-	-	646,000	3.30	45	-	
22	富山市	38	35	R3.4	715,000	645,000	-	-	600,000	3.30	45	-	
23	金沢市	38	34	R1.5	810,000	745,000	-	-	700,000	3.30	40	-	
24	福井市	32	32	R1.5	740,000	670,000	-	-	630,000	3.30	40	-	
25	甲府市	32	32	R1.5	660,000	610,000	-	-	590,000	3.30	20	-	
26	長野市	39	35	R1.9	732,000	654,000	-	-	606,000	3.30	45	-	議員の定数に関する条例が令和5年3月1日付で改正され、定数が39人から36人に減員されている。議員辞職により現員数は35人となっているが、定数36人の適用は令和5年10月1日から任期が始まる議員改選に対して適用される。
27	松本市	31	28	R1.5	617,000	554,000	-	-	497,000	3.30	45	-	
28	岐阜市	38	38	R1.5	770,000	700,000	-	-	650,000	4.35	20	-	
29	豊橋市	36	35	R1.5	716,000	651,000	-	-	585,000	3.30	45	-	
30	岡崎市	37	37	R2.10	736,000	668,000	-	-	614,000	3.30	45	-	
31	一宮市	38	38	R5.4	639,000	587,000	-	-	545,000	3.30	45	-	
32	豊田市	45	45	R5.4	759,000	691,000	-	-	642,000	3.30	45	-	
33	大津市	38	34	H31.4	657,000	611,000	-	-	563,000	3.35	20	-	
34	豊中市	34	32	R1.5	730,000	690,000	-	-	635,000	4.30	20	-	
35	吹田市	36	35	R1.5	740,000	700,000	-	-	650,000	4.35	20	-	

#### 4 議員定数、議員報酬

※ 報酬額が一時的に削減されている場合は、削減前の額を上段に記載、削減後の額を下段に括弧書きで記載し、備考欄に削減期間や削減率を記載

令和5年4月1日現在

	議員定数(人)			議員報酬 ※								備考	
	条例定数	現員数	直近改選時期	議長(円)	副議長(円)	委員長(円)	副委員長(円)	議員(円)	期末手当	加算率(%)	正副委員長報酬の対象となる委員会		
36	高槻市	34	31	R1.5	750,000	710,000	680,000	-	660,000	4.35	20	議会運営委員会、常任委員会	
37	枚方市	32	29	H31.4	766,000 (720,000)	727,000 (683,300)	688,000 (646,700)	679,000 (638,200)	669,000 (628,800)	4.40	20	議会運営委員会、常任委員会	議員報酬については、平成24年4月から6%減額を継続中。(令和5年4月30日まで)
38	八尾市	28	28	R1.5	700,000	650,000	-	-	610,000	4.20	20	-	
39	寝屋川市	24	24	H31.4	745,000 (728,000)	705,000 (688,000)	670,000 (653,000)	665,000 (648,000)	660,000 (643,000)	4.25	20	議会運営委員会及び予算決算常任委員会の委員長・副委員長は除く。	当面の間は、月額報酬は下段( )内の金額。ただし、期末手当は上段の金額を基に算出。
40	東大阪市	38	38	R1.10	720,000	666,000	-	-	630,000	3.90	20	-	
41	姫路市	47	45	R1.5	823,000	747,000	-	-	685,000	4.40	20	-	
42	尼崎市	42	42	R3.6	797,000	717,000	-	-	640,000	3.30	45	-	
43	明石市	30	28	H31.4	732,000	667,000	-	-	602,000	4.35	20	-	
44	西宮市	41	40	R1.6	827,000	748,000	707,000	692,000	687,000	4.40	20	議会運営委員会、常任委員会	
45	奈良市	39	37	R3.7	733,000	644,000	-	-	596,000	3.30	45	-	
46	和歌山市	38	35	R1.5	790,000	720,000	-	-	660,000	4.40	20	-	
47	鳥取市	32	32	R4.12	584,000	513,000	-	-	475,000	3.30	45	-	
48	松江市	34	31	R3.4	584,000	504,000	-	-	475,000	3.25	40	-	
49	倉敷市	43	42	R3.2	780,000	720,000	-	-	670,000	4.40	20	-	
50	呉市	32	32	H5.4	660,000	600,000	560,000	555,000	550,000	4.44	20		期末手当の額は、議員報酬の月額から当該額の20%(議長にあつては24%)に相当する額を減じて得た額
51	福山市	38	35	R2.5	765,000	685,000	-	-	635,000	4.40	20	-	
52	下関市	34	34	R5.2	655,000	590,000	572,000	558,000	545,000	2.40	45	議会運営委員会、常任委員会	
53	高松市	40	40	R5.4	727,000	647,000	-	-	608,000	3.30	20	-	
54	松山市	43	43	R4.5	732,000	654,000	-	-	623,000	3.30	20	-	
55	高知市	34	33	R1.5	678,000	615,000	-	-	585,000	3.30	20	-	
56	久留米市	36	35	H31.4	683,000	616,000	-	-	582,000	3.30	45	-	
57	長崎市	40	39	R1.5	737,000	673,000	-	-	619,000	3.30	35	-	
58	佐世保市	33	31	H31.4	662,000	602,000	573,000	568,000	563,000	3.30	20	常任委員会、特別委員会、議会運営委員会	
59	大分市	44	44	R3.2	766,000	695,000	-	-	641,000	3.30	40	-	
60	宮崎市	40	38	H31.4	696,000	625,000	-	-	583,000	3.30	20	-	
61	鹿児島市	45	43	R2.4	790,000	738,000	696,000	-	686,000	3.30	20	常任委員会、議会運営委員会	
62	那覇市	40	40	R3.8	694,000	626,000	-	-	586,000	3.20	20	-	

## 5 費用弁償

令和5年4月1日現在

	支給有無	金額/日	対象会議
1 函館市	有	公共交通機関:実費額 自家用車:37円/km 2km未満は支給しない	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
2 旭川市	無	-	-
3 青森市	無	-	-
4 八戸市	無	-	-
5 盛岡市	有	住居から本庁舎までの距離が2km以上に支給 2km以上4km未満300円から2kgごとに区分し50km以上4,000円を上限とする	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
6 秋田市	無	-	-
7 山形市	無	-	-
8 福島市	有	本会議または委員会の招集に応じた議員の居住地から議事堂までの距離により支給 (4km未満 1,000円、4km以上8km未満 1,500円、8km以上 2,000円)	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
9 郡山市	無	-	-
10 いわき市	有	1kmにつき37円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
11 水戸市	無	平成22年4月1日より、当分の間、支給を停止している	-
12 宇都宮市	無	-	-
13 前橋市	無	-	-
14 高崎市	無	-	-
15 川越市	有	住居から議事堂までの片道の距離が2km以上に支給。・2km以上4km未満130円・4km以上6km未満160円・6km以上8km未満210円・8km以上10km未満270円・10km以上320円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
16 川口市	有	日額 5,000円	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会又は川口市議会会議規則(昭和49年議会規則第1号)第166条第1項及び第2項の規定により設けられた協議等の場に出席した場合。 ※重複支給はしない
17 越谷市	無	-	-
18 船橋市	無	-	-
19 柏市	無	-	-
20 八王子市	無	-	-
21 横須賀市	無	-	-
22 富山市	無	-	-
23 金沢市	有	4,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
24 福井市	無	-	-
25 甲府市	無	-	-
26 長野市	有	当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり 37円を乗じて得た額	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
27 松本市	有	当該議員の住居と勤務場所との間を合理的な経路により往復した場合の距離に1キロメートル当たり 37円を乗じて得た額	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
28 岐阜市	無	-	-
29 豊橋市	無	-	-
30 岡崎市	無	-	-
31 一宮市	無	-	-
32 豊田市	有	一般職の職員の通勤手当の例により算定した額	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、常任・特別委員長会議 ※重複支給はしない
33 大津市	有	2km以上10km未満500円 10km以上15km未満1,000円 15km以上20km未満1,500円 20km以上2,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、議会広報広聴委員会 ※重複支給はしない
34 豊中市	無	-	-
35 吹田市	無	-	-
36 高槻市	無	-	-

## 5 費用弁償

令和5年4月1日現在

	支給 有無	金額/日	対象会議
37	枚方市	無	-
38	八尾市	無	-
39	寝屋川市	無	-
40	東大阪市	無	-
41	姫路市	有 陸路:37円/km 水路:船賃 公用車利用時は支給なし	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
42	尼崎市	無	-
43	明石市	無	-
44	西宮市	無	-
45	奈良市	無	-
46	和歌山市	無	-
47	鳥取市	無	-
48	松江市	有 5km未満;1,000円/日 5km以上~15km未満;2,000円/日 15km以上;3,000円/日	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、議会広報等委員会 ※重複支給はしない 正副議長につき公用車利用時は支給なし
49	倉敷市	無	-
50	呉市	有 2,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
51	福山市	有 身体上の障害、身体機能の低下その他の理由により、その移動が著しく困難であると議長が認めた議員に限り、本人の申出により、住居から議事堂までの距離に応じた費用弁償を支給する。 (1)住居から議事堂までの距離が5km未満 1,000円 (2)住居から議事堂までの距離が5km以上10km未満 2,000円 (3)住居から議事堂までの距離が10km以上 4,000円  2018年(平成30年)10月1日から施行(2018年(平成30年)9月25日議決)	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場
52	下関市	有 20円×自宅からの往復距離(1km未満切り捨て) 全行程の一部に公用車等利用の場合は算出額の1/2相当額 全行程公用車等利用の場合は費用弁償支給なし	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場(議会広報部会:但し重複支給はしない)
53	高松市	有 3,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
54	松山市	有 議員の住居と議場との間を最も経済的かつ合理的と議長が認めた経路及び手段により往復する場合に要する交通機関の運賃の相当額を支給する。ただし、公用自動車を利用したときは、費用弁償は行わない。	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
55	高知市	無 4km未満4,000円、4km以上4,500円(平成17年4月1日から支給凍結中)	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会
56	久留米市	無	-
57	長崎市	無	-
58	佐世保市	有 住居から本会議等の開催場所までの片道の路程の区分に応じ、下記に定める額 2km未満 日額 3,000円 10km以上15km未満 日額 4,500円 2km以上 5km未満 日額 3,500円 15km以上 日額 5,000円 5km以上10km未満 日額 4,000円 ※公用車を使用した議長等の費用弁償の額は、日額 3,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、各常任委員会協議会
59	大分市	有 3,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、協議等の場 ※重複支給はしない
60	宮崎市	有 10km未満 日額3,000円、10km以上 日額5,000円	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会、広報広聴委員会、災害対策連絡会議、感染症対策連絡会議 ※重複支給はしない
61	鹿児島市	有 3,000円	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会 ※重複支給及び、オンラインによる方法で出席した場合は支給しない
62	那覇市	無	-

## 6 公用車

※1 主に議長又は副議長が乗車する車両 ※2 議長車以外で主に議会が使用する車両 ※3 主に議会の運転業務のために勤務する職員

※4 ローテーション制やシフト制の場合は、同時間帯に勤務する人数

令和5年4月1日現在

	議長車※1			議会車(バス含む)※2			運転職員※3				備考
	保有台数	車両定員(運転手除く)	所管	保有台数	車両定員(運転手除く)	所管	人数※4	任用形態 (正:正職員、再:再任用職員、 会:会計年度任用職員)	所属	備考	
1 函館市	1	7	議会	0	-		1	再1	議会		
2 旭川市	1	6	市長部局	0	-		1	会1	市長部局		
3 青森市	1	7	市長部局	2	7,39	市長部局	1	正1	市長部局	議会専属運転手は1人、議会車及びバスの運転手は、その都度管財課で調整	
4 八戸市	1	7	議会				1	正1	議会		
5 盛岡市	1	7	市長部局	1	26	議会	2		市長部局		
6 秋田市	2	4,6	議会	1	24	議会	2	再2	議会		
7 山形市	1	4	市長部局				1	正1	議会		
8 福島市	1	4	議会	1	25	市長部局	1	正1	議会		
9 郡山市	1	6	議会				1	再1	議会	必要に応じ、市長部局へ運転を依頼	
10 いわき市	2	7,7	議会	1	26	議会	2	正1、再1	議会		
11 水戸市	2	4,6	市長部局				1	正1	議会		
12 宇都宮市	1	6	議会				1	正1	議会		
13 前橋市	1	4	議会	0			1	再1又は会1	市長部局	再任用職員1人、会計年度任用職員3人でローテーション	
14 高崎市	1	4	議会	1	7	議会	1	正1	議会		
15 川越市	1	4	市長部局				1	正1	市長部局		
16 川口市	2	4,6	議会	2	6,7	議会	-	-	その他	議会事務局職員が交代で運転	
17 越谷市	1	4	議会	1	9	議会	1	正1	議会		
18 船橋市	1	6	議会				-	-	その他	運行管理業務を委託	
19 柏市	1	4	議会	1	7	議会	1	再1	議会		
20 八王子市	1	6	市長部局				1	再1	市長部局		
21 横須賀市	1	6	市長部局				1	正1	市長部局		
22 富山市	1	4	市長部局				1	正1	議会		
23 金沢市	2	4,4	議会	1	24	議会	3	会1、再2	議会		
24 福井市	3	4,6,6	議会	1	6	議会	2	正1、再1	議会		
25 甲府市	1	4	議会				1	正1	市長部局	管財課職員が併任	
26 長野市	1	4	議会	1	19	議会	1	正1	議会	マイクロ運転は外部委託	
27 松本市	1	4	市長部局				1	正1	市長部局		
28 岐阜市	1	4	議会	1	29	議会	1	再1	議会	マイクロ運転は市長部局	
29 豊橋市	1	4	議会				-	-	その他	運転手1人を外部委託	
30 岡崎市	1	4	議会				1	正1	議会		
31 一宮市	1	6	市長部局				1	正1	議会		
32 豊田市	1	1	議会	1	27	議会	2	正1、再1	議会		
33 大津市	1	4	議会				1	正1	議会		
34 豊中市	1	6	市長部局				1	正1	市長部局		
35 吹田市	1	6	市長部局				2	正1、再1	市長部局		
36 高槻市	1	6	市長部局				3	再3	市長部局	再3が市長及び議長車を月ごとに交代で担当	
37 枚方市	1	7	議会				-	-	その他	運転手は事務局職員が担当	
38 八尾市	1	6	市長部局				1	正1	議会	技能労務職員が担当	
39 寝屋川市	1	7	市長部局	-	-		1	正1	市長部局		
40 東大阪市	1	4	議会				-	-	その他	運転手1人を外部委託	

## 6 公用車

※1 主に議長又は副議長が乗車する車両 ※2 議長車以外で主に議会が使用する車両 ※3 主に議会の運転業務のために勤務する職員  
 ※4 ローテーション制やシフト制の場合は、同時間帯に勤務する人数

令和5年4月1日現在

	議長車※1			議会車(バス含む)※2			運転職員※3			備考	
	保有台数	車両定員(運転手除く)	所管	保有台数	車両定員(運転手除く)	所管	人数※4	任用形態 (正:正職員、再:再任用職員、 会:会計年度任用職員)	所属		備考
41	姫路市	1	4	議会	0		0			令和5年3月31日付 正1→0人	令和4年10月28日付議長車1→0台
42	尼崎市	2	4,4	市長部局	1	7	市長部局	-	-	市長部局	市長部局で外部委託
43	明石市	1	4	市長部局	-	-		2	正2	市長部局	管財担当が併任
44	西宮市	1	6	議会				1	再1	議会	
45	奈良市	1	4	議会				-	-	その他	運転は議会総務課で対応。
46	和歌山市	4	4,6,4,7	議会				3	正1、再2	議会	
47	鳥取市	1	4	議会				-	-	その他	運転は、事務局職員(正規職員)が交代で担当
48	松江市	1	6	議会				1		市長部局	
49	倉敷市	1	4	議会				1	再1	議会	
50	呉市	1	7	議会	-	-		2	会2	議会	運転手はシフト勤務
51	福山市	1	4	議会				1	会1	市長部局	
52	下関市	2	4,4	議会				2	正2	議会	
53	高松市	2	4,4	市長部局	0			2	正1、再1	市長部局	
54	松山市	1	7	議会	1	5	議会	2	正1、会1	議会	議会車運転業務の会計年度任用職員1名は事務局用務と兼務
55	高知市	1	7	議会				1	正1	議会	
56	久留米市	2	4,4	市長部局	1	20	市長部局	2	会2	議会	運転手は財産管理課と併任
57	長崎市	1	4	議会	2	4,26	議会	2	正2	議会	
58	佐世保市	1	4	議会	1	24	議会	1	正1	議会	
59	大分市	1	4	議会				1	正1	議会	
60	宮崎市	1	4	議会	1	27	議会	1	会1	議会	
61	鹿児島市	1	4	市長部局	1	25	市長部局	2	正2	市長部局	運転手は管財課職員が担当
62	那覇市	1	7	議会	1	26	議会	2	会2	議会	シフト勤務

7 政務活動費①

令和5年4月1日現在

	月額/人 (円)	年額/人 (円)	交付対象	収支報告書への添付資料
1 函館市	45,000	540,000	会派	領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の用途に関する資料
2 旭川市	80,000	960,000	会派及び会派に属さない議員	会計帳簿、領収書等の写し
3 青森市	90,000	1,080,000	会派(会派に属する議員全てが個人に対する交付を希望する場合は議員個人)及び会派に属さない議員	会計帳簿、領収書の写し等
4 八戸市	80,000	960,000	会派及び会派に属さない議員	領収書等、視察報告書、活動記録簿
5 盛岡市	50,000	600,000	議員	領収書等の原本又は写し、視察等概要書等
6 秋田市	100,000	1,200,000	会派	会議資料(研究会・研修会)、調査資料及び所感(先進地調査等)、領収書等
7 山形市	100,000	1,200,000	議員	領収書、その他証拠書類、活動報告書、視察報告書、旅費等支出計算書、行程表、会計帳簿、作成物がある場合はその作成物等
8 福島市	100,000	1,200,000	会派 (所属議員が1人の場合を含む)	領収書、支払証明書、政務活動報告書、その他政務活動費の支出内容を補完する書類
9 郡山市	100,000	1,200,000	会派	領収書その他の支出を証する書類、行政調査等の成果報告書、作成物(広報紙、報告書、ウェブページ等)がある場合は、その作成物、他
10 いわき市	110,000	1,320,000	会派	領収書等の支出を明らかにした書面
11 水戸市	90,000	1,080,000	会派(その所属する議員が3人未満の場合を含む)	領収書その他の当該支出の事実を証する書類
12 宇都宮市	100,000	1,200,000	会派	領収書等の原本、政務活動費収入支出記入簿、政務活動費科目別明細書、政務活動費実績報告書
13 前橋市	100,000	1,200,000	会派(一人会派含む)	領収書その他の証拠書類
14 高崎市	-	1,000,000	会派又は議員	会計帳簿、領収書等の証拠書類(原本)、視察報告書等
15 川越市	70,000	840,000	会派(一人会派含む)	領収書、領収書添付書兼活動報告書、行政視察報告書
16 川口市	180,000	2,160,000	会派に属する議員にあっては、会派及び議員に交付可能。会派に属さない議員にあっては、議員に交付。	政務活動報告書(個表)、領収書の写し等
17 越谷市	80,000	960,000	会派及び議員	領収書、その他証拠書類を添付
18 船橋市	80,000	960,000	会派又は議員	領収書(1円以上)、または領収書を徴することができない場合は、これに代わる書面
19 柏市	80,000	960,000	会派及び議員	領収書等の証拠書類、視察報告書、会計帳簿、研修報告書
20 八王子市	60,000	720,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	すべての支出に係る領収書等
21 横須賀市	130,000	1,560,000	議員又は会派	政務活動費収支報告書について、原則として領収書を添付し、領収書の徴収が困難な場合は支払確認書をもってこれに代えることができる。
22 富山市	150,000	1,800,000	会派	すべての支出に係る領収書、その他証拠書類及び実績報告書
23 金沢市	160,000	1,920,000	議員	政務活動費出納簿の写し、領収書の写し、海外・県外等政務活動報告書、市政報告会等開催報告書、広報誌等作成報告書及び関係書類、職員雇用台帳(職員雇用の際)、政務活動事務所届(事務所費計上の際)、備品台帳(1万円以上の備品購入の際)
24 福井市	150,000	1,800,000	議員及び会派	領収書、その他の支払証拠書類の写し、金銭出納簿、政務活動記録簿、月別支出一覧表
25 甲府市	40,000	480,000	会派(所属議員が1名の場合も含む)	旅費を除く全ての支出に係る領収書、視察報告書、研修報告書、その他(広報費における広報原稿、広聴費、要請・陳情活動費、会議費における各種報告書)
26 長野市	85,000	1,020,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	すべての支出に係る領収書等の証拠書類
27 松本市	-	250,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	政務活動費活動報告書及び領収書の写し(領収書の写しのないものは、その金額、相手方及び理由を記載した書類)
28 岐阜市	150,000	1,800,000	会派又は議員	政務活動費に係る政務活動実績報告書、視察・調査報告書、研修受講報告書、要請・陳情活動報告書、領収書等の証拠書類、会計帳簿の写し
29 豊橋市	90,000	1,080,000	議員	領収書の写し、視察報告書
30 岡崎市	50,000	600,000	会派及び会派に属さない議員	領収書の写し、調査研修に係る報告書及び広報費に係る広報誌、調査業務の外部委託をした際の契約書の写し及び成果品原本
31 一宮市	50,000	600,000	議員	会計帳簿、領収書又はこれに準ずる書類を添付
32 豊田市	-	600,000	会派及び議員	領収書等の証拠書類の写し
33 大津市	70,000	840,000	会派	すべての支出に係る領収書の写しの添付
34 豊中市	70,000	840,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	領収書、その他証拠書類等。活動記録票(旅費や研修参加負担金などの支出がある場合)
35 吹田市	110,000	1,320,000	会派	会計帳簿、支払伝票、領収書等
36 高槻市	70,000	840,000	議員	会計帳簿、領収書外証拠書類



## 7 政務活動費①

令和5年4月1日現在

	月額/人 (円)	年額/人 (円)	交付対象	収支報告書への添付資料	
37	枚方市	70,000	840,000	議員	領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の用途に関する資料
38	八尾市	70,000	840,000	会派又は議員	領収書、会計帳簿、活動記録簿(調査研究、研修費、広聴費)、活動報告書
39	寝屋川市	45,000	540,000	会派又は会派に属するものの議員個人として政務活動費の交付を受ける議員若しくは会派に属さない議員	領収書、その他証拠書類、活動報告書等
40	東大阪市	150,000	1,800,000	会派	会計帳簿、領収書、活動報告書、その他活動実績に応じて必要書類を添付
41	姫路市	85,000	1,020,000	会派	収支報告書について、すべての支出に係る領収書等の証拠書類の写し及び会計帳簿の写し
42	尼崎市	100,000	1,200,000	会派(無所属議員は会派と同等と認めて交付)	領収書等(1円以上)
43	明石市	80,000	960,000	会派	領収書等(1円以上)の原本
44	西宮市	120,000	1,440,000	会派及び議員	領収書等の証拠書類
45	奈良市	70,000	840,000	議員(会派所属議員全員の合意があれば、会派への交付も可)	領収書等の証拠書類
46	和歌山市	100,000	1,200,000	会派(一人会派含む)	金銭の支払に関する証拠書類の写し
47	鳥取市	30,000	360,000	会派又は会派に所属しない議員	出納簿、支出伝票、領収書(又はそれに代わる証拠書類)、政務活動報告書
48	松江市	25,000(個人) 15,000(会派)	300,000(個人) 180,000(会派)	会派及び議員	領収書(原本)及び視察報告書
49	倉敷市	120,000	1,440,000	会派又は会派に所属しない議員	収支報告書に係る領収書、出張報告書等の証拠書類(写し)
50	呉市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	領収書、領収書を徴することができない場合は、政務活動費支払証明書等
51	福山市	130,000	1,560,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	支出書、領収書(1円以上)、研究研修・調査報告書の写し
52	下関市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合も含む)	領収書(1円以上)、その他証拠書類
53	高松市	100,000	1,200,000	議員	領収書等の写し、政務活動記録票、職員雇用台帳、支払確認書、政務活動費を計上する事務所に関する届出書
54	松山市	102,000	1,224,000	議員	領収書(1円以上)、県外活動・調査研究視察報告書、その他証拠書類
55	高知市	100,000	1,200,000	会派	活動内容報告書兼政務活動費支出明細書、領収書、行政視察報告書、支払証明書
56	久留米市	50,000	600,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	領収書(1円以上・原本)、視察・研修報告書、その他証拠書類
57	長崎市	150,000	1,800,000	議員	金銭出納簿、支払伝票、領収書等。 その他、旅費には出張記録書、入手資料、報告書、印刷費には発行した印刷物の完成品、書籍には図書購入明細書など。
58	佐世保市	50,000	600,000	会派	領収書又はこれに準ずる書類
59	大分市	100,000	1,200,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	1. 会計帳簿、2. 領収書、3. 支出調書、4. 市内県内政務調査旅費計算書兼支出調書、5. 旅費計算書、6. 出張命令書兼支出調書、7. 旅費精算書兼旅行命令変更書、8. 出張報告書、9. 実施(参加)報告書、10. 前渡金支出調書、11. 前渡金精算書、12. 新聞購読料計算書、13. 燃料費計算書、14. 電話等利用計算書
60	宮崎市	80,000	960,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	出納簿、会計伝票、領収書、備品台帳。その他、調査研究費旅費では実績報告書、広報広聴費印刷費では発行した印刷物、資料購入費では購入した書籍の表紙の写しなど
61	鹿児島市	150,000	1,800,000	会派(所属議員が1人の場合を含む)	領収書等の写し、出張報告書の写し
62	那覇市	90,000	1,080,000	会派又は議員	領収書、その他証拠書類

## 8 政務活動費②

※ 情報公開条例に基づく公開は除く。

令和5年4月1日現在

	収支報告書等の公開※				
	公開有無	公開方法(場所)	ホームページで公開している資料	ホームページ以外でのみ公開している資料	
1	函館市	有	ホームページ、議会事務局執務室	収支報告書、会計帳簿、各種伝票(領収書等含む)	
2	旭川市	有	ホームページ、議会図書室	決算書、会計帳簿、領収書等	
3	青森市	有	ホームページ	収支報告書、会計帳簿	なし
4	八戸市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、支出整理簿、領収書等、視察報告書	視察報告書に係る視察先から配付された資料
5	盛岡市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、支出整理簿、領収書等、視察報告書	
6	秋田市	有	ホームページ、議会図書室	すべての支出について、領収書等の証拠書類を報告書に添付して提出。 (※研究会・研修会へ出席した時一会議資料を追加、先進地調査等をした時→調査資料および所感を追加)	
7	山形市	有	閲覧、ホームページ	収支報告書、会計帳簿、領収書、その他証拠書類全て	
8	福島市	有	ホームページ、市民情報室	収支報告書、領収書、会計帳簿、活動報告書・視察報告書、収支報告書の内容を取りまとめた一覧表、会派だよりなど政務活動費により作成した印刷物	
9	郡山市	有	ウェブサイト、議会事務局、市政情報センター	領収書その他支出を証する書類、行政調査等の成果報告書、作成物(広報紙、報告書、ウェブページ)	
10	いわき市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書	
11	水戸市	無		-	
12	宇都宮市	有	ホームページ、行政情報センター(本庁内)	収支報告書、収入支出記入簿、科目別明細書、政務活動実績報告書、領収書等証拠書類、執行状況一覧	無
13	前橋市	有	ホームページ、情報公開コーナー	収支報告書、行政視察(研修)報告書(R3年度分から掲載)、領収書等整理票、領収書、旅費支給内訳書	備品台帳、行政視察(研修)報告書のうち、写真・資料
14	高崎市	有	ホームページ、市民情報センター	会計帳簿、領収書等の証拠書類(原本)、視察報告書等	-
15	川越市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書	領収書、領収書添付書兼活動報告書、行政視察報告書
16	川口市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、個表、領収書等、請求書、研修会等の案内・相手方名刺等、広報紙(誌)、ホームページのトップページ等、業務委託成果物、賞金受領証明書等、名刺、政務活動費の手引き	視察報告書、各種契約書・事務所設置報告書
17	越谷市	有	ホームページ	収支報告書、出納簿兼使途項目別集計表	-
18	船橋市	有	議会事務局、議会ウェブサイト	収支報告書、領収書等	-
19	柏市	有	市庁舎1F「行政資料室」	収支報告書、領収書等の証拠書類、視察報告書、会計帳簿、研修報告書	
20	八王子市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書	
21	横須賀市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支報告書、視察等報告書、運用マニュアル	備品整理台帳、事務所設置・携帯使用届
22	富山市	有	閲覧室、ホームページ	すべての支出に係る領収書、その他証拠書類及び実績報告書	
23	金沢市	有	ホームページ、議会図書室、市政情報コーナー	収支報告書、出納簿	領収書の写し、海外・県外等政務活動報告書、市政報告会等開催報告書、広報誌等作成報告書及び関係書類、職員雇用台帳(職員雇用の際)、政務活動事務所届(事務所費計上の際)、備品台帳(1万円以上の備品購入の際)
24	福井市	有	市役所1階市民サービス推進課	-	領収書、その他の支払証拠書類の写し、金銭出納簿、政務活動記録簿、月別支出一覧表
25	甲府市	有	議会局窓口及びホームページ	収支報告書、各項目別の支出一覧、経費内訳書、領収書、視察報告書	その他の書類の公開については情報公開条例による。
26	長野市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、領収書、活動報告書等	
27	松本市	有	ホームページ、議会事務局	政務活動費収支(領収書等)、活動報告	
28	岐阜市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書及びその添付書類	
29	豊橋市	有	市庁舎1F「じょうほうひろば」ホームページ	収支報告書、収支内訳書、収支一覧	支出伝票、領収書等の証拠書類の写し、視察報告書
30	岡崎市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支報告書、領収書の写し、調査研修に係る報告書及び広報費に係る広報誌、調査業務の外部委託をした際の契約書の写し及び成果品原本	
31	一宮市	有	ホームページ、市資料コーナー(本庁舎、尾西庁舎、木曾川庁舎)	収支報告書、会計帳簿	
32	豊田市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支一覧表	収支報告書、収支決算書、領収書等の証拠書類の写し、視察報告書、研修報告書

## 8 政務活動費②

※ 情報公開条例に基づく公開は除く。

令和5年4月1日現在

	収支報告書等の公開※				
	公開有無	公開方法(場所)	ホームページで公開している資料	ホームページ以外でのみ公開している資料	
33	大津市	有	ホームページ、情報公開	収支報告書、出納簿、視察報告書、収支伝票、領収書、備品台帳	
34	豊中市	有	ホームページ、市政情報コーナー	収支報告書、領収書、会計帳簿、支払伝票(全て写し)	旅費明細書、行政視察時の活動報告書
35	吹田市	有	ホームページ	収支報告書、会計帳簿、支払伝票、領収書又は支払った事実を証する資料、出張報告書	—
36	高槻市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書他証拠書類	
37	枚方市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書、領収書に準ずる書類、会計伝票、支出伝票、出張報告書ならびに政務活動費の用途に関する資料	
38	八尾市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、活動報告書	会計帳簿、領収書、活動記録簿(調査研究、研修費、広聴費)
39	寝屋川市	有	ホームページ、市民情報コーナー	収支報告書	領収書等を含む全ての書類の写し
40	東大阪市	有	ホームページ、議会窓口	収支報告書、活動報告書、会計帳簿、領収書等	
41	姫路市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、領収書等の写しを添付した支出書、会計帳簿の写し	
42	尼崎市	有	ホームページ、議会事務局内	収支報告書、領収書の添付された支出書、経理帳簿(議会事務局作成分)、出張の報告書及びその成果物	—
43	明石市	有	議会局内、ホームページ	収支報告書	領収書の写し等
44	西宮市	有	ホームページ、総務課(情報公開・公文書担当)	収支報告書、項目集計表、政務活動記録簿、領収書等の証拠書類等	
45	奈良市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書等	
46	和歌山市	有	ホームページ	収支報告書、領収書等	
47	鳥取市	有	ホームページ、議会事務局	出納簿、支出伝票、領収書(又はそれに代わる証拠書類)、政務活動報告書 ※領収書は平成30年度分から公開	
48	松江市	有	ホームページ、議会図書室行政資料コーナー	収支報告書、領収書などの支出の根拠となる書類	
49	倉敷市	有	事務局及びホームページ	収支報告書、領収書等	
50	呉市	有	議会事務局、ホームページ	政務活動費収支報告書、出納簿、備品台帳、支出伝票(領収書等)を公開。個人情報と議会が判断する部分は除く。	領収書等添付書類、視察報告書
51	福山市	有	ホームページ	収支報告書等	
52	下関市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書(1円以上)、その他証拠書類	
53	高松市	有	ホームページ	収支報告書と全ての添付書類(個人情報等は黒塗り)	ホームページにて全て公開
54	松山市	有	ホームページ	個人別収支一覧、収支報告書、収支伝票、領収書、視察報告書等	
55	高知市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、活動内容報告書兼政務活動費支出明細書、領収書、行政視察報告書、支払証明書、その他根拠となる資料。	なし
56	久留米市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告一覧、収支報告書、事業実績報告書、視察(研修)報告書、出納簿、収入書、支出書、領収書、その他収入及び支出を証明できる資料	
57	長崎市	有	ホームページ、議会事務局	原則として全部公開(情報公開請求をせずに事務局で閲覧可能)。ホームページでは収支報告書、金銭出納簿、領収書を公開している。	
58	佐世保市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書、領収書等	
59	大分市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告書・会計帳簿・領収書等	
60	宮崎市	有	議会事務局	収支報告書	出納簿、収入伝票、支出伝票、備品台帳、領収書、調査研究費・要請陳情活動費実績報告書、会議実績報告書、人件費実績報告書ほか付随する資料
61	鹿児島市	有	ホームページ、議会図書室	収支報告書、領収書等の写し	出張報告書の写し
62	那覇市	有	ホームページ、議会事務局	収支報告一覧表、収支報告書、領収書等	

## 9 行政視察

※ 毎年実施しない場合は、実施する場合の金額を記載し、実施間隔(「隔年」など)を括弧書きする。

令和5年4月1日現在

	一人当たり視察旅費・年額(円) ※				
	常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	一般行政視察	その他視察
1 函館市	130,000	なし	130,000	なし	
2 旭川市	150,000 (隔年実施)	予算の範囲内 (必要の都度)	なし	220,000円(任期中2回以内)	単独行政視察 150,000※1回あたり (任期中に2回実施)
3 青森市	110,000	90,000	110,000	200,000円	一般行政視察 200,000
4 八戸市	150,000	130,000 (隔年実施)	130,000		個人視察 170,000
5 盛岡市	118,000	120,000	111,000【2年に1回実施】	なし	議会広報委員会 59,520 (2年に1回実施)
6 秋田市	140,000	実費(予算の範囲内)	70,000	なし	
7 山形市	150,000	120,000	120,000	なし	
8 福島市	200,000	120,000	170,000		
9 郡山市	135,000	予算の範囲内 (必要の都度)	142,500	なし	
10 いわき市	120,000	65,000 (必要に応じて実施)	なし	なし	議会改革推進検討委員会 65,000 政策提案検討委員会65,000(必要に応じて実施)
11 水戸市	90,000	改選のため当初予算は0 (設置後は1人50,000円を 補正予定)	50,000		議会報編集委員会 50,000
12 宇都宮市	130,000	100,000	議会運営の調査に係る議員派遣として30,000円、広報広聴等の調査に係る議員派遣として30,000円		
13 前橋市	110,000	80,000	80,000	なし	議員派遣110,000円
14 高崎市	120,000	80,000	80,000		広報委員会80,000円
15 川越市	180,000	90,000	100,000	なし	
16 川口市	160,000	150,000 (改選期の年度は実施せず)	160,000		
17 越谷市	100,000	なし	100,000	なし	議員派遣 100,000
18 船橋市	127,630	なし	127,630	なし	
19 柏市	110,000	視察を行う場合は別途予算措置			
20 八王子市	80,000	60,000	80,000	なし	
21 横須賀市	100,000	80,000	80,000	政務調査費で対応	
22 富山市	100,000	なし	100,000	なし	
23 金沢市	150,000	150,000	150,000	なし	都市間交流推進事業 2,400,000円(延べ38人) 議会広報委員会 150,000円
24 福井市	80,000	80,000	80,000		
25 甲府市	80,000	なし	50,000		調査研究会 50,000円
26 長野市	130,000円			なし	
27 松本市	90,000	60,000	90,000		
28 岐阜市	100,000(正副委員長が協議した結果、1人当たり10万円を超える行程の視察が必要であれば、正副議長に申し出をし、正副議長がその必要性を認めた場合、予算の枠内での調整を図ることとして、調整が可能な場合に限り視察を認めている。なお、特別委員会は、原則2年任期で、視察は任期初年度に実施している。)				なし
29 豊橋市	90,000	72,000	72,000	140,000	
30 岡崎市	80,000	80,000	80,000	170,000	議会広報委員会 80,000
31 一宮市	100,000	70,000	100,000		
32 豊田市	90,000	90,000	75,000	なし	左記の金額を目安に委員会全体の予算内で調整
33 大津市	50,000	1,200 (県内旅費、@600×2回分)	50,000	200,000	
34 豊中市	55,000	55,000	55,000		
35 吹田市	69,000	69,000	69,000		
36 高槻市	85,000	なし	85,000	200,000	議会だより編集委員会 85,000 会派視察 200,000
37 枚方市	70,000	なし	なし	なし	
38 八尾市	90,000		40,000		
39 寝屋川市	100,000	100,000	100,000		特別委員会100,000(必要に応じて実施)
40 東大阪市	63,000	63,000	63,000	153,000	議会だより編集委員会 63,000 一般行政視察 153,000

## 9 行政視察

※ 毎年実施しない場合は、実施する場合の金額を記載し、実施間隔(「隔年」など)を括弧書きする。

令和5年4月1日現在

	一人当たり視察旅費・年額(円) ※				
	常任委員会	特別委員会	議会運営委員会	一般行政視察	その他視察
41 姫路市	200,000	0	200,000	なし	会派視察 200,000
42 尼崎市	70,000	なし	70,000	常任委員会分に含む	
43 明石市	120,000	なし	60,000	なし	
44 西宮市	130,000	なし	なし	常任委員会分に含む	
45 奈良市	なし	なし	なし	なし	
46 和歌山市	常任・特別委員会・一般行政視察併せて1人300,000			なし	
47 鳥取市	90,000	90,000	90,000		一般行政視察 130,000
48 松江市	120,000	120,000	120,000		
49 倉敷市	常任・特別委員会併せて1人240,000		必要額	なし	
50 呉市	150,000	107,420(東京3泊4日)	107,420(東京3泊4日)		個人行政視察 200,000円
51 福山市	140,000	100,000	140,000	100,000	一般行政視察 100,000 議会だより編集委員会 100,000
52 下関市	常任・議運は1人当たり年額122,000円。特別委員会は、常任・議運の予算 で対応。			384,000	一般調査視察旅費 150,000 協議等の場(議会広報部会) 122,000
53 高松市	85,000	なし	85,000	100,000	一般行政視察 3,600,000(予算総額)
54 松山市	120,000	120,000	120,000	なし	
55 高知市	常任・議運は1人当たり年額150,000円。特別委員会は、常任・議運の予算 で対応(不足の場合は補正)。			なし	
56 久留米市	180,000	100,000	180,000	なし	会派視察 180,000、 議会広報委員会(協議・調整の場) 100,000
57 長崎市	250,000	150,000	150,000	なし	
58 佐世保市	200,000	1,150,000 ※1委員会当たりの額	1,350,000 ※1委員会当たりの額	なし	
59 大分市	180,000	130,000	180,000	170,000	一般行政視察 170,000
60 宮崎市	135,000	125,000	135,000	なし	
61 鹿児島市	200,000	200,000	200,000		
62 那覇市	203,800	なし	なし	なし	・1期4年間のうち、3年は委員会視察、1年は会派視察を実施。 ・2年毎に議会運営委員会視察を実施(前回は令和4年度実施。令和2 年度はコロナ禍により中止)。

## 10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流

※1 主な目的が姉妹都市・友好都市との交流であるものを除く。 ※2 現年度又は次年度以降に実施が想定される場合は、「有」

※3 直近の実施年度の実績を記載。同年度に2件以上実績がある場合は、2件目以降は備考欄に記載。過去10年間に実績がない場合は「-」 ※4 議会分

令和5年4月1日現在

	海外視察 ※1			姉妹都市・友好都市交流 ※3						備考	
	実施の有無 ※2	実施の状況	旅費の基準額 又は予算額 (円/1人当たり)	訪問年度	訪問都市名(国名)	訪問単位	訪問人数 (人) ※4	旅費実績額 (円/総額) ※4	旅費予算の 所属		
1	函館市	無			平成28年度	高陽市 (大韓民国)	議会単体	議員6名、 随員2名	決算額 2,222,967円	議会	
2	旭川市	無	平成15年度から凍結 平成23年度に廃止	-	平成29年度	ユジノサハリンスク市 (ロシア)	議会単体	6	784,800	議会	
3	青森市	無	平成25年度から未実施	-	-	-	-	-	-		
4	八戸市	無	平成28年度から未実施								
5	盛岡市	無	平成19年度から自粛								
6	秋田市	無	平成22年度から当分の間凍結								
7	山形市	無			令和元年度	台南市	執行部の訪問団に参加	6	0	市長部局	
8	福島市	無	平成21年度から未実施								
9	郡山市	無	平成21年度から未実施								
10	いわき市	無			平成28年度	タウンズビル市 (オーストラリア)	執行部の訪問団に参加	2	551,980	議会	
11	水戸市	無			平成29年度	重慶市・西安市(中国)	執行部の訪問団に参加	5	1,338,200	議会	
12	宇都宮市	無	令和2年度から未実施	920,950円(令和5年度予算)	-	-	-	-	-		
13	前橋市	無	平成16年度から未実施		-						
14	高崎市	無	-		-						
15	川越市	無	H30年度から未実施		令和元年度	オッフエンバッハ(ドイツ)	執行部の訪問団に参加	4	1,819,872	議会	他随員1名(462,848円/総額)
16	川口市	無	-								
17	越谷市	無	平成24年度に廃止	-	令和元年度	キャンベルタウン市 (オーストラリア)	執行部の訪問団に参加	2	595,915	議会	
18	船橋市	無	平成12年度から未実施								
19	柏市	無	平成10年度から未実施	-	-	-	-	-	-		
20	八王子市	無			平成30年度	高雄市(台湾)	議会単体	6	815,499	議会	
21	横須賀市	無	平成11年から未実施								
22	富山市	無	平成29年度から未実施								
23	金沢市	無			令和4年度	バッファロー市 (アメリカ合衆国)	議会単体	4	7,580,540	議会	
24	福井市	無	平成26年度から未実施		平成29年度	ニューブランズウィック市 (アメリカ合衆国)	議会単体	7	2,852,446	議会	
25	甲府市	無	平成15年度から凍結		平成27年度	ポー市(フランス)	執行部の訪問団に参加	2	1,124,290	議会	
26	長野市	無	平成19年度から未実施	-							H28年度以前の文書廃棄済 H29年度以降は未実施地
27	松本市	無			令和元年度	カトマンズ(ネパール)	執行部の訪問団に参加	2	432,300	市長部局	
28	岐阜市	無			令和元年度	杭州市・西安市(中国)	執行部の訪問団に参加	4	2,004,030	議会	
29	豊橋市	無	平成20年度から廃止	-							
30	岡崎市	無	平成22年度から凍結								
31	一宮市	無	平成11年から未実施								
32	豊田市	無			平成30年度	英国ロンドン市、ダービーシャー県、ダービー特別市、南ダービー市	議会単体	5	7,524,292	議会	
33	大津市	無									
34	豊中市	無	平成7年度から休止								
35	吹田市	無	平成22年度から未実施								
36	高槻市	無			令和元年度	フィリピン マニラ市	議会単体	10	1,714,700	議会	
37	枚方市	無	平成26年度から廃止	-							
38	八尾市	無	平成18年度から未実施		令和元年度	アメリカ合衆国ワシントン州ベルビュー市	執行部の訪問団に参加	1	390,064	議会	旅費実績額は、議員・随員職員の総額
39	寝屋川市	無									
40	東大阪市	無									平成28年度から予算計上していない。
41	姫路市	無	平成17年度から廃止	-							

## 10 海外視察、姉妹都市・友好都市交流

※1 主な目的が姉妹都市・友好都市との交流であるものを除く。 ※2 現年度又は次年度以降に実施が想定される場合は、「有」

※3 直近の実施年度の実績を記載。同年度に2件以上実績がある場合は、2件目以降は備考欄に記載。過去10年間に実績ない場合は「-」 ※4 議会分

令和5年4月1日現在

	海外視察 ※1			姉妹都市・友好都市交流 ※3					備考		
	実施有無 ※2	実施の状況	旅費の基準額又は予算額 (円/1人当たり)	訪問年度	訪問都市名(国名)	訪問単位	訪問人数 (人) ※4	旅費実績額 (円/総額) ※4		旅費予算の所属	
42	尼崎市	無	平成5年度から未実施		令和元年度	アウクスブルク市(ドイツ)	執行部の訪問団に参加	2	0	市長部局	
43	明石市	無			平成30年度	無錫市(中国)	執行部の訪問団に参加	2	256,200	議会	パレホ市(アメリカ)に平成30年に6名で市長と共に議会予算 3,650,000円にて実施。
44	西宮市	無	平成7年度から凍結 平成20年度から廃止	-	令和4年度	ロット・エ・ガロンヌ県及びアジャン市(フランス)	執行部の訪問団に参加	2	1,691,910	議会	
45	奈良市	無			令和4年度	サマルカンド市(ウズベキスタン)	執行部の訪問団に参加	2	0	市長部局	令和4年度トレド市(スペイン) / 執行部の訪問団に参加 / 議会分訪問人数: 1人 / 議会分旅費: 0円 / 旅費予算の所属: 市長部局
46	和歌山市	有	令和元年度実施(台湾)	¥131,340	令和元年度	済南市(中国)	議会単体	6	357,511	議会	
47	鳥取市	無			平成29年度	韓国清州市	議会単体	8	1,240,960	議会	
48	松江市	無	平成21年度から見合わせ		令和元年度	宝塚市	議会単体	31	34,100 / 781,842	議会	
49	倉敷市	無	-	-	平成29年度	カンザスシティ(米国)	議会単体	7	3,924,780	議会	任期中に1回。海外視察は当面自粛。姉妹友好都市提携周年事業のみ実施。予算: 500,000円(一人当たり)
50	呉市	無	-	-	平成29年度	基隆(キールン)市	議会単体	7	987,350	議会	姉妹都市・友好都市交流は、費用の半分を政務活動費から支出
51	福山市	有	令和5年度に日本ハワイ姉妹州姉妹都市サミット等に参加予定	議員 760千円 職員 760千円							
52	下関市	有	全体予算として2,800千円予算計上	-	平成30年度	ピッツバーグ市(アメリカ)	執行部の訪問団に参加	2	1,098,160	議会	そのほか、釜山市(韓国)とサントス(ブラジル)を訪問
53	高松市	有	直近は令和元年度に議員5名がタイ、ベトナム、シンガポールを視察。全議員が任期中各1回参加できる。(市議会独自の企画)	600,000円	平成30年度	基隆市、高雄市、桃園市、台北市(台湾)	議会単体	6	1,995,441	議会	
54	松山市	有	令和2・3・4年度は実施なし	一人当たり75万円以内、1年度12名以内(任期中に一回)	令和元年度	台湾	その他	39	5,938,886	議会	
55	高知市	無	平成17年度から実施なし		令和元年度	アメリカ合衆国フレズノ市	執行部の訪問団に参加	2	910,830	議会	
56	久留米市	無			平成29年度	モデスト市(米国)	執行部の訪問団に参加	8	3,118,710	市長部局	H29合肥市(中国)執行部の訪問団に参加、2人、270,380円、旅費予算は市長部局。H27年度までは全国市議会議長会主催の行政視察に参加(H28年度以降は予算なし)。
57	長崎市	無	令和元年 夜景サミット2019in 上海	293,800円	平成30年度	オランダ(ライデン市、ハーグ市)、フランス(ハリ・ウスロール村)、ホルカル(リスボン、ホルト市)	執行部の訪問団に参加	3	2,453,066	議会	別途: 議長分は執行部(国際課) 予算814,222円
58	佐世保市	有			令和4年度	カリフォルニア州サンディエゴ市	執行部の訪問団に参加	2	2,693,258	議会	サンディエゴ市訪問にあわせて、「シートレードクルーズグローバル2023」に参加するため、フロリダ州マイアミ市を訪問・視察
59	大分市	有	平成30年度にローマ市(イタリア)及びアヴェイロ市(ポルトガル)を視察。	1・2・4・6・8・10期の議員は、30万円以内。 3・5・7・9期の議員は、80万円以内。	令和元年度	武漢市(中華人民共和国)	執行部の訪問団に参加	4	1,216,180	議会	海外視察については、姉妹都市との交流に絡めたものであれば認めている。
60	宮崎市	無	平成23年度から凍結中(平成20年度、平成21年度は自粛、平成22年度は計画なし)。	以前は、3・4期 90万円・5期 60万円。	令和4年度	榎原市	議会単体	4	244,840	議会	
61	鹿兒島市	無	平成19年度から凍結								
62	那覇市	無			令和4年度	日南市	執行部の訪問団に参加	2	157,800	議会	

# 11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。  
この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和5年4月1日現在

	議会運営委員会		常任委員会		特別委員会※					
	定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考	
1	7	6	総務	9	9	予算	議長を除く全議員	-	第1、2、4回定例会時に設置 第3回定例会時に設置	
函館市			経済建設	9	9	予算決算	議長を除く全議員	-		
2	12	12	民生	9	8	補正予算等審査 15程度 議長を除く全議員 議長を除く全議員	-	-	設置の有無は、議運での協議による 第1回定例会時に設置 第3回定例会時に設置	
			旭川市	総務	8					8
			民生	9	8					
			経済文教	9	9					
3	11	11	建設公営企業	8	8	需対策 8 危機管理対策 8 予算 20 決算 20	8 8 -	-	定例会ごと設置 第3回定例会時に設置	
			青森市	総務企画	8					8
			文教経済	8	8					
			都市建設	8	8					
4	12	11	民生環境	8	8	広域連携推進 8 観光振興 8 港湾・都市基盤整備推進 8 スポーツ文化施設建設運営 8	8 8 8 7	-	-	
			八戸市	総務	8					8
			経済	8	7					
			建設企業	8	8					
5	12	12	建設	9	9	予算審査 議長を除く全議員 正副議長を除く全議員 議員の半数(正副議長及び監査委員を除く) 議長を除く全議員	-	-	3月定例会時に設置	
			盛岡市	総務	10					10
			教育福祉	10	10					
			産業環境	9	9					
6	9	9	建設	9	9	中心市街地整備 10 持続可能な地域づくり 10 防災まちづくり 9 新型コロナウイルス対策 9	10 10 9 9	-	-	
			秋田市	予算決算	36					35
			総務	9	9					
			厚生	9	8					
7	10	10	教育産業	9	9	予算 議長を除く全議員 決算 議長を除く全議員 防災対策 15(正副議長を除く) まちづくり・有害鳥獣対策 16(正副議長を除く)	-	-	定例会(臨時会)ごとに設置 9月定例会時に設置	
			山形市	建設	9					9
			総務	9	9					
			厚生	8	8					
8	11	11	産業文教	8	8	予算 議長を除く全議員 決算 議長及び監査委員を除く全議員 複合市民施設に関する調査 11	-	-	3月定例会議時に設置 9月定例会議時に設置 令和3年8月11日に特別委員会の名称等を変更	
			福島市	環境建設	8					8
			総務	9	9					
			文教福祉	9	9					
9	10	10	建設水道	8	8	決算 議長及び監査委員を除く全議員	-	-	9月定例会時に設置	
			郡山市	総務財政	11					9
			建設水道	9	8					
			環境経済	9	9					
10	9	9	文教福祉	9	9	災害等対策推進 10 デジタル社会検討 10 一般会計決算 10 特別会計・企業会計決算 10	10 10 -	-	-	
			いわき市	政策総務	10					9
			市民生活	9	9					
			教育福祉	9	9					
11	8	8	産業建設	9	9	決算 議長及び監査委員を除く全議員 公営企業会計決算口 行財政改革調査 議長を除く全議員 新市民会館整備等調査 議長を除く全議員 新ごみ処理施設整備等調査 議長を除く全議員 借薬園・千波湖周辺整備等調査 議長を除く全議員 水泳競技施設等調査 議長を除く全議員	-	-	9月定例会時に設置 9月定例会時に設置 9月定例会時に設置 令和5年3月に調査終了 令和5年3月に調査終了 令和5年3月に調査終了 令和5年3月に調査終了 令和5年3月に調査終了	
			水戸市	総務環境	7					6
			文教福祉	7	6					
			産業消防	7	6					
12	11	11	建設企業	7	7	企業会計決算審査 11(令和3年度) 10(令和3年度) 総合計画調査特別委員会 41(正副議長を除く全議員)	-	-	9月定例会時に設置 9月定例会時に設置	
			宇都宮市	総務	9					9
			厚生	9	9					
			環境経済	9	8					
13	12以内	9	建設	9	8	ICT利便性向上調査 10	9	-	-	
			前橋市	文教福祉	9					9
			市民経済	9	8					
			建設水道	9	9					
14	16以内	11	建設水道	9	9	環境施設建設 10 防災・危機管理対策 10 都市集客施設整備 9 子育て支援・定住人口増加対策 9	10 10 9 9	-	-	
			高崎市	総務	10					10
			教育福祉	10	10					
			市民経済	9	9					
15	10	10	建設水道	9	9	保健医療・高齢者等福祉対策 11 次世代支援・教育力向上 10 一般会計及び各種特別会計決算審査 13 企業会計決算審査 13	9 10 13 13	-	-	
			川越市	総務財政	9					8
			文化教育	9	8					
			保健福祉	9	9					
16	13	13	産業建設	9	8	都市基盤整備・防災力向上 10 地域活力・市民生活向上 11 保健医療・高齢者等福祉対策 11 次世代支援・教育力向上 10 一般会計及び各種特別会計決算審査 13 企業会計決算審査 13	10 11 11 10 13 13	-	改選後直近の6月定例会時に設置し、 任期満了時まで 9月定例会時に設置し、10月に開催	
			川口市	総務	11					11
			福祉保健	11	11					
			環境経済文教	10	10					
17	12	12	建設消防	10	10	一般会計及び各種特別会計決算審査 13 企業会計決算審査 13	13 13	-	-	
			越谷市	総務	8					8
			民生	8	7					
			環境経済・建設	8	7					



# 11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。  
この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和5年4月1日現在

	議会運営委員会		常任委員会		特別委員会※					
	定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考	
18	船橋市	14	13	総務	10	10				
				健康福祉	10	10				
				市民環境経済	10	10				
				建設	10	10				
				文教	10	8				
				広報	14	13				
				予算決算	49	47				
19	柏市	17以内	14	総務市民	9	9	決算審査	12 (令和3年度)	-	9月定例会時に設置。R4は12人。
				健康福祉	9	9				
				教育子供	9	9				
				建設経済環境	9	8				
20	八王子市	13以内	12	総務企画	10	9	予算等審査	議長を除く全議員	-	第1回定例会(2月)で設置
				文教経済	10	9	決算等審査	議長を除く全議員	-	第3回定例会(9月)で設置
				厚生	10	10				
				都市環境	10	9				
21	横須賀市	10	10	総務	10	9				
				民生	10	10				
				環境教育	10	10				
				都市整備	10	8				
				予算決算	40	37				
22	富山市	10	10	総務文教	10	9				
				厚生	10	9				
				経済環境	9	9				
				建設	9	8				
				予算決算	37	34				
23	金沢市	12	10	総務	8	8	一般会計等決算審査	-	9月定例会月議会時に設置	
				経済環境	7	7	企業会計決算審査	-	9月定例会月議会時に設置	
				市民福祉	8	7				
				建設企業	7	6				
				文教消防	8	6				
24	福井市	10	10	総務	8	6	予算	15	-	議員改選後、最初の9月定例会時に設置
				建設	8	8	決算	10	-	9月定例会時に設置
				教育民生	8	8				
				経済企業	8	8				
25	甲府市	12	12	総務	8	7	予算	16	-	3月定例会時に設置
				民生文教	8	8	決算審査	14	-	9月定例会時に設置
				経済建設	8	7	新型コロナウイルス感染症対策	10	8	
				環境水道	8	8				
26	長野市	10	10	総務	10	8	災害対策等調査研究	10	8	
				福祉環境	10	10	観光戦略調査研究	10	8	
				経済文教	10	9	公共交通対策調査研究	10	9	
				建設企業	9	8	水道事業広域化調査研究	9	8	
							決算	34(令和4年)	-	今年は10月臨時会時に設置予定
27	松本市	10	10	総務	8	7	基幹博物館建設	10	10	
				厚生	8	7	市役所新庁舎建設	10	10	
				経済文教	8	7	市立病院建設	11	8	
				建設環境	7	7	決算			9月定例会時に設置
							予算			2月定例会時に設置
28	岐阜市	11	11	総務	8	8	旧庁舎跡地等活用対策	13	13	令和3年6月定例会時に設置
				経済環境	7	7	新型コロナウイルス対策	13	13	令和3年6月定例会時に設置
				厚生	8	8				
				建設	8	8				
				文教	7	7				
29	豊橋市	10	10	総務	9	9	予算	正副議長を除く全議員	-	3月定例会時に設置
				環境経済	9	8	一般会計予算	正副議長を除く全議員	-	6,9,12月定例会時に設置
				福祉教育	9	9	決算	正副議長及び監査委員を除く全議員	-	9月定例会時に設置
				建設消防	9	9	人づくりNo.1をめざすまちプロジェクトに関する調査特別委員会	12	12	
30	岡崎市	9	9	総務企画	10	9	ごみ減量推進	9	9	
				福祉病院	9	9	議会BCP策定	9	9	
				文教経済	9	9				
				建設環境	9	9				
				予算決算	36	36				
31	一宮市	9	9	総務	10	10	名岐道路・スマートインターチェンジ推進	10	10	
				福祉健康	10	10				
				経済教育	9	9				
				建設水道	9	9				
32	豊田市	10	10	企画総務	9	9				
				地域生活	9	8				
				教育社会	9	9				
				環境福祉	9	9				
				産業建設	9	9				
				予算決算	44	44				

# 11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。  
 この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和5年4月1日現在

	議会運営委員会		常任委員会			特別委員会※				
	定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考	
33	大津市	12	11	総務	10	9				
				教育厚生	10	9				
				生活産業	9	8				
				施設	9	8				
				予算決算	37	33				
34	豊中市	10	9	総務	9	8	空港問題調査	9	8	
				文教	8	8	南部地域活性化調査	9	9	
				建設環境	8	7				
				市民福祉	9	9				
35	吹田市	10	9	財政総務	9	8				
				文教市民	9	9				
				健康福祉	9	9				
				建設環境	9	9				
				予算決算	34	33				
				決算	32	30				
36	高槻市	7	7	総務消防	8	7	市街地整備促進	9	8	
				市民都市	9	8	新名神・交通体系等対策	9	7	
				福祉企業	9	8	史跡整備・活用等	8	8	
				文教にぎわい	8	8	地方分権推進	8	8	
							決算審査	10	-	9月定例会時に設置
37	枚方市	7	7	総務	8	8	決算	12	-	9月定例会時に設置
				教育子育て	8	7	予算	12	-	3月定例会時に設置
				市民福祉	8	7				
				建設環境	8	7				
38	八尾市	議会の議決で定める	8	総務	7	7				
				建設産業	7	7				
				文教	7	7				
				健康福祉環境	7	7				
				予算決算	27	27				
39	寝屋川市	10	7	総務都市創造	8	8				
				健康福祉	8	8				
				文教生活	8	8				
				予算決算	24	24				
40	東大阪市	19	10	文教	7	7	決算審査特別委員会	-	各派代表者会議により議員数及び会派数の状況を考慮し定数を決め、最終的に議会の議決で決定される。昨年度は10人。	
				民生保健	8	8				
				環境産業	8	8				
				建設水道	7	7				
41	姫路市	11	11	総務	10	10				
				文教・子育て	9	9				
				厚生	9	9				
				経済観光	10	8				
				建設	9	9				
				予算決算	47	45				
							決算審査	28	-	9月定例会時に設置
42	尼崎市	9	9	総務	9	9	予算	全議員	42	
				文教	8	8	決算	監査委員を除く全議員	40	
				健康福祉	9	9				
				経済環境企業	8	8				
				建設消防防災	8	8				
43	明石市	9	6	総務	8	7	決算審査	28	-	9月定例会時に設置
				文教厚生	8	8				
				生活文化	7	6				
				建設企業	7	6				
44	西宮市	14	12	総務	8	8	決算	議長及び監査委員を除く全議員	-	9月定例会時に設置
				民生	8	8	予算	議長を除く全議員	-	3月定例会時に設置
				健康福祉	8	7				
				教育こども	8	8				
				建設	8	8				
45	奈良市	10	10	総務	7	7	補正予算等	11(令和4年度)	-	令和4年6月定例会で設置
				観光文教	8	8	補正予算等	11(令和4年度)	-	令和4年12月定例会で設置
				厚生消防	8	8				
				市民環境	8	7				
				建設企業	8	7				
				予算決算	38	36				
46	和歌山市	11	9	総務	9	9	地震等災害対策	11	10	
				厚生	9	7	IR誘致に関する	11	10	
				経済文教	9	9	決算	議長及び監査委員を除く全議員	-	9月定例会時に設置
				建設企業	9	9				
47	鳥取市	9	9	総務企画	8	8	決算	監査委員を除く全議員	-	9月定例会時に設置
				福祉保健	8	8	予算	-	-	2月定例会時に設置
				文教経済	8	8				
				建設水道	8	8				

# 11 委員会

※定例会ごとなど、例年設置されているものも対象とし、備考欄に「第1回定例会時に設置」などと記載。  
この場合で4月1日現在設置されていないとき、定数は例年の値、現員数は「-」

令和5年4月1日現在

	議会運営委員会		常任委員会		特別委員会※						
	定数	現員数	名称	定数	現員数	名称	定数	現員数	備考		
48	10	8	総務	9	8	宍道湖・中海問題等対策	9	8			
			教育民生	9	9	島根原子力発電対策	9	7			
			経済	8	7	総合交通対策	8	8			
			建設環境	8	7	まちづくり対策	8	8			
			予算	33	30	新庁舎建設	9	8			
								決算	-	9月定例会で設置	
								松江市総合計画	9	8	
49	12	12	総務	7	7						
			市民文教	7	7						
			環境水道	7	7						
			保健福祉	8	7						
			文化産業	7	7						
			建設消防	7	7						
			予算決算	43	42						
50	9	9	総務	8	7	豪雨災害復旧・復興対策	9	9			
			民生	8	8	総合交通対策	9	9			
			文教企業	8	7	予算特別	全議員	-			
			産業建設	8	8	決算特別	13	-	9月定例会時に設置		
51	11	11	総務	10	10	都市整備	12	12			
			民生福祉	10	8	地方創生調査	12	12			
			文教経済	9	8	公共施設再構築	11	11			
			建設水道	9	9	決算	-	-	企業会計・一般・特別会計をそれぞれ9月定例会で設置		
									3月及び補正がある場合に設置		
								予算	-		
52	9	9	総務	9	9	一般・特別会計決算審査	9	-	9月定例会時に設置		
			経済	8	8						
			文教厚生	9	9						
			建設消防	8	8						
53	10	10	総務	10	9	総合交通対策	13	10			
			教育民生	10	8	卸売市場再整備	13	13			
			経済環境	10	10	観光エリア・附属医療施設整備	14	13			
			建設消防	10	9	決算審査	37	-	9月から12月まで設置することが例		
54	12	12	総務理財	8	7	決算	議長及び監査委員を除く全議員	-	9月定例会時に設置		
			文教消防	7	7	新庁舎整備調査	14	14			
			市民福祉	7	7	松山市議会デジタル化推進	14	14			
			環境企業	7	7						
			都市整備	7	7						
			産業経済	7	7						
55	8	8	総務	9	8	行財政改革調査	11	10			
			建設環境	8	8	南海地震等災害対策調査	12	12			
			厚生	8	8	まちづくり調査	11	11			
			経済文教	9	8						
			予算決算	34	32						
56	14以内	12	総務	9	8	決算審査	12	-	9月定例会時に設置		
			教育民生	9	8	予算審査	12	-	3月定例会時に設置		
			経済	9	9						
			建設	9	9						
57	7	7	総務	10	10						
			教育厚生	10	10						
			環境経済	10	10						
			建設水道	10	9						
58	9	9	総務	9	7	基地政策	8	7			
			都市整備	8	8	石木ダム建設促進	8	8			
			文教厚生	8	8	特定複合観光施設(IR)推進	8	8			
			企業経済	8	7	交通体系整備	8	7			
59	11以内	7	総務	9	9	子ども育成・若者活躍推進	10	9			
			厚生	9	9	まちづくり推進	13	13			
			文教	9	9	観光振興対策	12	12			
			建設	9	9	決算審査	-	-	9月定例会時に設置		
			経済環境	8	7						
60	10	8	総務財政	10	8						
			文教民生	10	10						
			建設企業	10	10						
			市民経済	10	9						
61	11	11	総務環境	9	9	決算	11	-	9月定例会時に設置		
			防災福祉こども	9	9	桜島爆発対策	11	11			
			市民文教	9	9	都市整備対策	11	11			
			産業観光企業	9	9	鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査	11	11			
			建設消防	9	7						
62	14	14	総務	10	10						
			都市建設環境	10	9						
			教育福祉	10	10						
			厚生経済	10	10						
			予算決算	40	39						

## 12 会派

令和5年4月1日現在

	会派数	交渉 会派数	会派認定基準	会派専用控室設置基準
1 函館市	5	4	所属議員2人以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置
2 旭川市	5	-	所属議員2人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属(1人)は1人で1室としている。)
3 青森市	5	-	3人以上	設置基準はないが、現状は会派に独立した専用控室を設置している。
4 八戸市	5	5	2人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属は1名で1室を利用)
5 盛岡市	5	5	3人以上	会派別の専用控室を設置(幹事長会議で協議)
6 秋田市	6	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置
7 山形市	6	6	3人	会派に独立した専用控室を設置(無会派は全員で1室を利用)
8 福島市	6	-	2人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属は全員で1室を利用)
9 郡山市	7	6	2人以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置(1人会派は全員で1室を利用)
10 いわき市	8	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置
11 水戸市	6	-	3人以上(所属議員が3人未満の場合は会派等としている)	明確な設置基準はないが、会派及び会派等に独立した専用控室を設置(所属議員の人数に応じて部屋の面積を調整)
12 宇都宮市	7	5	1人でも会派として認めている。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	会派に控室を設置
13 前橋市	10	6	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	基準なし、会派構成人数と1人当たりの面積を基に、各派代表者会議にて協議し、調整。
14 高崎市	4	3	所属議員2人以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	控室総面積を議員数で割り、人数に乗じた面積を基準
15 川越市	5	5	2人以上の所属議員を有する交渉団体を会派としている。	会派に独立した専用控室を設置
16 川口市	5	5	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上としている。	基準なし、会派構成人数と1人当たりの面積を基に、各会派代表者会議にて協議し、調整。
17 越谷市	6	-	3人以上(ただし、政党については3人未満の場合でも会派とみなす)	会派に独立した専用控室を設置(現在、無所属は3人で一室を利用)
18 船橋市	7	7	所属議員2名以上(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派代表者会議において協議決定(現在は、会派ごとに控室を設置し、無所属は1室設置し、3人で利用している)
19 柏市	5	5	2人以上(所属議員2人以上の会派を交渉団体としている)	会派ごとに控室を設置、1人当たり3.0平方メートルを基準
20 八王子市	8	5	交渉団体となる会派は、所属議員3人以上	基準なし。その都度会派代表者会にて協議。
21 横須賀市	4	3	所属議員2名以上(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉会派としている)	控室総面積を議員数で割り人数に乗じた面積を基準(基本面積は、一人11.4㎡)会派には独立した控室を割り当て、その他の部屋を無会派議員に割り当てる。無会派議員等が同室となる場合はパーティションで仕切る。
22 富山市	8	4	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派に独立した専用控室を設置(1人会派は1部屋を共同利用)
23 金沢市	6	-	3人以上	会派に独立した専用控室を設置
24 福井市	5	-	2人以上	会派に独立した専用控室を設置
25 甲府市	5	-	所属議員2名以上	基本的に会派ごとに独立した専用控室を設置。疑義が生じた場合には、会派代表者会議で協議する。
26 長野市	4	3	構成員2人以上をもって届出のあった会派	会派に独立した専用控室を設置
27 松本市	5	-	3人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属は、基本的には1名で1室を利用)
28 岐阜市	6	5	なし(ただし、所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	会派に独立した専用控室を設置(1人会派の控室は基本的に相部屋とすることとしている。)
29 豊橋市	7	4	(所属議員3人以上の会派を交渉団体としている)	設置基準は特になし
30 岡崎市	4	4	3人以上	会派に独立した専用控室を設置(会派に属さない議員が2人以上の場合は同室とする。)
31 一宮市	9	5	2人以上(ただし、5月1日からは、交渉会派は3人以上)	2人以上の会派に独立した専用控室を設置(1人会派の控室は基本的に相部屋とすることとしている。)
32 豊田市	3	3	3人以上	会派に独立した専用控室を設置(会派に属さない議員は相部屋としている。)
33 大津市	8	5	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派単位で専用控室を設置(1人会派は相部屋になることがある)
34 豊中市	6	6	3人以上	会派ごとに専用控室を設置。基本的に議会棟2階(正副議長室・第1応接室・事務局執務室を除く)に配置。
35 吹田市	9	6	1人でも会派認定しているが、3人以上の会派を交渉団体としている。	会派に独立した専用控室を設置(1人会派が複数ある場合は、同室としパーティションで仕切る場合もある。)

## 12 会派

令和5年4月1日現在

	会派数	交渉 会派数	会派認定基準	会派専用控室設置基準	
36	高槻市	7	6	2人以上。ただし交渉会派は4人以上の会派としている。(ただし、3人会派も認めている)	会派ごとに専用控室を設置(無所属議員は同室を使用)
37	枚方市	5	5	3人以上	各会派への控室の割り当ては、会派人数が6名までは1部屋、7名から9名は2部屋としている。10名からは3部屋としている。
38	八尾市	6	6	2人以上	会派に独立した専用控室を設置、無所属は1名で1室を使用
39	寝屋川市	4	3	2人以上(ただし、交渉会派は3人以上)	会派に独立した専用控室を設置
40	東大阪市	10	4	なし(ただし、所属議員2人以上の会派を交渉団体としている)	設置基準は特になし
41	姫路市	13	6	1人でも会派認定しているが、交渉会派は3人以上	会派ごとに控室を設置(一人会派が複数ある場合は、1部屋による相部屋方式とする。)
42	尼崎市	7	6	2人以上で会派を結成できる。ただし、交渉会派は4人以上の会派としている。	議員控室は、会派代表者において協議のうえ、各会派等に割り当てる。
43	明石市	11	3	1人でも会派認定しているが、交渉権のある会派は3人以上	議員控室は、会派代表者において協議のうえ、各会派等に割り当てる。
44	西宮市	7	7	所属議員3人以上	会派に独立した専用控室を設置(無所属議員は1人で1室を利用)
45	奈良市	5	5	2人以上で会派は構成する。ただし、交渉会派は3人以上で構成する会派としている。	会派に独立した専用控室を設置、無所属議員6人はそれぞれ個室を利用
46	和歌山市	6	-	2人以上	会派に独立した専用控室を設置
47	鳥取市	5	4	2人以上。交渉会派は、4人以上で構成する会派としている。	基準はないが、会派ごとに専用控室を設置。無所属議員(7人)は、全員で1室を使用。
48	松江市	6	5	会派は2人以上をもって構成する。ただし交渉会派は3人以上をもって構成する。	会派に独立した専用控室を設置
49	倉敷市	7	7	会派を組織する場合には、議員3人以上でなければならないとしている(倉敷市議会内会派に関する内規)	会派に独立した専用控室を設置(無会派は全員で1室を利用)
50	呉市	5	5	3人以上	会派に独立した専用控室を設置、諸派は全員で1室を使用
51	福山市	5	-	3人以上	会派に専用控室を設置(無所属は1室を使用)
52	下関市	5	5	3人以上(交渉会派も同様)	会派ごとに控室を設置。無所属議員(4人)も1室を使用。
53	高松市	5	4	2人以上で会派を結成できる。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	設置基準は特になし
54	松山市	13	7	1人でも会派として認めている。ただし、交渉会派は3人以上の会派としている。	設置基準は特になし
55	高知市	7	5	1人でも会派と認めている。ただし、交渉団体は3人以上の会派としている	基本的に会派に独立した専用控室を設置(現在、1人会派(2会派)用を1室設置)
56	久留米市	5	5	所属議員3人以上を会派としており、交渉会派の要件も同じく3人以上(2人以下は団体として整理)	基本的に会派ごとに独立した専用控室を設置 2人以下の団体は原則全員で1室を使用(現在は団体が1つしかなく、1部屋を1団体(2名)が使用)
57	長崎市	7	5	なし(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている)	基本的に会派単位で専用控室を利用
58	佐世保市	7	-	1人でも会派と認めている。	会派ごとに控室を設置。一人会派(現4人)は全員で1室を使用。
59	大分市	7	4	2人以上(ただし、所属議員4人以上の会派を交渉団体としている)	設置基準は特になし 現状は会派に独立した専用控室を設置(無所属については、現在4名で1室を使用している)
60	宮崎市	11	8	1人でも会派と認めているが、議運2人以上、代表者会は3人以上の会派で構成	控室総面積を議員数で割り人数に乗じた面積を基準(基本面積は、一人7.8㎡)
61	鹿児島市	6	-	2人以上	基準なし、その都度議運にて協議
62	那覇市	9	9	2人以上	会派に独立した専用控室を設置

### 13 各派代表者会議

※ 公開・非公開に範囲があるときは「公開▲」又は「非公開▲」とし、備考欄に状況を記載

令和5年4月1日現在

	人数	体制	諸派(小会派)の出席及び発言	公開・非公開の別※	備考	
1	函館市	7	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席。無所属議員の出席はなし。	非公開	
2	旭川市	7	正副議長、各会派の会長	全会派の会長が出席。無所属議員の出席はなし	非公開	
3	青森市	7	正副議長、各派代表者	議長の許可を得た者が傍聴することができる。	公開▲	各派代表者会議は、公開する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、公開しないことができる。
4	八戸市	10	正副議長、各派代表者等	無	非公開	
5	盛岡市	7	正副議長、各会派代表者	任期最初の会議で出席について諮り、認められれば出席可能	非公開	
6	秋田市	8	正副議長、各会派の代表	全会派の代表者が出席	非公開	
7	山形市	10	正副議長、各会派の代表	オブザーバーとして出席できる	非公開	
8	福島市	8	正副議長、各会派の代表	オブザーバーとして出席できる	公開	
9	郡山市	9	正副議長、議運委員長、交渉会派の代表	オブザーバーとして出席できる。原則、発言はできない。	非公開	
10	いわき市	8	正副議長、交渉団体の代表者	無 ※傍聴の申し出があった際に会議に諮って判断	公開▲	傍聴の申し出があった際に会議に諮って判断
11	水戸市	10	正副議長、議会運営委員長及び副委員長、各会派の代表者	有 ※議長の許可を得て発言することができる	公開	
12	宇都宮市	9	正副議長、議運委員長、3人以上の会派の代表者、最大会派の幹事長	傍聴委員として出席できる。議長の許可を得て発言できる。	公開	
13	前橋市	11	正副議長、各会派代表者	オブザーバーとして出席できる	公開▲	市政記者のみに公開
14	高崎市	12	正副議長、各会派代表者	有。ただし傍聴のみ	公開▲	市政記者のみに公開
15	川越市	7	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席	非公開	
16	川口市	7	正副議長、各会派の代表者(所属議員3人以上の会派)	無	公開▲	原則公開(規定なし)
17	越谷市	8	正副議長、各会派を代表する議員	全会派の代表者が出席	公開	
18	船橋市	9	正副議長、各会派代表者(所属議員3人以上の会派)	オブザーバーとして出席できる	公開▲	傍聴の申し出があった際に会議に諮って判断
19	柏市	7	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席。無所属議員の出席はなし。 ※参加者全員の同意が得られたときは例外とする。	非公開	
20	八王子市	9	正副議長、各会派代表者、議運委員長(オブザーバー)	オブザーバーとして交渉団体でない無会派議員から1名が出席	非公開	
21	横須賀市	4	各交渉会派代表者、年長議員	有(申し出があった場合、3人以上の会派はオブザーバーとして出席の可否を会議冒頭確認している)	公開	
22	富山市	14	正副議長、各交渉団体の所属議員数に応じて選出	オブザーバーとして出席できる	公開▲	原則公開(市政記者のみ)
23	金沢市	8	正副議長及び各派代表		非公開	
24	福井市	9	各会派代表者又は各会派役員等を会派構成員数に応じて選出	全会派の代表者等が出席	公開▲	傍聴の申し出があった際に会議に諮って判断
25	甲府市	7	正副議長、会派代表者	協議事項について必要があると認めるときは、会派に属さない議員の出席を求めて意見を聞くことができる。会派に属さない議員から発言の申し出があったときは、代表者会議に諮りその許可を決める。	公開	
26	長野市	8	正副議長、各会派の代表(会派代表者会議)	無	非公開	
27	松本市	7	正副議長、各会派の代表者(会派代表者会議)	改選後議会人事の際に、先例に倣って事務局長が招集している。無所属議員は傍聴ができる。	公開	
28	岐阜市	8	正副議長、各交渉団体の幹事長	議長が必要と認めた場合、会議に諮って出席を認める。	非公開	
29	豊橋市	11	正副議長、所属議員数に応じて選出された各会派の議員と議会運営委員会の正副委員長	無	非公開	
30	岡崎市	6	正副議長及び各会派の代表	協議事項について必要があると認めるときは、会派に所属しない議員の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。会派に所属しない議員からの発言の申し出があったときは、代表者会議で許可を決める。	非公開	
31	一宮市	11	正副議長及び各会派の代表	全会派の代表者等が出席	非公開	5月1日からは10人
32	豊田市	9	正副議長、所属議員数に応じて選出された各会派の議員と議会運営委員会の委員長	無	非公開	

### 13 各派代表者会議

※ 公開・非公開に範囲があるときは「公開▲」又は「非公開▲」とし、備考欄に状況を記載

令和5年4月1日現在

	人数	体制	諸派(小会派)の出席及び発言	公開・非公開の別※	備考	
33	大津市	8	正副議長、全会派の代表	全会派の代表者が出席	非公開	
34	豊中市	9	正副議長、各会派の代表者	無	非公開	
35	吹田市	-	-	-	-	
36	高槻市	9	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席	非公開	
37	枚方市	7	正副議長、各会派代表者	全会派の代表者が出席	非公開	
38	八尾市	10	正副議長、各会派の代表者	全会派の代表者が出席(会議が必要と認めるときは会派に所属しない議員の出席を求め発言を許すことができる)	非公開	
39	寝屋川市	6	正副議長、各会派幹事長	会派に属さない議員は、議長が認めた場合に限り出席可能	非公開	
40	東大阪市	6	正副議長、交渉会派の各会派の代表者	オブザーバーとして出席できる	非公開▲	庁内のみ公開
41	姫路市	15	正副議長、各派代表者	有	非公開	
42	尼崎市	8	正副議長、交渉団体の各会派の幹事長(代表者)	必要があると認めるときは、交渉団体の幹事長を出席させ、意見を聴くことができる。	公開	
43	明石市	5	正副議長、交渉会派の各会派の代表者	議長が必要と認めるとき、代表者会にはかりオブザーバーの出席の可否を決定する	非公開	
44	西宮市	-	-	-	-	
45	奈良市	8	正副議長、各会派幹事長(代表者)、議会運営委員長	無	非公開	
46	和歌山市	8	正副議長、各会派代表者(幹事長)	出席可	非公開	
47	鳥取市	7	正副議長、会派の代表者	無所属議員はオブザーバーとして出席できる(許可を得れば発言可能)	非公開	
48	松江市	-	正副議長、各会派代表者	会派に属さない議員の出席は求めない。	非公開	
49	倉敷市	9	正副議長、会派の代表者	無	非公開	
50	呉市	7	正副議長、各会派代表者	オブザーバーとして出席できる(許可を得れば発言可能)	非公開	
51	福山市	10	正副議長、各会派代表者、議運正副委員長	無	非公開	
52	下関市	7	正副議長、各会派代表者	無	非公開	
53	高松市	7	正副議長、各会派の会長(最大会派は副会長を含む)	無	非公開	
54	松山市	7	正副議長、各会派の代表者	傍聴のみ(許可を得れば発言可能)	非公開	
55	高知市	7	正副議長、3人以上の会派の代表1人	無	公開	
56	久留米市	9	正副議長、3人以上の会派の代表者、オブザーバーとして議運正副委員長	無(事務局が後日説明)	非公開	
57	長崎市	9	正副議長、2人以上の会派の代表者1人(ただし、16人以上の会派は2人)、議運の委員長	1人会派については傍聴可能	公開	
58	佐世保市	-	必要に応じ、議長が招集する。招集メンバーは案件に応じて、議長が決定する。	-	非公開	
59	大分市	9	正副議長、2人以上の議員が所属する会派の代表者	無所属議員はオブザーバーとして出席できる(許可を得れば発言可能)	公開	
60	宮崎市	10	正副議長、3人以上の議員が所属する会派の代表者	オブザーバーとして出席できる。発言できない。	非公開	
61	鹿児島市	8	正副議長、各会派代表者	無所属議員は必要に応じ出席	非公開	
62	那覇市	13	正副議長、議会運営委員長及び副委員長、各会派を代表する議員	全会派の代表者が出席	公開▲	原則として公開だが、出席議員の過半数の議決で非公開とすることができる(那覇市議会各派代表者会議要綱第3条)

14 協議又は調整を行うための場

令和5年4月1日現在

	地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場(協議等の場)	費用弁償の有無
1	函館市	-
2	旭川市	-
3	青森市	各派代表者会議、全員協議会、常任委員協議会、議会だより編集会議、議会広報広聴推進会議
4	八戸市	議員全員協議会、委員会協議会
5	盛岡市	全員協議会、議会広報委員会
6	秋田市	全員協議会、各派会長会議
7	山形市	各派代表者会、各派責任者会、全員協議会、正副委員長会議、議会図書室運営委員会、広報広聴委員会、議会運営協議会、議員初会合、議会改革検討委員会
8	福島市	全員協議会、議会委員協議会、代表者会、政務活動費検討会、広報委員会、政策討論会、改革検討会、ICT活用検討会
9	郡山市	-
10	いわき市	全員協議会、各派代表者会議、議会改革推進検討委員会、政策提案検討委員会、議会報編集委員会
11	水戸市	全員協議会、代表者会議、議会報編集委員会
12	宇都宮市	各会派代表者会議、議員協議会、常任委員会正副委員長会議、広報広聴委員会
13	前橋市	-
14	高崎市	全員協議会、各派代表者会議、広報委員会
15	川越市	市議会議員協議会、図書室委員会、広報紙編集委員会、政務活動費経理責任者会議、常任委員会正副委員長会議、議員倫理条例策定会議、災害対策支援会議
16	川口市	各会派代表者会議、正副委員長会議、全員協議会
17	越谷市	全員協議会、代表者会、正副常任委員長会、議会報専門協議会、図書室協議会
18	船橋市	全員協議会、会派代表者会議、委員会協議会
19	柏市	各派代表者会議、議員全員協議会、議会広報委員会
20	八王子市	-
21	横須賀市	議員総会、全員協議会、(各派代表者会議、議会ICT化運営協議会、議会制度検討会議、政策検討会議、広報広聴会議、災害対策会議は「特定の目的について検討を行うための場」として、新型コロナウイルス感染症対策検討協議会は「臨時に設けられた検討の場」として、委員会規則に別途定めている)
22	富山市	各派代表者会議、正副委員長会議、委員長会議、議員協議会、議会報編集委員会、議会改革検討調査会
23	金沢市	議会広報委員会
24	福井市	議員全員協議会、各派代表者会議、委員会事前協議、図書選定委員会、福井市議会だより編集委員会
25	甲府市	全員協議会、会派代表者会議、正副委員長会議、広聴広報委員会、調査研究会
26	長野市	全員協議会、会派代表者会議、各派代表者会議、正副委員長会議、所信表明会世話人会、委員会協議会、議会報編集委員会、議会活性化検討委員会2019、長野市議会議員政治倫理審査会
27	松本市	議員協議会、常任委員協議会、当初予算説明会、政策部会、広報部会、交流部会、政策討論会
28	岐阜市	-
29	豊橋市	-
30	岡崎市	全員協議会、各派代表者会議、議会運営委員会理事会、正副委員長会議、議会広報委員会
31	一宮市	-
32	豊田市	全員協議会、常任・特別委員長会議
33	大津市	全員協議会、議会広報広聴委員会、議会災害対策会議、市政課題広聴会
34	豊中市	各派代表者会、幹事長会、議会改革等検討委員会、議会報編集委員会、全員協議会、委員懇談会、予算内示会、委員長会議、正副委員長会議
35	吹田市	議会広報委員会、全員協議会、常任委員協議会、予算常任委員会理事会、決算常任委員会理事会、特別委員協議会、代表者会議、役選代表者会議、政務活動費経理責任者会議、議会運営委員会小協議会
36	高槻市	-



14 協議又は調整を行うための場

令和5年4月1日現在

	地方自治法第100条第12項の規定による協議又は調整を行うための場(協議等の場)	費用弁償の有無
37	枚方市	-
38	八尾市	委員協議会、正副委員長事前協議、予算決算常任委員会理事会、議会運営委員協議会、提出議案事前協議、各派代表者会議、幹事長会議、意見書調整会議、全員協議会、臨時会運営会議、議会だより編集委員会、八尾市議会災害対策会議
39	寝屋川市	-
40	東大阪市	-
41	姫路市	議員総会、正副委員長研修会、決算説明会、予算大綱説明会
42	尼崎市	会派代表者会、議員総会、各常任委員協議会、正副委員長会、議会だより編集委員会、議会改革検討委員会、政務活動費の制度検証等特別委員会
43	明石市	-
44	西宮市	議員総会、広報委員会
45	奈良市	全員協議会、議員総会
46	和歌山市	全員協議会、広報委員会
47	鳥取市	全員協議会、議会広報委員会、議会改革検討委員会
48	松江市	全員協議会、議会広報等委員会
49	倉敷市	全員協議会
50	呉市	議会協議会、議案説明会、正副委員長会議、政策研究会、広報委員会
51	福山市	全員協議会
52	下関市	議会広報部会、議会災害対策会議
53	高松市	議員全員協議会
54	松山市	-
55	高知市	-
56	久留米市	議会広報委員会
57	長崎市	全員協議会、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議
58	佐世保市	全員協議会、常任委員会協議会
59	大分市	会派代表者会議、全員協議会、広報委員会、議会活性化推進会議
60	宮崎市	全員協議会、代表者会、議会活性化検討委員会、広報広聴委員会、災害対策連絡会議、感染症対策連絡会議
61	鹿児島市	-
62	那覇市	全員協議会、各派代表者会議、正副委員長会議、災害対策連絡本部

## 15 当初予算の審査方法

令和5年4月1日現在

	付託委員会		審査様態
	特別	常任	
1 函館市	○		各会計当初予算は予算特別委員会を設置し付託(議長を除く全議員をもって構成する特別委員会を設置し、請願、意見書を除く全議案を付託。特別委員会に3分科会(既存の3常任委員会を活用)を設置し、付託議案を分担し、3分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において採決を行っている。)
2 旭川市	○		議長を除く全議員をもって構成される予算等審査特別委員会を設置し付託。総務経済文教及び民生建設公営企業の2分科会を設置し、付託議案を分担し、両分科会で分担部分に対する質疑を行い、委員会において総括質疑の後に討論・採決を行う。
3 青森市	○		第1回定例会において20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
4 八戸市	○		すべての予算を正副議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
5 盛岡市	○		議長を除く全議員をもって構成される予算審査特別委員会を設置し、各会計予算を付託、審査
6 秋田市		○	予算決算委員会へ付託、分科会で審査
7 山形市	○		議長を除く全議員で構成する予算委員会を設置し、当初予算に関する議案付託。その後、常任委員会を単位とする分科会を設置し議案付託。
8 福島市	○		議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、当初予算に関する議案付託。その後、常任委員会や特別委員会ごとの分科会を設置し、付託議案を分割付託。原則、分科会にて審査を行った後、委員会において自由討議、討論を経て採決を行う。
9 郡山市		○	歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
10 いわき市		○	歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
11 水戸市	○		一般会計予算のうち歳出、継続費、債務負担行為は、所管の常任委員会に分割して付託し、歳入、地方債、繰越明許費、一時借入金等は、総務環境委員会に付託する。また、特別会計及び公営企業会計予算は、所管の常任委員会に付託する。
12 宇都宮市		○	一般会計予算について、歳入は全款を総務常任委員会、歳出は所管の常任委員会へ分割付託。特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託。
13 前橋市		○	一般会計歳入歳出とも各所管の常任委員会に分割付託、特別会計・企業会計は所管の常任委員会に付託
14 高崎市	○	○	一般会計は歳入歳出とも所管の常任委員会、環境施設建設特別委員会、都市集客施設整備特別委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託
15 川越市		○	一般会計歳入歳出とも各所管の常任委員会へ分割付託、特別会計・企業会計は、所管の常任委員会へ付託
16 川口市		○	一般会計は、使用料及び手数料、支出金並びに市債などの歳入の一部並びに歳出の全部について各所管の常任委員会へ分割付託し、分割付託しない歳入部分については、総務常任委員会へ付託。特別会計・企業会計は、所管の常任委員会へ付託。
17 越谷市		○	予算決算常任委員会へ付託。(予算決算常任委員会での審査方法: 行政部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に送付し、各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会長の報告を経て、委員長報告に対する質疑・討論・採決を行う。)
18 船橋市		○	議長を除く全議員で構成する予算決算委員会へ付託。(行政部門別常任委員会に対応した5つの分科会を設置し、各分科会で質疑を行った後、予算決算委員会の全体会において、質疑・討論・採決を行う)
19 柏市		○	一般、特別会計、歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
20 八王子市	○		一般・特別・公営企業会計予算と関連する議案について予算等審査特別委員会を設置し付託。同特別委員会、分科会で審査。
21 横須賀市		○	予算決算常任委員会へ付託。(予算決算常任委員会での審査方法: 行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割してそれぞれの分科会へ送付する。送付を受けた各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会の報告を経て、総括質疑・討論・採決を行う。)
22 富山市		○	予算決算委員会へ付託。(部門別常任委員会に対応した4つの分科会を設置し、各分科会で質疑・審査を行う。予算決算委員会の全体会において、分科会長が審査報告を行い、その報告に対する質疑・採決を行う)
23 金沢市		○	歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託。各常任委員会の部門別審査後、5つの常任委員会の連合審査会を開催し、審議を行っている。 (但し令和4年度当初予算は骨格予算であるため連合審査会は開催せず)
24 福井市	○		すべての予算を予算特別委員会に付託、予算特別委員会から各常任委員会へ調査(実質審査)を依頼し、各常任委員会で調査を行う。各常任委員会での調査結果を受け、予算特別委員会にて総括質疑、採決を行う。
25 甲府市		○	予算特別委員会を設置し付託、審査
26 長野市		○	原則として所管の常任委員会に分割付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、議会運営委員会が必要と認めるものは、特別委員会に付託する。
27 松本市		○	全議員で構成する予算特別委員会を設置して付託、審査
28 岐阜市		○	一般会計歳入、地方債、一時借入金は総務委員会へ、一般会計予算歳出、債務負担行為、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託
29 豊橋市		○	すべての予算を正副議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
30 岡崎市		○	議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、分科会で審査

## 15 当初予算の審査方法

令和5年4月1日現在

	付託委員会		審査様態
	特別	常任	
31	一宮市	○	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
32	豊田市	○	議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託、審査。
33	大津市	○	予算決算常任委員会(議長を除く全議員で構成)に付託、分科会等で審査。
34	豊中市	○	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
35	吹田市	○	一般会計・特別会計・企業会計予算を予算常任委員会に付託。分科会で質疑を行い、全体会で総括質疑の後、討論・採決。
36	高槻市	○	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
37	枚方市	○	一般会計・特別会計・企業会計とも予算特別委員会へ付託。
38	八尾市	○	議長を除く全議員で構成する予算決算常任委員会に付託、部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に分割送付し審査。
39	寝屋川市	○	予算決算常任委員会へ付託、審査
40	東大阪市	○	
41	姫路市	○	正副議長を含む全議員で構成する予算決算委員会へ付託、分科会で審査
42	尼崎市	○	議員全員で構成される予算特別委員会を設置し、付託。特別委員会に常任委員会と同じ所管、委員構成の5分科会を設置し、付託議案を分担し、5分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において総括質疑の後、採決を行う。
43	明石市	○	歳入歳出ともに各常任委員会へ分割付託、審査
44	西宮市	○	一般・特別・企業会計予算とも、議長を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
45	奈良市	○	各会計予算は議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、審査を行う。
46	和歌山市	○	一般会計歳入は総務委員会へ、一般会計歳出及び特別会計は各常任委員会へ分割付託
47	鳥取市	○	一般・特別・企業会計予算とも、全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
48	松江市	○	各会計予算及び関連する議案は、議長を除く議員全員の委員をもって構成する予算委員会で審査する。なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、その所管別に分担して行う。
49	倉敷市	○	予算決算委員会に付託。各分科会で質疑、賛否等の確認を行った後、予算決算委員会全体会において、各分科会長の報告を経て、質疑・討論・採決を行う。
50	呉市	○	全議員で構成される予算特別委員会を設置し付託
51	福山市	○	議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し付託
52	下関市	○	一般会計歳入は総務委員会、一般会計歳出、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託(分割あり)。
53	高松市	○	歳入歳出とも関係常任・特別委員会へ分割付託する。一般会計予算歳入のうち、繰越金、地方交付税等一般財源は総務常任委員会へ付託する。
54	松山市	○	一般会計歳入は総務理財委員会へ。一般会計歳出は所管の委員会へ分割付託。特別・企業会計は所管の委員会へ付託。
55	高知市	○	予算決算常任委員会に付託。部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に送付し、各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会長の報告を経て、質疑・討論・採決を行う。
56	久留米市	○	予算審査特別委員会を設置し付託
57	長崎市	○	一般会計歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為は各常任委員会に分割付託。特別会計、公営企業会計予算は所管する各常任委員会へ付託。一般会計歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は総務委員会へ付託。
58	佐世保市	○	一般会計予算歳入は総務委員会、歳出は所管の常任委員会へ分割付託。特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託。
59	大分市	○	一般会計歳入は総務常任委員会へ、一般会計歳出は各所管の常任委員会へ分割付託。特別・企業会計は各所管の常任委員会へ付託。
60	宮崎市	○	一般会計歳入は総務財政委員会へ、一般会計歳出は各所管の常任委員会へ分割付託。特別・企業会計は各所管の常任委員会へ付託。
61	鹿児島市	○	一般会計については、歳入歳出ともに所管の常任委員会へ分割付託、但し、予算総額は総務環境委員会にて確認。特別会計・企業特別会計は、所管の常任委員会へ付託。
62	那覇市	○	予算決算常任委員会へ付託、分科会等で審査

16 補正予算の審査方法

令和5年4月1日現在

	付託委員会			審査様態
	特別	常任	その他	
1 函館市	○			当初予算と同じ
2 旭川市	○			補正予算等審査特別委員会(委員数15名程度)を設置し、各会計補正予算とこれに関連を有する議案及び単独議案を付託し審査するか、又は付託せず本会議で審議する。
3 青森市	○			20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し付託、審査
4 八戸市		○		歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託
5 盛岡市		○		一般会計補正予算の歳入は総務常任委員会に付託、歳出は所管常任委員会に分割付託、特別会計及び企業会計の補正予算は、所管常任委員会に付託、審査(ただし、補正予算審査特別委員会を設置し、付託・審査する場合もある)
6 秋田市		○		当初予算と同じ
7 山形市	○			当初予算と同じ
8 福島市		○		歳入歳出とも各常任委員会及び特別委員会へ分割付託
9 郡山市		○		歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
10 いわき市		○		歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
11 水戸市		○		当初予算と同じ
12 宇都宮市		○		当初予算と同じ
13 前橋市			○	補正予算については、各所管委員会に分割付託せず、本会議での審議を例としている。
14 高崎市	○	○		当初予算と同じ
15 川越市		○		当初予算と同じ
16 川口市		○		当初予算と同じ
17 越谷市		○		予算決算常任委員会へ付託。(予算決算常任委員会での審査方法:部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に送付し、各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会長の報告を経て、委員長報告に対する質疑・討論・採決を行う。)
18 船橋市		○		当初予算と同じ
19 柏市		○		一般、特別会計、歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託
20 八王子市		○		歳入歳出とも所管の各常任委員会へ分割付託。
21 横須賀市		○		予算決算常任委員会へ付託。(予算決算常任委員会での審査方法:行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割してそれぞれの分科会へ送付する。送付を受けた各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会の報告を経て、総括質疑・討論・採決を行う。)
22 富山市		○		当初予算と同じ
23 金沢市		○		歳入は総務常任委員会へ付託、歳出は各常任委員会へ分割付託
24 福井市	○	○		予算特別委員会を開催する定例会(3月、9月)は、当初予算審査と同じ 予算特別委員会を開催しない定例会(6月、12月)は、所管する常任委員会に分割付託
25 甲府市		○		所管の常任委員会に分割付託し審査
26 長野市		○		原則として所管の常任委員会に分割付託。ただし、具体的、直接的に当該特別委員会と結び付きがある議案で、議会運営委員会が必要と認めるものは、特別委員会に付託する。
27 松本市	○	○		歳入歳出とも所管の委員会に分割付託
28 岐阜市		○		歳入、地方債の補正は総務委員会へ、一般会計補正予算の歳出、債務負担行為の補正、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託
29 豊橋市	○	○		一般会計分については正副議長を除く全議員で構成する一般会計予算特別委員会に付託、審査。その他のものは所管の常任委員会に付託、審査(3月定例会は、すべて予算特別委員会に付託、審査)
30 岡崎市		○		当初予算と同じ
31 一宮市		○		当初予算と同じ
32 豊田市		○		当初予算と同じ

16 補正予算の審査方法

令和5年4月1日現在

	付託委員会			審査様態
	特別	常任	その他	
33	大津市		○	当初予算と同じ
34	豊中市		○	当初予算と同じ
35	吹田市		○	当初予算と同じ。ただし、2月定例会以外では総括質疑は行わない。
36	高槻市		○	当初予算と同じ
37	枚方市		○	補正予算については、常任委員会や特別委員会に付託せず、本会議での審議を例としている。
38	八尾市		○	当初予算と同じ
39	寝屋川市		○	当初予算と同じ
40	東大阪市		○	各常任委員会へ分割付託、審査
41	姫路市		○	当初予算と同じ
42	尼崎市	○		議員全員で構成される予算特別委員会を設置し、付託。特別委員会に常任委員会と同じ所管、委員構成の分科会を担当区分により設置し、付託議案を分担し、分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において採決を行う。
43	明石市		○	歳入歳出ともに各常任委員会への分割付託、審査
44	西宮市		○	所管に従い各常任委員会に分割付託
45	奈良市	○	○	各会計予算は議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、審査を行う。 ※令和4年6月定例会、12月定例会において補正予算等特別委員会に付託し、審査を行った。
46	和歌山市		○	当初予算と同じ
47	鳥取市		○	所管に従い各常任委員会に分割付託、審査
48	松江市		○	一般会計は当初予算と同じ。特別会計、公営企業会計は所管の常任委員会に付託。
49	倉敷市		○	当初予算と同じ
50	呉市	○		当初予算と同じ
51	福山市	○		当初予算と同じく、議長を除く全議員をもって構成する予算特別委員会を設置し付託
52	下関市		○	当初予算と同じであるが、歳出予算の内容が一常任委員会に属するものみの場合は、歳入も当該常任委員会へ付託
53	高松市	○	○	当初予算と同じ
54	松山市	○	○	当初予算と同じ
55	高知市		○	当初予算と同じ
56	久留米市		○	一般会計歳入は総務常任委員会へ、一般会計歳出及び特別・企業会計は所管の常任委員会へ分割付託
57	長崎市		○	当初予算と同じ
58	佐世保市		○	当初予算と同じ
59	大分市		○	当初予算と同じ
60	宮崎市		○	当初予算と同じ
61	鹿児島市		○	当初予算と同じ
62	那覇市		○	当初予算と同じ

## 17 決算の審査方法

令和5年4月1日現在

	付託委員会		審査様態
	特別	常任	
1 函館市	○		各会計決算は予算決算特別委員会を設置し付託（議長を除く全議員をもって構成する特別委員会を設置し、請願、意見書を除く全決算を付託。特別委員会に3分科会（既存の3常任委員会を活用）設置し、付託決算を分担し、3分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において採決を行っている。）
2 旭川市	○		議長を除く全議員をもって構成される決算審査特別委員会を設置し付託。総務経済文教及び民生建設公営企業の2分科会を設置し、付託議案を分担し、両分科会で分担部分に対する質疑を行い、委員会において総括質疑の後、討論・採決を行う。
3 青森市	○		第3回定例会で20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し付託、審査
4 八戸市	○		議員の半数（正副議長及び議会選出監査委員を除く）をもって構成される決算特別委員会を設置し付託、審査
5 盛岡市		○	一般会計の歳入は総務常任委員会に付託、歳出は所管常任委員会に分割付託、特別会計及び企業会計は、所管常任委員会に付託、審査
6 秋田市		○	当初予算に同じ
7 山形市	○		議長を除く全議員で構成する決算委員会を設置し、決算に関する議案付託。その後、常任委員会を単位とする分科会を設置し議案付託。
8 福島市	○		議長及び監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、決算に関する議案付託。その後、常任委員会や特別委員会ごとの分科会を設置し、付託議案を分割付託。原則、分科会にて審査を行った後、委員会において自由討議、討論を経て採決を行う。
9 郡山市	○		議長・議会選出の監査委員を除く全議員（現員33人）で構成する決算特別委員会に付託、審査
10 いわき市	○		一般会計決算特別委員会、特別会計・企業会計決算特別委員会に付託審査（定数各10人）
11 水戸市	○		9月定例会の初日に決算に関する事項を付託して特別委員会（決算特別委員会と公営企業会計決算特別委員会）を設置し、正副委員長の互選等を行った後、各決算認定議案等を付託し、それぞれの委員会で審査する。
12 宇都宮市	○		決算審査特別委員会、企業会計決算審査特別委員会を設置し付託、審査
13 前橋市		○	一般会計は歳入歳出とも各所管の常任委員会に分割付託、特別会計・企業会計は所管の常任委員会に付託
14 高崎市	○	○	一般会計は歳入歳出とも所管の常任委員会、環境施設建設特別委員会、都市集客施設整備特別委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託
15 川越市		○	一般会計決算歳入は総務財政常任委員会、歳出は所管の常任委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管の常任委員会に付託、審査。
16 川口市	○		一般会計及び各種特別会計決算審査特別委員会、企業会計決算審査特別委員会を設置し付託、審査
17 越谷市	○		予算決算常任委員会へ付託。（予算決算常任委員会での審査方法：部門別常任委員会と同様の委員で構成する4つの分科会に送付し、各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会長の報告を経て、委員長報告に対する質疑・討論・採決を行う。）
18 船橋市		○	当初予算に同じ
19 柏市	○		決算審査特別委員会を設置し付託、審査
20 八王子市	○		一般会計・特別・公営企業会計決算とも決算等審査特別委員会を設置し付託。同特別委員会、分科会で審査。
21 横須賀市	○		予算決算常任委員会へ付託。（予算決算常任委員会での審査方法：行政部門別常任委員会や特別委員会ごとに予算決算常任委員会の分科会を設置し、付託議案を分割してそれぞれの分科会へ送付する。送付をうけた各分科会で質疑を行った後、予算決算常任委員会の全体会において各分科会の報告を経て、総括質疑・討論・採決を行う。）
22 富山市		○	当初予算に同じ
23 金沢市	○		一般会計等決算審査特別委員会・企業会計決算審査特別委員会に付託、審査（その際に正副議長・議会運営委員長・常任委員長・監査委員は委員から除く）
24 福井市	○		決算特別委員会を設置し付託、審査
25 甲府市	○		決算審査特別委員会を設置し付託、審査
26 長野市	○		決算特別委員会を設置して一括付託する。決算特別委員会において、常任委員会に対応した4つの分科会を設置し、審査する（分科会では採決という形はとらないが、方針は明らかにする）。決算特別委員会で分科会審査報告、質疑、討論、採決を行い、本会議で決算特別委員会委員長報告、質疑、討論、採決を行う。 なお、改選期の公営企業会計決算は、各常任委員会に分割付託
27 松本市	○		決算特別委員会を設置し付託、審査
28 岐阜市		○	当初、補正予算と同様、一般会計の歳入全般については総務委員会へ、一般会計の歳出、特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託
29 豊橋市	○		決算特別委員会（正副議長及び議会選出監査委員を除く32人）に付託、審査
30 岡崎市		○	議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、全体会で説明、総括質疑を行った後、分科会で審査。
31 一宮市	○		一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託

## 17 決算の審査方法

令和5年4月1日現在

	付託委員会		審査様態
	特別	常任	
32	豊田市	○	当初予算に同じ
33	大津市	○	予算決算常任委員会(議長を除く全議員で構成)に付託、審査。
34	豊中市	○	一般会計は歳入歳出とも所管委員会に分割付託、特別会計と企業会計は所管委員会に付託
35	吹田市	○	一般会計・特別会計・企業会計決算を決算常任委員会に付託。分科会で質疑を行い、全体会で総括質疑の後、討論・採決。
36	高槻市	○	決算審査特別委員会を設置し、付託のうえ閉会中の継続審査としている。委員は、各会派の所属議員3人に1人の割合(端数は四捨五入)で選任
37	枚方市	○	一般会計・特別会計・企業会計とも決算特別委員会へ付託。
38	八尾市	○	当初予算に同じ
39	寝屋川市	○	当初予算に同じ
40	東大阪市	○	決算審査特別委員会に一括して付託
41	姫路市	○	当初予算に同じ
42	尼崎市	○	9月定例会において、監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、付託。特別委員会に常任委員会と同じ所管、委員構成の5分科会を設置し、付託議案を分担し、5分科会で分担部分に対する審査を行い、その後、特別委員会において総括質疑の後、採決を行う。
43	明石市	○	歳入歳出ともに、議長を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
44	西宮市	○	一般・特別・企業会計決算とも、議長及び議選監査委員を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
45	奈良市	○	各会計決算は議長を除く全議員で構成する予算決算委員会に付託し、審査を行う。
46	和歌山市	○	決算特別委員会に付託、審査
47	鳥取市	○	一般・特別・企業会計決算とも、議会選出監査委員を除く全議員で構成する特別委員会に付託し、審査は各常任委員会と同じ構成員・所管で設置する分科会で審査する。
48	松江市	○	議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し審査する。なお細部審査は、予算委員会を除く各常任委員会を分科会とし、一般会計はその所管別に分担して行い、特別会計・企業会計はこれに委託して行う。
49	倉敷市	○	15. 当初予算の審査方法と同じ
50	呉市	○	決算特別委員会を設置し付託
51	福山市	○	議長、議会選出監査委員を除く、議員数を概ね1/2ずつに分けて構成する企業会計決算特別委員会及び一般・特別会計決算特別委員会を設置し付託
52	下関市	○	○ 一般・特別会計は特別委員会を設置し付託、企業会計は所管の常任委員会に付託し審査を行う。
53	高松市	○	議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会に付託し、各常任委員会による分科会において、各会計決算を審査する分科会方式で審査
54	松山市	○	議長及び議会選出監査委員を除く議員全員で構成する決算特別委員会に付託。委員会は付託事件の審査の進捗を図るため6分科会(常任委員会に準ずる)を設ける。
55	高知市	○	当初予算に同じ
56	久留米市	○	決算審査特別委員会を設置し付託
57	長崎市	○	一般会計の歳入部分は各常任委員会に分割付託。特別会計、公営企業会計決算は所管する各常任委員会へ付託。一般会計の歳入部分は総務委員会へ付託。
58	佐世保市	○	一般会計の歳入は総務委員会、歳入は所管の常任委員会に分割付託。特別会計、企業会計は所管の常任委員会へ付託。
59	大分市	○	第3回定例会において正副議長及び議会選出の監査委員(2名)を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、付託する。全体会、分科会の審査を経て、定例会最終日に採決する(現在、決算審査の一環として事務事業評価を行っている)。
60	宮崎市	○	議長、監査委員(2名)を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、常任委員会を基本とした4つの分科会において、所管の議案を審査。なお、一般会計の歳入については、節まで区分、歳出については目まで区分し、それぞれの分科会で審査。
61	鹿児島市	○	○ 一般会計、特別会計については、決算特別委員会を設置のうえ付託、審査。企業特別会計については、所管の常任委員会へ付託、審査
62	那覇市	○	予算決算常任委員会へ付託、分科会等で審査

# 18 事務局職員

令和5年4月1日現在

	定数	現員	局長	局長補佐	主に議事を担当	主に調査を担当	主に庶務を担当	その他の業務を担当 及び 備考
					組織名:人数	組織名:人数	組織名:人数	職名:人数(業務内容)
1 函館市	15	14	1	次長 1	議事調査課: 9		庶務課: 3	次長は庶務課長事務取扱 左記以外に議事調査課: 再任用職員1人、庶務課: 再任用職員1人、会計年度任用職員2人
2 旭川市	20	19	1	次長 2	議事調査課: 10 (課長、補佐2名を含む。)		議会総務課: 8 (課長、補佐1名を含む。)	次長は議会総務課長事務取扱及び議事調査課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員が議事調査課に1人、議会総務課に2人
3 青森市	22	16	1	次長 1	議事調査課: 9(議事・調査・広報を兼務)		総務課: 5	次長は総務課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員が議事調査課に1人、総務課に2人
4 八戸市	16	15	1	次長 1	議事調査課: 8		議会総務課: 6 (技能技師1人含む)	次長は議事調査課長を兼務
5 盛岡市	14	14	1	次長 1	議事総務課: 13(課長・課長補佐2・議事係3・調査係4・総務係3)			次長は議事総務課長事務取扱 課長補佐は議事・調査担当1、総務担当1
6 秋田市	20	20	1	次長 1	議事課: 5	議事課: 5 (広報担当を兼務)	総務課: 6	左記以外に総務課: 再任用職員2人、会計年度任用職員2人
7 山形市	17	16	1	次長 2	議事課議事係: 5 (課長を含む)	議事課調査係: 4	総務課: 6(庶務係・議員厚生係) (課長・運転手を含む)	次長は議事課長、総務課長を兼務 左記以外に会計年度任用職員2人
8 福島市	18	17	1	★1	議事調査課議事係: 6 (課長・課長補佐含む)	議事調査課調査係: 3	総務課: 7 (課長・運転手を含む)	★次長兼総務課長
9 郡山市	17	16	1	★1	議事係: 4	政務調査係: 4 (広報も担当)	総務管理係: 4	課長補佐1、総務管理係: 1(再任用運転手) ★次長兼総務議事課長
10 いわき市	18	18	1	次長 1	議事運営係: 3	政策調査係: 4 (広報も担当)	総務秘書係: 6 (運転手2名を含む)	総務議事課長、課長補佐、主任主査
11 水戸市	15	15	1	-	議事課議事係: 6 (課長、課長補佐を含む)	議事課法制調査係: 3	総務課: 4 (課長、課長補佐を含む)	総務課: 1(運転手) 左記以外に会計年度任用職員1人(総務課)
12 宇都宮市	25	23	1	次長 1	議事課: 8 (課長、課長補佐を含む)	政策調査課: 6 (課長を含む)	総務課: 6 (課長を含む)	総務課: 1(運転手)
13 前橋市	17	14	1	-	議事課: 5 (課長を含む)	議事課: 4	総務課: 4 (課長を含む)	
14 高崎市	20	17	1	-	議事課議事担当: 6 (課長含む)	議事課調査広報担当: 3	庶務課: 7 (課長、運転技師1名、再任用職員1名を含む)	
15 川越市	15	13	1	★1	議事課: 5 (課長を含む)	議事課: 3	庶務課: 4	★副事務局長兼議事課長
16 川口市	25	23	1	★3	議事課: 6 (課長補佐を含む)	政策調査課: 5	議会総務課: 8 (課長補佐を含む)	★局次長兼議会総務課長、参事兼議事課長、政策調査課長
17 越谷市	14	13	1	-	議事担当: 4(課長を含む)	庶務・調査担当: 8 (広報も担当、運転員1名含む)		
18 船橋市	23	23	1	-	議事課: 11 (課長、補佐を含む)	総務調査課調査係: 5 (広報も担当)	総務調査課総務係: 6 (課長・補佐を含む)	左記以外に議事課に会計年度任用職員1人(会議録の校正業務)
19 柏市	17	16	1	次長1 ★1	議事課: 9		庶務課: 4 (運転員1名を含む)	次長は庶務課長を兼務 ★議事課長 左記以外に会計年度任用職員2人(庶務課、議事課各1人)
20 八王子市	18	17	1	-	議事課: 8 (課長含む)	庶務調査課 調査担当: 4(課長除く) 広報も担当	庶務調査課 庶務担当: 4(課長含む) (★)	★左記以外に庶務担当として、会計年度任用職員1人
21 横須賀市	17	17	1	次長★1	議事課: 10(課長含む) (広報も併任)	総務調査課: 1 (調査担当)	総務調査課: 2 (総務担当)	★議会局次長兼総務調査課長 総務調査課: 2(議長・副議長秘書) 総務調査課会計年度任用職員(フル): 1、議事課会計年度任用職員(パート): 1
22 富山市	24	23	1	次長 1	議事調査課: 8 (課長、補佐を含む)	議事調査課: 5 (広報業務も含む)	庶務課: 7 (課長、補佐を含む)	庶務課: 1人(運転手)
23 金沢市	19	19	1	★2	議事調査課: 5	議事調査課: 4	総務課: 5	総務課: 2(運転手) ★総務課長、議事調査課長
24 福井市	20	19	1	次長 1	議事調査課: 8 (課長、補佐を含む)		庶務課: 9 (課長、補佐、再任用職員1人含む)	左記以外に会計年度任用職員2人
25 甲府市	12	12	1	総室長 1	議事課: 5(課長を含む)	政策調査課: 2(課長を含む)	総務課: 4(課長を含む)	議会総室長は総務課長を兼任
26 長野市	☆	16	1	★1	議事担当: 5 (補佐を含む)	調査担当: 4 (補佐は議事担当に含めている)	総務担当: 5 (主幹1、補佐1含む)	総務担当: 1(議長車運転手)、☆定数は市職員の定数に含まれる、★総務議事調査課長、左記以外に会計年度任用職員1



# 18 事務局職員

令和5年4月1日現在

	定数	現員	局長	局長補佐	主に議事を担当	主に調査を担当	主に庶務を担当	その他の業務を担当及び備考	
					組織名:人数	組織名:人数	組織名:人数	職名:人数(業務内容)	
27	松本市	11	11	1	次長1	議会担当議事グループ:4	議会担当庶務調査グループ:5		
28	岐阜市	17	17	1	次長★1	議事調査課:8 (別途 会計年度任用職員1) (★次長兼議事調査課長は含まず)	議会総務課:7	議会総務課:人事課付再任用職員1(議長車運転手)	
29	豊橋市	15	15	1	-	議事課:9(議事・調査・広報を兼務) (別途 会計年度任用職員1)	庶務課:5 (別途 会計年度任用職員1)		
30	岡崎市	18	16	1	★2	議事課:4	議事課:2 (広報も担当)	総務課:2 (総務担当)	総務課:2(涉外担当)、総務課:1(議長車運転手)、総務課副課長、議事課副課長 ★議事課長、総務課長
31	一宮市	20	14	1	次長★1	議事調査課:6	庶務課:6 (運転士1名を含む) (★次長兼庶務課長は含まず)		
32	豊田市	20	17	1	副局長1	議会局 議事調査課:10	議会局 総務課:6 (運転手2含む)	左記以外に会計年度任用職員6人	
33	大津市	18	17	1	次長1	議事課:5 (課長補佐含む)	議会総務課:2 (法制を含む)	議会総務課:2	次長は議会総務課長を兼務 議事課長:1、議事課(広報広聴係):4 (左記以外に会計年度任用職員:1)、議長車運転手:1
34	豊中市	13	13	1		議事課:7 (課長、補佐を含む)	総務課:5 (課長・補佐を含む)	左記以外に会計年度任用職員2人	
35	吹田市	18	17	1	次長1	議事グループ:5 (議事・調査担当課長級含む)	調査グループ:4	庶務・広報グループ:6 (課長級含む)	会計年度任用職員:3
36	高槻市	15	13	1	長1 参事1	主幹 1	議事調査チーム:5	庶務チーム:4	左記以外に庶務TIに会計年度任用職員1人
37	枚方市	20	19	1	次長1	議事調査課:12 (課長、課長代理を含む)	議会総務課:5 (課長、課長代理を含む)		
38	八尾市	15	13	1	-	課長1・課長補佐2・議事政策係(総務担当3(主任技能員1含む)、調査担当3、議事担当3)			
39	寝屋川市	10	9	1	-	議事事務局 次長兼課長1、係長1、担当者6			
40	東大阪市	23	15	1	次長1	議事調査課:8	庶務課:5	会計年度任用職員:1名(庶務業務)	
41	姫路市	25	24	1	次長1	議事課:6	調査課:6 (広報紙も担当)	総務課:10	
42	尼崎市	17	17	1	次長1	議事課:9	政策調査担当:3 (政務活動費も担当)	総務課:4	★次長政策調査担当課長事務取扱 ★左記以外に再任用職員1人(秘書涉外業務)、行政事務員3人(受付業務)、事務補助員1人(庶務業務)
43	明石市	16	15	1	次長1	議事課:6	総務課:7	左記以外に総務課任期付短時間勤務職員:3	
44	西宮市	18	18	1	次長1	議事調査課:9 (議事、調査業務を含む)	総務課:7	左記以外に会計年度任用職員:6	
45	奈良市	20	19	1	次長1	議事調査課:6 (課長、課長補佐を含む)	議事調査課:4 (広報も担当)	議会総務課:7	庶務を担当する職員のうち再任用職員1名、会計年度任用職員1名を係員として配置している。
46	和歌山市	26	24	1	副局長1	議会政策課:12 (課長、副課長を含む)	議会政策課:11	議会政策課:10	秘書広報課:1(運転手)(他に再任用職員:2) 秘書・広報業務は秘書広報課で担当
47	鳥取市	12	12	1	次長1 参事1 補佐1	議事係:4	調査係:3 (参事が係長兼務)	庶務係:3 (補佐が係長兼務)	参事は再任用職員 左記に、会計年度任用職員2名を含む。 (庶務係1名、調査係1名)
48	松江市	12	11	1	次長1	議事係:4 (課長を含む)	調査係:2	議会総務課:4 (次長が課長兼務)	左記以外に会計年度任用職員:2
49	倉敷市	22	19	1	副参事1	議事調査課:5 (課長代理を含む)	議事調査課:3 (広報も担当)	議会総務課:8	議会総務課には、会計年度任用職員2名、再任用職員(運転技師)1名を含む。 ★参事1名(議会総務課長兼務) ★副参事1名(議事調査課長兼務)
50	呉市	19	19	1	-	議事課議事運営グループ6 (課長を含む)	議事課調査広報グループ3	議会総務課6 (課長並びに会計年度任用職員を含む)	左記以外に会計年度任用職員(運転手2・議会図書室司書1)
51	福山市	20	17	1	-	議事調査課:8(議事・調査・広報を兼務)	庶務課:7	左記以外に会計年度任用職員2人	

# 18 事務局職員

令和5年4月1日現在

	定数	現員	局長	局長 補佐	主に議事を担当	主に調査を担当	主に庶務を担当	その他の業務を担当 及び 備考	
					組織名:人数	組織名:人数	組織名:人数	職名:人数(業務内容)	
52	下 関 市	16	15	1	-	議事課:4 (課長、補佐を含む)	議事課:3 (広報も担当)	庶務課:7 (参事、運転手2名含む)	左記以外に会計年度任用職員2人
53	高 松 市	25	19	1	次長1	議事課:7 (課長及び補佐を含む)	総務調査課:10 (補佐を含む)		※次長は総務調査課長事務取扱 左記以外に会計年度任用職員6人
54	松 山 市	25	25	1	次長1	議事調査課:5	議事調査課:4	総務課:5	左記の他、総務課長1名・議事調査課長 1名・議長秘書1名・運転手1名・会計年 度任用職員5名
55	高 知 市	20	18	1	次長1	議事調査課:8 (課長、補佐を含む)	議事調査課:2	庶務課:6 (運転手1名含む)	左記以外に再任用職員1名(議会庶務 担当調整)
56	久 留 米 市	17	13	1	次長1	議事調査課:4(課長含む)	議事調査課:2	総務課:5 (次長兼総務課長は含まず) (広報も担当)	次長は総務課長兼務 左記以外に 総務課:会計年度任用職 員3名(うち2名は運転手) 議事調査課:任期付短時間勤務職員2 名(議事1・調査1)
57	長 崎 市	24	24	1	-	議事調査課:7 (課長を含む)	議事調査課:6 (広報担当も含む)	総務課:10 (課長を含む)	左記の他、会計年度任用職員8名
58	佐 世 保 市	14	14	1	次長1	議会運営課 議事調査係:5 (補佐を含む)	議会運営課 議事調査係:2	議会運営課 総務係:5 (補佐、運転手1名を含む)	左記以外に総務係:会計年度任用職員 1人
59	大 分 市	24	24	1	-	議事課:5 (参事を含む)	政策調査室:7 (室長を含む。広報も担当)	総務課:5	総務課:4(秘書業務・運転)、1(議会事 務局総務課長)議事課:1(議会事務局 議事課長)
60	宮 崎 市	18	16	1	次長1	議事調査課議事係:5	議事調査課政策調査室:4	総務課:2 (総務担当)	次長は議事調査課長兼務 総務課:1 総務課長 総務課:2(秘書担当)
61	鹿 児 島 市	29	29	1	-	議事課:11	政務調査課:7(広報も担当)	総務課:10	左記以外に会計年度任用職員2名
62	那 覇 市	21	20	1	次長1	議事管理課:7	調査法制課:6(広報も担当)	庶務課:6(次長が課長兼務)	・左記以外に会計年度任用職員7人(会 派5人、運転士2人) ・議事管理課には再任用職員1人含む

# 19 議会報

令和5年4月1日現在

	編集体制			発行状況	配布方法
	名称	議員数	担当職員数		
1 函館市	広報委員会	4	2	年4回および改選時	市の広報紙に折り込み、全戸配布、市広報紙(スマートフォンアプリ)に掲載
2 旭川市	広聴広報委員会	8	2	年4回(改選、委員会構成替え後に臨時号を発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
3 青森市	議会だより編集会議	8	2	4定例会	全戸配布
4 八戸市	事務局で編集	0	2	4定例会(改選後に臨時号発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
5 盛岡市	議会広報委員会	5	4	4定例会(改選後に臨時号発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
6 秋田市	あきた市議会だより編集委員会	5	4	4定例会	配布業者による全戸配布
7 山形市	広報広聴委員会	6	4	4定例会議(改選後に臨時号発行)	市広報紙とあわせて町内会組織を通じて全戸配布
8 福島市	広報委員会	7	3	4定例会議(改選後に臨時号発行)	市の広報紙に折り込み、全戸配布
9 郡山市	広聴広報委員会	11	4	4定例会	市広報紙とあわせて町内会を通じて全戸配布
10 いわき市	議会報編集委員会	5	4	4定例会(改選時、委員会構成替え年は臨時号を発行)	行政嘱託員を通じ全戸配布
11 水戸市	議会報編集委員会	12	3	4定例会(改選後に臨時号発行)	市広報紙とあわせて自治会等を通して各世帯に配布しているほか、出張所や市民センターなどの公共施設、市内の学校等にも送付している
12 宇都宮市	広報広聴委員会	11	5	4定例会議(改選後に臨時号発行)ほか必要に応じて発行	新聞折り込み。新聞未購読世帯には、申出により、市広報紙と同封で郵送。
13 前橋市	議会広報紙編集委員会	11	4	年4回	市の広報紙に折り込み、全戸配布
14 高崎市	広報委員会	7	3	年5回(4定例会、臨時会)	市広報紙とあわせて町内会組織を通じて全戸配布
15 川越市	広報紙編集委員会	7	3	4定例会と改選直後の臨時会ほか必要に応じて発行	市の広報紙に折り込み、全戸配布
16 川口市	議員の編集組織なし	0	2	4定例会と改選直後の臨時会ほか必要に応じて発行	町会・自治会を通じて各世帯に配布 市内各駅やコンビニエンスストア、公共施設などでの拠点配布
17 越谷市	議会報専門協議会	8	7	4定例会と改選期	市広報紙に折り込んで配送業者に委託し自治会等に配布。自治会等から各世帯に配布。
18 船橋市	広報委員会	14	5	年4回、及び改選時等は臨時号号を発行	1 市内の希望する障害福祉施設、高齢者団体などの協力及び一般事業者への委託による市内全戸配布 2 公共施設(図書館、船橋駅前総合窓口センター・公民館・出張所・連絡所等)、駅スタンド(24駅)、コンビニエンスストア(セブンイレブンのみ)、公衆浴場(船橋浴場組合加盟)への設置 3 マチイロ、Sidebooks「ちいき本棚」での配信
19 柏市	議会広報委員会	10	4	4定例会と改選時	新聞折込。希望する新聞未購読世帯への宅配。マチイロ(スマートフォンアプリ)による配信。
20 八王子市	正副議長および議会運営委員会における編集会議の決定に沿って、事務局で編集	14	4	4定例会、臨時会	シルバー人材センターとの委託契約により、市の広報と同時に各戸配付(公共施設・市内各駅・郵便局・大学等)。そのほか、ワークセンターとの委託契約によりコンビニ等へも配付。
21 横須賀市	広報広聴会議	11	3	定例議会毎(年4回)	新聞折込。市の施設に配架。市議会公式ツイッターで配信。
22 富山市	議会報編集委員会	10	5	4定例会と改選時	市の広報紙と同時に配布
23 金沢市	議会広報委員会	7	4	4定例会月議会と改選時	業者委託による全戸配布
24 福井市	福井市議会だより編集委員会	8	2	年4回	自治会を通じ全戸配布
25 甲府市	広聴広報委員会	12	2	定例会毎(年4回)	市広報とあわせて配送業者に委託し、各自治会及び公民館等の市の施設に配布。自治会から各世帯に配布。
26 長野市	議会報編集委員会	8	3	4定例会	市広報とあわせて配送業者に委託し、配送業者が各地区の区長や部長の自宅(配達拠点)まで配達。そこから組長・班長等を通じて各世帯に配布
27 松本市	広報部会 松本市議会だより編集班	6	3	年4回	市広報とあわせて町会を通じて全戸配布、市の施設・一部コンビニへの設置、スマートフォンアプリを利用した配信
28 岐阜市	議会広報紙として独立して発行はしておらず、編集組織なし	—	1	4定例会、臨時会、常任委員会行政視察終了後	市広報紙の一部に掲載していることから、市広報紙として自治会等を通じて各世帯に配布
29 豊橋市	豊橋市議会だより編集委員会	5	9	4定例会と臨時会	町自治会を通じ全戸配布
30 岡崎市	議会広報委員会	9	3	4定例会と臨時会	町自治会を通じ全戸配布

19 議会報

令和5年4月1日現在

	編集体制			発行状況	配布方法	
	名称	議員数	担当職員数			
31	一宮市	議会だより編集委員会	8	6	4定例会	市の広報紙に折り込み、全戸配布
32	豊田市	議会だより編集委員会	4	2	4定例会と臨時会(5月)ほか必要に応じて発行	市の広報紙に折り込み、全戸配布
33	大津市	議会広報広聴委員会	12	4	各通常会議(4/30、8/1、11/15、2/1)年4回発行	市の広報紙と同時に自治会を通じて、各戸配布
34	豊中市	議会報編集委員会	8	9 (会計年度任用職員1名含む)	年5回	全戸配布(市広報誌と同時配布)
35	吹田市	議会広報委員会	9	6	定例会(4回)、役員改選号、新年号	市広報紙と合冊 全戸配布
36	高槻市	議会だより編集委員会	7	5	4定例会と臨時会(5月)、正月号(1月)	宅配業者に委託し全戸配布(市広報誌と同時配布)
37	枚方市	議会報編集委員会	7	5	年6回	業者委託による全戸配布(市の広報紙と同時配布)
38	八尾市	議会だより編集委員会	7	3	4定例会と臨時会(5月)	市広報誌合冊で全戸配布
39	寝屋川市	議会広報委員会	6	1	年5回(改選時は年6回)	市広報誌と併せて全戸配布
40	東大阪市	議会だより編集委員会	6	10	原則4定例会	市の広報紙とともに業者委託により全戸配布
41	姫路市	(2月の議運にて年間編集方針を決定)	0	6	4定例会と臨時会	自治会を通じて全戸配布
42	尼崎市	議会だより編集委員会	8	1	4定例会、臨時会	全戸配布(シルバー人材センターに委託して全戸配布している市の広報紙に挟み込み)
43	明石市	市議会だより編集委員会	5	4	年5回	新聞折り込み。希望する未購読世帯へは市広報紙と一緒に配布。
44	西宮市	広報委員会	7	2	4定例会	シルバー人材センターによる全戸配布
45	奈良市	広報広聴委員会	11	6	年4回(毎定例会後に発行。ただし、必要があると認めるときは、臨時に発行し、又は休刊することができる。)	市の広報紙とともに業者委託により全戸配布(一部は地域自治組織が配布)
46	和歌山市	広報委員会	10	3	4定例会	自治会を通じて全戸配布 自治会未加入世帯は戸別配布
47	鳥取市	議会広報委員会	7	2	4定例会	市の広報紙に折り込み、全戸配布
48	松江市	議会広報等委員会	8	1	4定例会	市の広報紙とともに自治会を通じて、全戸配布
49	倉敷市	議員の編集組織なし	0	3	4定例会、改選後に臨時号発行	市の広報紙に折り込み、全戸配布
50	呉市	広報委員会	6	1	4定例会	市の広報紙とともに自治会を通じて、全戸配布
51	福山市	ふくやま市議会だより編集委員会	6	3	年4回(5/1、8/1、11/1、2/1)と改選時に臨時号	新聞折込、宅配(新聞未購読者)
52	下関市	議会広報部会	5	3	年4回	3.6.9.12月の市広報紙に差し込む形で発行。(A4/4ページ) ※なお、毎月の市広報紙に議会からのお知らせとして、職員による編集により掲載している。(A4半ページ)
53	高松市	市議会広報紙編集委員会	7	3	4定例会、臨時会	業者及び地域コミュニティ協議会への委託による全戸配布(市の広報紙に折り込み)。HP上にPDF形式で掲載。市議会フェイスブックによる配信。
54	松山市	事務局で責任編集	0	4	年4回(4定例会)	市の広報紙と同時に全戸配布
55	高知市	広報委員会	5	8	年4回、毎定例会後	市広報紙に折込み、社会福祉協議会等を通じて全戸配布
56	久留米市	議会広報委員会	5	5	4定例会と改選直後の臨時会	自治会を通じ、市広報紙と同時に各戸配布している。自治会への配布をシルバー人材センターへ委託している
57	長崎市	議員の編集組織なし	0	3	4定例会、改選直後の臨時会	市の広報紙に折り込み、自治会等を通じて各世帯へ配布
58	佐世保市	事務局で編集	0	2	年4回(4定例会)、改選直後の臨時会	市の広報紙と同時に全戸配布
59	大分市	広報委員会	6	2	年4回	印刷業者が自治区別に梱包し、配送業者を通じて各自治委員に届け、自治委員が組、班等の当番に渡し各家庭へ配布。
60	宮崎市	広報広聴委員会	11	2	年4回	市の広報紙とともに自治会加入世帯へ全戸配布
61	鹿児島市	かごしま市議会だより編集委員会(代表質疑のみ)	第1回定例会:6 第3回定例会:4	6	4定例会	業者委託による全戸配布(市の広報紙と同時配布)
62	那覇市	なは市議会だより編集委員会	8	6	年4回、毎定例会後、改選後に臨時号発行(令和3年改選時には臨時号発行なし)	シルバー人材センターとの委託契約による全戸配布(市の広報紙とは別)

## 20 情報発信

令和5年4月1日現在

	ホームページでの情報発信						ホームページ、広報紙以外の情報発信	
	会議の生中継		会議の録画中継		会議録検索システム			
	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議		
1	函館市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、予算・決算特別委員会	地元FM局による本会議前日の案内放送、定例会の日程等の新聞掲載、ケーブルテレビによる本会議生中継
2	旭川市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、予算・決算特別委員会、補正予算等審査特別委員会	市庁舎1階の市民課ロビー及び議会委員会室で本会議のモニター中継を実施。CD版(デジタイズ形式)議会広報紙を発行。議会中継のスマートフォン対応。
3	青森市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	点字版、テープ版、CD版(デジタイズ形式)議会広報紙を発行 ケーブルテレビによる本会議生中継
4	八戸市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会、常任委員会協議会	ケーブルテレビによる定例会本会議の生中継及び録画放送 声の市議会だより発行
5	盛岡市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会(議案審査に関わるもの)	①市民ホール(本庁舎、都南総合支所、玉山総合事務所)・議会フロア内のモニター中継 ②職員PC端末への議会映像配信 ③点字市議会だより・声の市議会だより(カセットテープ版とデジタイズCD版)
6	秋田市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会	①秋田ケーブルテレビ、インターネットでの本会議生中継 ②地元紙に臨時会、定例会および常任委員会の開催案内 ③声の市議会だより ④市役所分館1階の行政資料閲覧コーナーにおいて、本会議録、議会だより等の閲覧 ⑤LINEによるお知らせ
7	山形市	有	本会議、全員協議会、予算委員会、決算委員会	有	本会議、全員協議会、予算委員会、決算委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会、全員協議会、議会運営委員会、議会改革検討委員会	・点字版、CD版、音声コード版(全てダイジェスト版)議会広報紙を発行 ・庁舎内モニターでの中継 ・市公式フェイスブックによる情報発信
8	福島市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会	・市役所本庁舎内モニターテレビ(1階ロビー)で本会議を放映 ・点字版及び音声版の市議会だよりの発行 ・SNS(LINE、Twitter、Facebook)による情報発信。(投稿に際してはHPへのリンクをつける)
9	郡山市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会	点字市議会だより・声の市議会だより、市庁舎内ロビー及び行政センターで本会議のモニター中継
10	いわき市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会	点字だより・声のたより
11	水戸市	有	本会議	有	本会議、常任委員会	有	本会議	・市庁舎1階のモニターでのライブ映像の放映(本会議、常任委員会、特別委員会) ・議会中継のスマートフォン対応(R1.6~) ・声の議会報(市議会のホームページに掲載) ・議会事務局及び情報公開センターでの会議録の閲覧 ・市公式LINEにて議会報発行情報を配信
12	宇都宮市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会	CATVでの本会議生中継・録画放送。インターネットでの本会議生中継・録画配信。市庁舎内でのモニター中継。点字版、音声版の議会報を発行。地元テレビ局によるデータ放送及び市民広場内の大型映像装置における議会情報の配信。フェイスブックによる議会情報の発信。地元テレビ局による「データ放送」に加え「議会広報番組の制作・放送」。
13	前橋市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会	市庁舎2階の情報公開コーナー・各支所・市立図書館で議会刊行物の閲覧、声の議会だより
14	高崎市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会	・点字版市議会だよりの発行 ・市庁舎1階大型モニターでの放映 ・市庁舎内市民情報センター・市立図書館にて議会刊行物の閲覧 ・議会中継のスマートフォン対応(H28.4.18~)
15	川越市	有	本会議(定例会(初日・一般質問・質疑・最終日)、臨時会)	有	本会議(定例会(初日・一般質問・質疑・最終日)、臨時会)	有	本会議、常任委員会、特別委員会	市庁舎内での本会議モニター中継、市役所東庁舎1階情報公開コーナーにおいて議会刊行物の閲覧、川越市議会公式ツイッター及びフェイスブックによる議会情報の発信、点字版、音声版議会だよりの発行
16	川口市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	・議会中継のスマートフォン対応(平成30年6月定例会から) ・第一本庁舎4階の情報公開コーナー・市立図書館で議会刊行物の閲覧 ・第一本庁舎2階ロビーに会議案内のモニターを設置(お知らせは会議当日のみ)
17	越谷市	有	本会議、常任委員会、特別委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会	市庁舎1階の市民課ロビーで議会中継を放映(会期中)。議会だより点字版の発行及び市議会ホームページでの掲載内容の読み上げ。情報公開センターでの会議録及び議長交際費の閲覧。
18	船橋市	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	有	本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、全員協議会、会派代表者会議	点字版市議会だより、声の市議会だより、公式ツイッター、公式LINE、庁内モニター・デジタルサイネージによる広告、来庁者駐車場への横断幕の設置、スマートフォンアプリ「マチイロ」及びSidebooks「ちいき本棚」への市議会だよりの掲載、議会周知ポスター 本会議の生中継に対し、UDトーク(音声認識アプリ)を使用した字幕表示(市議会HPから外部リンクへアクセス)

## 20 情報発信

令和5年4月1日現在

	ホームページでの情報発信						ホームページ、広報紙以外での情報発信	
	会議の生中継		会議の録画中継		会議録検索システム			
	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議		
19	柏市	有	本会議、委員会(定例会中のみ)	有	本会議、委員会(定例会中のみ)	有	本会議	本庁舎1階の行政資料室及び沼南庁舎の情報公開コーナーに本会議及び委員会の会議録並びに議会報を備え置き、閲覧に供している。ツイッターにより情報発信を行っている。
20	八王子市	有	本会議、予算等審査特別委員会、決算等審査特別委員会	有	本会議、予算等審査特別委員会、決算等審査特別委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会、分科会	点字版市議会だより、声の市議会だよりの発行。インターネットによる生中継。議会中継のスマートフォン対応(H29.6.8~)。図書館等における議事録の閲覧。
21	横須賀市	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	有	本会議、常任委員会(分科会)、特別委員会	市議会ガイド(=「議会でゲンキ!」)を発行・配布。市議会公式ツイッターによる情報発信。インターネットによる生中継。市庁舎1階大型モニターでの放映議会中継(会期中)。市政情報コーナーにおいて、本会議録、議会だより等の閲覧
22	富山市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	・市庁舎及び各地区センターにおいて定例会日程を掲示 ・市内電車(路面電車)の車内液晶モニターによる定例会日程の広告 ・市庁舎3階の市政情報コーナーなどにおいて議会刊行物の閲覧 ・ケーブルテレビでの本会議の生放送
23	金沢市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会広報委員会	CATVでの議会生中継・翌日再放送、点字版議会だより、音声版(CD)議会だより、市議会ガイドブック
24	福井市	無	-	有	本会議、常任委員会、特別委員会	有	本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会、議員全員協議会	・本会議、予算特別委員会のケーブルテレビ生・録画放映 ・本会議、各常任委員会及び各特別委員会の録画中継をyoutubeで発信(H26年6月定例会から) ・本会議一般質問の映像に、手話通訳の映像を挿入し、youtubeで発信(R元年6月定例会から)
25	甲府市	有	本会議(開会日、市政一般質問日のみ)	有	本会議(開会日、市政一般質問日のみ)	有	本会議、常任委員会、特別委員会	・CATVでの本会議生中継(開会日及び市政一般質問日のみ) ・甲府市議会フェイスブックによる議会情報発信
26	長野市	有	本会議	有	本会議、常任委員会	有	本会議、委員会	・本会議ケーブルテレビ中継(H7.6月定例会から)、本会議インターネット生中継・録画中継(H17.9月定例会から) ・常任委員会録画中継をyoutubeで発信(H30.6月定例会から) ・行政資料コーナー(市庁舎3階)において、会議録(本会議及び委員会)、議会報等の閲覧 ・ホームページの更新と同時にTwitterで発信 ・点字版、CD版の議会報の発行 ・議会報を市の公式LINEで配信
27	松本市	有	本会議	有	本会議、当初予算説明会、予算特別委員会、決算特別委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員協議会、常任委員協議会、当初予算説明会、政策討論会	・本会議をケーブルテレビで中継、市庁舎1階大型モニターでの放映 ・ケーブルテレビで番組「松本市議会委員会レポート」の放送(年4回) ・小中学生向けに「まつもと市議会こどもだより」を発行 ・理事者のツイッター、フェイスブック、ラインにて、定例会等の情報を周知 ・「まつもと市議会だより」の点字版・音声版を作成
28	岐阜市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	庁舎内情報公開室において本会議録、市政概要、市議会小史の閲覧。 地元テレビ局による地上波テレビ放映(定例会の質問(質疑)の初日及び2日目、3月定例会開会日の市長提案説明を生放送) 岐阜市議会事務局Facebookによる議会情報の発信
29	豊橋市	有	本会議、委員会(議会運営委員会を除く)	有	本会議、委員会(議会運営委員会を除く)	有	本会議、委員会	市庁舎1階のじょうほうひろば、中央図書館、市民センターにおいて本会議録、委員会会議録、議会報等の閲覧
30	岡崎市	有	本会議	有	本会議、常任委員会・特別委員会(議会開会中)	有	本会議、常任委員会、特別委員会(議会開会中で議案審査のある場合)	市役所西庁舎1階市政情報コーナーにおいて議会刊行物等の閲覧 CATVでの本会議生中継(議案付託日を除く)
31	一宮市	有	本会議、常任委員会	有	本会議	有	本会議、常任委員会	・ケーブルテレビによる定例会本会議の生中継 ・地元FM局で本会議(一般質問のみ)録音放送 ・本庁舎14階、尾西庁舎、木曾川庁舎でモニター放映(本会議、常任委員会) ・声の議会だより発行
32	豊田市	無	-	有		有	本会議、委員会	・CATVでの本会議生中継(代表・一般質問のみ) ・市庁舎1階の市政情報コーナー内に議会コーナーを設け、議会刊行物の閲覧。
33	大津市	有	本会議	有	本会議	有		メール配信サービス・声の市議会だより、Facebook、YouTube、テレビのデータ放送
34	豊中市	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、全員協議会	・本会議・常任委員会・議会運営委員会のインターネット生中継・録画配信(スマートフォン対応) ・市庁舎4階市政情報コーナー及び市立図書館での会議録(本会議・常任委員会)及び議会報の閲覧 ・定例会(個人質問・代表質問)での手話通訳・要約筆記の実施(申込制)

# 20 情報発信

令和5年4月1日現在

	ホームページでの情報発信						ホームページ、広報紙以外の情報発信	
	会議の生中継		会議の録画中継		会議録検索システム			
	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議		
35	吹田市	有	本会議、予算常任委員会、決算常任委員会(総括質疑、討論・採決)	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議インターネット生中継・録画配信(スマートフォン対応可)</li> <li>・点字版、CD版及びデジター版議会だより</li> <li>・公共施設、提携商業施設、市内2大学にポスターを掲示</li> <li>・本庁舎内のデジタルサイネージに議会日程を表示</li> <li>・本会議(代表質問、個人質問、討論・採決)での傍聴時一時保育の実施(申込制)</li> <li>・本会議での手話通訳の実施(申込制)</li> </ul>
36	高槻市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、協議会、特別委員会	市庁舎1階の行政資料コーナーにて本会議録、委員会会議録、議会報等の閲覧
37	枚方市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、議会運営委員会、常任委員会、予算・決算特別委員会、議会改革調査特別委員会、全員協議会	市役所本庁舎内モニターテレビ(本館1階・別館1階ロビー2ヶ所)で本会議の様子を放映。点字・声の議会報の発行。議会を紹介するパンフレットを議会事務局の窓口に配架。市政情報モニター(市政情報や企業広告を放映する大型モニター。市役所庁舎内待合ロビー等に設置)で議会の開催日程・傍聴のお知らせ等を放映。 Twitterで情報発信を行っている。
38	八尾市	無	-	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	市庁舎1階のモニターテレビ及び議員ロビーのモニターテレビで本会議・委員会の生中継を実施。声の市議会だより・点字版の市議会だよりを発行。 市庁舎3階の情報公開コーナー、市立図書館などで会議録の閲覧。 Twitter、フェイスブックによる情報発信。
39	寝屋川市	無	-	有	本会議	有	本会議、常任委員会、分科会、議会運営委員会	市役所本庁舎内テレビ(待合ロビー1ヶ所)で本会議の様子を放映。議会だよりのデジター化CD及び点字版。
40	東大阪市	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	CATVにて代表・個人質問を1時間に編集したものを放送
41	姫路市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会	CATVにて本会議生中継、地域コミュニティFM局にて主な質問事項放送、通告事項の新聞広告掲載 執行部のFacebook及びYAHOO!くらしにて定例会の日程情報を発信、市議会PRビデオの製作(H30年度)点字及び声の議会報を発行
42	尼崎市	有	本会議、予算特別委員会、決算特別委員会	有	本会議、予算特別委員会、決算特別委員会	有	本会議、委員会	広報紙の点字版・音声版・録音CDの閲覧、発行 市議会Facebook
43	明石市	無	-	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	ケーブルテレビによる本会議生中継、市役所本庁舎内のモニターテレビで本会議の様子を放映、市議会だより音声版・点字版を発行、本会議開会のお知らせポスターを市内に掲示、インターネット録画中継のスマートフォン対応、Youtubeでの情報発信
44	西宮市	有	本会議、予算決算特別委員会(全体会)	有	本会議、予算決算特別委員会(全体会)	有	本会議、委員会	地元FM局で本会議生中継 点字・声の議会だより フェイスブックやTwitterで各定例会の前後に情報を配信
45	奈良市	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会、地方自治法100条12項に規定する協議又は調整の場、議会報告会	有	本会議、委員会、地方自治法100条12項に規定する協議又は調整の場	執行部がボランティア団体に委託し、点字版・音声版議会だよりの発行をしている。
46	和歌山市	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	有	本会議、委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全42地区の各支所・連絡所において、テレビモニターによる本会議及び各委員会映像のインターネット中継を放送</li> <li>・2月定例会の代表質問ダイジェストなどを地元テレビ局で録画放送</li> <li>・定例会及び臨時会の告知動画(15秒間)を制作し、地元テレビ局でCM放送</li> <li>・定例会、臨時会及び決算特別委員会の議会日程を地元ラジオ局(AM・FM)で告知</li> <li>・声の市議会だより(市議会だよりの音声版)を作成</li> <li>・公式フェイスブックページ(H30.6開設)、公式インスタグラム(R3.6開設)で最新情報を発信</li> <li>・公式YouTube(R3.6開設)で議長メッセージなどの制作動画を発信</li> <li>・市公式LINEで情報を発信</li> <li>・広報委員会で制作した市議会PR動画をSNSで発信、本会議及び各委員会インターネット中継の休憩中動画として配信</li> <li>・庁舎内のデジタルサイネージで議会日程やお知らせを配信</li> </ul>
47	鳥取市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	ケーブルテレビによる本会議の生中継及び録画放送(当日夜) 鳥取市議会公式Facebookを開設(R2年12月から)
48	松江市	無	-	有	本会議(一般質問のみ)	有	本会議・委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議(一般質問のみ)をケーブルテレビで生中継及び再放送</li> <li>・本会議(一般質問のみ)をケーブルテレビ公式YouTubeチャンネルで閉会日の10日後まで配信(令和3年9月定例会より)</li> <li>・本庁舎1階ロビーでの本会議(一般質問のみ)モニター放映</li> <li>・議会図書室及び情報公開室での本会議録・委員会記録・政務活動費の閲覧</li> <li>・ケーブルテレビ網を利用した屋内告知端末の告知放送による議会日程の周知(本会議初日前日、一般質問1日前日の放送)</li> </ul>

## 20 情報発信

令和5年4月1日現在

	ホームページでの情報発信						ホームページ、広報紙以外での情報発信	
	会議の生中継		会議の録画中継		会議録検索システム			
	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議	実施有無	対象会議		
49	倉敷市	有	本会議、全員協議会	有	本会議、全員協議会	有	本会議、委員会、全員協議会	フェイスブックで議会情報の発信、ケーブルテレビ局が自主的に本会議を放送(生中継1局、録画放送1局)
50	呉市	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会協議会、予算・決算特別委員会、その他議長が必要と認める会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会協議会、予算・決算特別委員会、その他議長が必要と認める会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会協議会、予算・決算特別委員会、その他議長が必要と認める会議	・本庁舎1階ロビー・4階市民スペースでの本会議・委員会のモニター放映 ・議会事務局フェイスブックを開設(H28.4から)
51	福山市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会、全員協議会	・本庁舎・支所等ロビーでの本会議中継 ・ケーブルテレビ局が、自主的に本会議の初日の情報を中心に編集して放送 ・音訳版・点訳版 市議会だよりの発行
52	下関市	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全協(議場実施時)	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会	有	本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会	議会図書室での会議録等の閲覧、本会議・委員会のモニター放映、市内に設置の電光掲示板及び支所に設置の広報モニターにおいて議会日程を掲示
53	高松市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会	高松市議会事務局Facebookによる議会情報の発信、本会議ケーブルテレビ生放映、意見交換会の開催
54	松山市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会	ケーブルテレビ、点字・録音版議会だより、LINEによる情報発信
55	高知市	有	本会議および予算決算常任委員会全体会	有	過去1年間分の本会議および予算決算常任委員会全体会	有	本会議、委員会	ケーブルテレビ、点字・録音版議会だより 議会だよりを視覚障害者を持つ希望者にメール配信、議会広報誌のアプリ配信
56	久留米市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	市庁舎1階ロビーでの本会議放送、ケーブルテレビ、コミュニティFM、点字・音訳版市議会だより、スマートフォンアプリ「マチイロ」への市議会だよりの掲載、行政資料閲覧コーナー及び市立図書館などにおいて議会刊行物の閲覧、市議会公式フェイスブック(R3年6月開設)
57	長崎市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、世話人会、全員協議会、各派代表者会議	①本会議ケーブルテレビ生放映(H13.3月定例会から) ②定例会周知ポスターの掲示開始(H18.6月定例会から) ③YouTubeで本会議の録画中継を配信(H25.9定例会から) ④議会事務局フェイスブックを開設(H26年6月から) ⑤大型ディスプレイによる市庁舎前広場向けの定例会等周知(R5年から) ⑥定例会での手話通訳の実施(招集日及び委員長報告を行う日(通常は閉会日)のみ)(H30.6月定例会から) ⑦市庁舎1階の市政資料閲覧コーナー、市立図書館などにおける会議録(本会議及び委員会)、市議会だより等の閲覧 ⑧声の市議会だより ⑨市公式LINEアカウントでの情報発信(R4年1月から)
58	佐世保市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会	本会議ケーブルテレビ生放映(平成5年12月から)一般質問のみ
59	大分市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会	CATVでの議会生中継、点字版市議会だより、モニターテレビ(市民課ロビー)、公式ツイッターによる情報発信
60	宮崎市	有	本会議	有	本会議	有	本会議	・CATV及びインターネットによる議会中継 ・SNS(Facebook、Instagram)による情報発信
61	鹿児島市	有	本会議	有	本会議	有	本会議、委員会(令和4年度分から対象)	・市議会だよりの音声版、点字版の発行 ・本会議の中継をモニターテレビ(市民ロビー、各支所)にて放映している。
62	那覇市	有	本会議、予算決算常任委員会	有	本会議、予算決算常任委員会	有	本会議、委員会	ケーブルテレビ、市役所本庁舎内モニター



## 不登校対策及び不登校児童生徒への支援について

本特集は、長崎市を除く中核市 61 市のうち、同規模人口の中核市 14 市及び先進都市 7 市（先進区含む）の「不登校対策及び不登校児童生徒への支援」について調査照会し、その結果を取りまとめたものです。

### ○調査の背景と目的

不登校児童生徒数は、文部科学省が行う「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、全国的に年々増加傾向にあり、長崎市でも、令和 4 年度において過去最多となっている。

文部科学省では、連続又は断続して年間 30 日以上欠席し、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況である（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）児童生徒を不登校と、定義している。不登校の原因としては、いじめ、家庭環境、友達や先生とのトラブル、勉強への苦手意識などあれば、自身の言葉では表現できない、発達特性や適応能力などが複雑に絡み合っていることが多いとされている。また、新型コロナウイルス感染症によって、生活リズムが乱れやすい状況になったこと、学校生活に様々な制限がかかり交友関係を築くことが難しくなったなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったことが指摘されている。

そのような中、「学校嫌い」、「甘え」といった「不登校」に対するネガティブなイメージは、時代とともに変容している。文部科学省が令和元年 10 月に示した「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」においては、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。」と記され、不登校に関する考え方が変換されつつある。

令和 5 年 3 月には、文部科学省による「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策について（COCOLOプラン）」の通知において、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指すとされた。その中で、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」、「心の小さな SOS を見逃さず、『チーム学校』で支援する」、「学校の風土の『見える化』を通じて、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」という 3 つの取組が挙げられ、本プランを踏まえた取組の一層の充実に努めるよう求められた。

これを踏まえ、長崎市では別室登校児童生徒支援として、市民会館にある学びの支援センター「ひかり」から離れた場所にある小・中学校 6 校及び別室登校者が多数ある 2 校に、不登校支援サポーターを配置することにより、教室や学校に入れない児童生徒に対する充実を図るなど新たな方策にも取り組んでいるところである。

今回の調査では、前記「COCOLOプラン」においてとりわけ速やかに推進することとされて

いる「不登校児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」受け皿の整備についてを主として、メタバースなどを活用した先進的な支援や、他市が抱える課題、今後の取組などについて調査し、今後の不登校対策支援への参考とするため、調査を行うものである。

## ○設問

問 1	市立学校の児童、生徒数（令和 4 年度末時点）	P51
問 2	市立学校の不登校児童・生徒数（令和 4 年度末時点）	P52
問 3	不登校児童生徒が利用する教育支援センター（適応指導教室）の整備状況	P53
問 4	教室に入ることが困難な児童や不登校児童生徒が学べる教室（校内教育支援センター（適応指導教室）、スペシャルサポートルーム）の各学校における整備状況	P54
問 5	不登校特例校の整備状況	P55
問 6	教育支援センター（適応指導教室）や不登校特例校をサポートするための教育委員会の取組	P56
問 7	不登校児童生徒に対する特徴的な支援	P58
問 8	不登校児童生徒の予兆を早期発見するための教育委員会、学校それぞれの取組	P60
問 9	不登校児童の早期支援を行うための学校での取組	P63
問 10	現在抱えている課題	P65
問 11	今後予定している取組	P67
問 12	自由記載	P69

## ○用語解説（文部科学省ホームページ参考）

- ・教育支援センター・・・各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。
- ・校内教育支援センター・・・学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋のこと。
- ・不登校特例校・・・学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（小・中・高等学校等）のこと。整備数は全国で 24 校。
- ・スクールカウンセラー・・・児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法など心に関する授業を行う心理の専門家。教育委員会から学校などに派遣または配置される。臨床心理士などの資格を持っている方が多い。
- ・スクールソーシャルワーカー・・・児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないだり、手続きの補助などをする福祉の専門家。教育委員会から学校などに派遣または配置される。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多い。

(問1) 市立学校の児童、生徒数をご教示ください。  
(令和4年度末時点)

(中核市)

番号	都市名	小学校 (人)	中学校 (人)
1	柏市	22,085	10,462
2	富山市	19,093	9,988
3	金沢市	22,396 (令和4年5月1日時点)	11,129 (令和4年5月1日時点)
4	岐阜市	19,266	9,800
5	豊田市	22,891	12,075
6	豊中市	22,297	9,776
7	東大阪市	20,628 (令和4年5月1日時点)	10,539 (令和4年5月1日時点)
8	尼崎市	20,265 (令和5年5月31日時点)	9,613 (令和5年5月31日時点)
9	西宮市	26,060	11,044
10	倉敷市	26,294	12,836
11	福山市	24,482	11,283
12	高松市	22,562	11,901
13	大分市	25,758	12,429
14	宮崎市	22,195	9,917

(先進都市)

15	八王子市	25,600	13,036
16	葛飾区	20,459 (令和4年5月1日時点)	8,800 (令和4年5月1日時点)
17	調布市	11,435	4,503
18	三豊市	3,006	1,640
19	大和市	11,769	5,664
20	帯広市	7,665	3,977
21	日置市	2,539	1,354

(本市)

22	長崎市	17,649	8,431
----	-----	--------	-------

(問2) 市立学校の不登校児童・生徒数をご教示ください。  
(令和4年度末時点)

(中核市)

※「-」は非公表のため回答なし

番号	都市名	小学校 (人)	中学校 (人)
1	柏市	314	491
2	富山市	390	556
3	金沢市	332 (令和3年度)	632 (令和3年度)
4	岐阜市	474	652
5	豊田市	386	713
6	豊中市	361	538
7	東大阪市	397	767
8	尼崎市	523	829
9	西宮市	-	-
10	倉敷市	-	-
11	福山市	429	722
12	高松市	290	581
13	大分市	399	844
14	宮崎市	284 (令和3年度)	503 (令和3年度)

(先進都市)

15	八王子市	689	1,143
16	葛飾区	318	648
17	調布市	-	-
18	三豊市	29	66
19	大和市	169	322
20	帯広市	105 (令和3年度)	182 (令和3年度)
21	日置市	43	73

(本市)

22	長崎市	358	610
----	-----	-----	-----

(問3) 不登校児童生徒が利用する教育支援センター  
(適応指導教室)の整備状況をご教示ください。  
(令和4年度末時点)

(中核市)

番号	都市名	整備数(施設)	利用者数(人)	指導員数(人)
1	柏市	4	137	30
2	富山市	2	118	6
3	金沢市	2	148	7
4	岐阜市	4	80	15
5	豊田市	1	193	11
6	豊中市	1	99	10
7	東大阪市	1	—	—
8	尼崎市	3	81	12
9	西宮市	7	165	19
10	倉敷市	5	92	16
11	福山市	3	239	15
12	高松市	2	106	8
13	大分市	1	135	13
14	宮崎市	6	119	11

(先進都市)

15	八王子市	3※1	167	7
16	葛飾区	1	159	9
17	調布市	1	17	6
18	三豊市	1	23	3
19	大和市	2	47	6
20	帯広市	1	18	2
21	日置市	1	26	4

※1：適応指導教室2施設の内、1施設は小学校内に設置しているが、当該小学校児童に限らず市内の小中学生を対象。1施設は、不登校特例校内に設置し、当該校を希望する児童生徒が当該校への転学の準備状態を整えるために通う場として位置づけている。

(本市)

22	長崎市	1	117	5
----	-----	---	-----	---

(問4) 教室に入ることが困難な児童や不登校児童生徒が学べる教室(校内教育支援センター(適応指導教室)、スペシャルサポートルーム※保健室を除く)を各学校に整備していますか。

(中核市)

※「-」は非公表・集計なしのため回答なし

番号	都市名	整備数(施設)	利用人数(人)	1日当たりの利用人数(人)	職員の配置の有無	調査時点
1	柏市	28	224	-	有	令和5年7月1日時点
2	富山市	6	79	-	有	令和4年3月時点
3	金沢市	80	-	-	有	令和5年4月1日時点
4	岐阜市	47	-	-	無	令和5年6月1日時点
5	豊田市	47	349	-	無	令和5年7月20日時点
6	豊中市	46	279	-	有	令和5年7月20日時点
7	東大阪市	-	-	-	-	-
8	尼崎市	-	-	-	-	-
9	西宮市	-	-	-	-	-
10	倉敷市	60	428	-	有	令和5年3月31日時点
11	福山市	8	184	56	有	令和5年3月31日時点
12	高松市	68	-	-	有※1	令和5年6月1日時点
13	大分市	67	-	-	有 (一部の学校のみ)	令和5年6月12日時点
14	宮崎市	0	-	-	-	令和5年3月31日時点

※1: 教育相談室(校内サポートルーム)に職員を配置しているのは、68校中28校。  
校内サポートルームは学校の取組として整備している。

(先進都市)

15	八王子市	-	-	-	-	-
16	葛飾区	10	188	0~10	有	令和5年3月31日時点
17	調布市	-	-	-	-	-
18	三豊市	2	8	-	有	令和5年8月1日時点
19	大和市	23	-	-	有	令和5年8月7日時点
20	帯広市	4	-	-	無	令和5年7月31日時点
21	日置市	5	10	-	無	令和5年7月31日時点

(本市)

22	長崎市	55	-	2~3	有	令和5年5月10日時点
----	-----	----	---	-----	---	-------------

(問5) 不登校特例校の整備状況をご教示ください。

(中核市)

※「-」は設置なし

番号	都市名	設置形態 (本校・分校・分教室)	整備数	在籍数(人)	教職員数(人)	スクールカウンセラーの配置の有無	調査時点
1	柏市	-	-	-	-	-	-
2	富山市	-	-	-	-	-	-
3	金沢市	-	-	-	-	-	-
4	岐阜市	本校	1	40	19	有	令和5年8月1日時点
5	豊田市	-	-	-	-	-	-
6	豊中市	-	-	-	-	-	-
7	東大阪市	-	-	-	-	-	-
8	尼崎市	-	-	-	-	-	-
9	西宮市	-	-	-	-	-	-
10	倉敷市	-	-	-	-	-	-
11	福山市	-	-	-	-	-	-
12	高松市	-	-	-	-	-	-
13	大分市	-	-	-	-	-	-
14	宮崎市	-	-	-	-	-	-

(先進都市)

15	八王子市	本校	1	67	23※1	有	令和5年4月1日時点
16	葛飾区	-	-	-	-	-	-
17	調布市	分教室	1	13	4	有	令和5年5月1日時点
18	三豊市	分教室	1	18	14	有	令和5年5月1日時点
19	大和市	分教室	1	21	4	無	令和5年8月7日時点
20	帯広市	-	-	-	-	-	-
21	日置市	-	-	-	-	-	-

※1:教職員数23名には、非常勤教諭1名を含む。その他、市費で、教員資格を有する専任教諭(会計年度任用職員専門職)4名及び指導補助員(会計年度任用職員アシスタント職)8名、ブレイルーム指導員(会計年度任用職員専門職)及びブレイルーム指導補助員(会計年度任用職員アシスタント職)4名などを配置している。

(本市)

22	長崎市	-	-	-	-	-	-
----	-----	---	---	---	---	---	---

(問6) 教育支援センター(適応指導教室)や不登校特例校をサポートするための教育委員会の取組があれば、ご教示ください。

(中核市)

番号	都市名	取組内容
1	柏市	令和5年度から、教育支援センターを増設し、5カ所で運用している。各センターにアドバイザー(元校長)、指導員を30名配置している。教育支援センターのうち4カ所には、スクールソーシャルワーカーを週1日程度配置している。
2	富山市	・適応指導教室へ週1回臨床心理士を派遣し、保護者等の相談や児童生徒の見立てを行っている。 ・適応指導教室の活動支援のために学生ボランティアを派遣している。
3	金沢市	石川中央都市圏(金沢市ほか5市町)の市町が連携し、適応指導教室等の相談・指導方法について研究している。
4	岐阜市	不登校教育相談員(ほほえみ相談員)を各中学校区に1名配置している。
5	豊田市	教育支援センターを担当する指導主事を介して、スクールソーシャルワーカーとも連携を図っている。
6	豊中市	・市内中学校10校を対象に週5日、1日6時間で校内教育支援員を配置している。 ・豊中市の教育支援センター指導員が市内小学校6校を対象に週1日3時間児童支援や教育支援センターでの支援のノウハウを伝えることを目的に派遣を行っている。
7	東大阪市	支援員(有償ボランティア)を派遣している。
8	尼崎市	・教育支援センター「ほっとすてっぷEAST」「ほっとすてっぷWEST」「ほっとすてっぷSOUTH」を運営。うち2か所については公設民営である。 ・地区に配置した「こども自立支援員」との連携等
9	西宮市	教育支援センターに「学生補助サポーター(有償ボランティア)」を派遣している。また、各学校のサポートルーム(別室)を支援するための「居場所サポーター(有償ボランティア)」を、各校からの依頼に応じて派遣している。
10	倉敷市	なし
11	福山市	なし
12	高松市	フレンドシップ委員会(教育支援センターの活動について検討する、有識者や学校関係者で組織する委員会)
13	大分市	学校に登校はできるが教室には行けない生徒が教室復帰したり、登校に無気力さや不安を抱える児童生徒が安心して登校したりできるよう、校内の支援教室に会計年度任用職員(スクールライフサポーター)を配置している。(中学校11校、義務教育学校1校)
14	宮崎市	毎月、適応指導教室(本市では、教育支援教室と呼称)の職員と話し合いの場をもっている。



(先進都市)

15	八王子市	<ul style="list-style-type: none"><li>・不登校特例校である高尾山学園を目指す児童・生徒が始めに通う場として、市教委が運営する適応指導教室「やまゆり」を学園内に設置し、高尾山学園への緩やかな転入学を支援している。</li><li>・高尾山学園内（不登校特例校）に市教委所管の「登校支援室」を設置し、スクールソーシャルワーカーや心理相談員が高尾山学園と連携して不登校児童・生徒への対応を行っている。</li></ul>
16	葛飾区	<ul style="list-style-type: none"><li>・心理職員を5名配置している。</li><li>・補助員（会計年度）、ボランティア職員（非常勤職員）を複数名配置している。</li></ul>
17	調布市	適応指導教室に心理士を派遣している。 不登校特例校にスクールカウンセラーを配置している。
18	三豊市	不登校対策担当を配置し、学校や保護者からの問い合わせがあれば、教育支援センター等と連携しながら、必要な支援、関係機関へつないでいる。
19	大和市	<ul style="list-style-type: none"><li>・教育支援教室に担当相談員を派遣</li><li>・不登校特例校にスクールソーシャルワーカー、青少年心理カウンセラーを派遣</li></ul>
20	帯広市	教育支援センター「ひろびろ」を設置し、一人一人の状況に応じた支援や学びで自立を支援している。そのために、指導員を2名配置している。
21	日置市	子ども支援センターのスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教育相談員が適応指導教室と連携を図っている。

(本市)

22	長崎市	学びの支援センター（教育支援センター）の職員を増員し、オンラインや家庭訪問での相談にも対応できる体制を整えている。
----	-----	---

(問7) 問3、4、5以外で、不登校児童生徒に対する特徴的な支援があればご教示ください。

(中核市)

番号	都市名	特徴的な支援
1	柏市	学校内における教室以外の居場所づくりとして、すべての中学校に別室の対応をする個別支援教員を市費で配置している。このほか、小学校1校、中学校5校には、県からの加配があり、別室の支援にあたっている。
2	富山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校に行きづらい」と感じている児童生徒を対象として、富山市子どもの村及び富山駅近郊における体験活動やニュースポーツ体験活動を実施している。</li> <li>・不登校児童生徒の保護者を対象とした不登校相談会を実施している。</li> </ul>
3	金沢市	なし
4	岐阜市	メタバースを活用したオンライン自立支援教室を、実証実験中。 不登校に限らない生徒指導上の問題を総合的に支援する「子ども・若者総合支援センター」を設置。その中に自立支援教室を設置（市内4か所）。
5	豊田市	なし
6	豊中市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全中学校、義務教育学校にスクールカウンセラーを配置（週1回6時間）</li> <li>・市内全小学校、義務教育学校にスクールソーシャルワーカーを配置（週1回6時間）</li> </ul>
7	東大阪市	ICTを活用したオンラインによる不登校支援「ふれあいオンラインルーム」を開設している。
8	尼崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援センターほっとすてっぷとは別に、各地区に「サテライト教室」を8カ所で運営。</li> <li>・「ハートフルフレンド派遣事業」における、ボランティアスタッフによる家庭での支援。等</li> </ul>
9	西宮市	1人1台端末のMicrosoftチームズを利用したオンライン支援を週1日2時間行っている。内容はクイズ形式の学習や公的施設からのオンライン疑似体験、メタバースの試行等のライブ配信を行っている。
10	倉敷市	なし
11	福山市	なし
12	高松市	援助推進委員会（不登校の施策について検討する、有識者や関係課、PTA代表で組織する委員会）
13	大分市	<p>【おでかけフレンドリールーム】移動手段や距離等の関係で教育支援教室に通うことが困難な児童生徒を対象に、市内公民館に指導員等を派遣し、学習支援や活動支援を行っている。</p> <p>【訪問相談事業（メンタルフレンド）】家にこもりがちで、学校や相談機関に通うことが難しい児童生徒に対して、教育・心理・福祉領域を学ぶ大学生（メンタルフレンド）が訪問支援を行っている。</p>
14	宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市のスクールソーシャルワーカーを活用し、不登校児童生徒（保護者）の面談を行えるようにしている。</li> <li>・不登校児童生徒（保護者）が、本市の不登校支援に関する情報を得やすくするため、市のホームページに情報を掲載している。</li> </ul>

## (先進都市)

15	八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登校支援コーディネーター（不登校担当教員）を核として、組織的に不登校児童・生徒への支援を行っている。</li> <li>・市の給食センター3か所（9月より4か所）において給食を提供することを通して、不登校児童生徒が社会とつながれるよう支援を行っている。</li> </ul>
16	葛飾区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校24校に区費でスクールカウンセラーを年36日配置している。（都費で小・中に年38日配置されている。）</li> <li>・スクールソーシャルワーカーを週3日教育支援センターに8名配置。</li> </ul>
17	調布市	訪問型の支援を行っている。
18	三豊市	三豊市立高瀬中学校に夜間中学（夜間学級）を開設しており、その夜間学級において学齢期生徒の受入れを行う不登校特例校の指定を受けている。（夜間学級の生徒と一緒に勉強する中での様々な体験から得た知恵や知識、国籍などの違いによる生活習慣や考え方の違いを知り、相互の違いを知り、差異を受け止め、自分自身を変容させる。同世代の同調圧力や学力優先・進路決定優先の雰囲気、必要以上の学則の強制等もないので余裕をもって自由に過ごしのびのびと学習できる）
19	大和市	不登校児童生徒支援員の配置（小学校10校、中学校全校）
20	帯広市	デジタル技術を活用した学びのプラットフォーム「ひろびろチョイス」により、不登校児童生徒の多様な学びの機会を確保し、学校復帰や社会的自立につなげている。
21	日置市	なし

## (本市)

22	長崎市	別室（校内教育支援センター）を利用している児童生徒への支援のために、市内の数校に不登校支援サポーターを配置している。
----	-----	--

(問8) 不登校児童生徒の予兆を早期発見するために、教育委員会、学校それぞれでどのような取組を行っているか、ご教示ください。

(中核市)

番号	都市名	教育委員会	学校
1	柏市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シャポテンログを希望する学校に導入。</li> <li>・脱いじめ傍観者教育をすべての中1を対象に、1学期のうちに実施。指導主事が授業を行い、STAND BY (小6から中3、柏市立高校に導入)の使い方を含めた、SOSの出し方教育を行っている。一人一台端末にインストール済み)</li> <li>・不登校支援チーム(スクールカウンセラースーパーバイザー、スクールソーシャルワーカー、指導主事等)が学校に出向き、早期対応などの研修や支援の方向性などを学校と検討する機会を設けられるようにしている。</li> </ul> <p>※シャポテンログ・・・こころとからだのWEB健康観察アンケートアプリ          ※STAND BY・・・いじめを匿名で相談・報告できるアプリ</p>	<p>いじめアンケート、教育相談を少なくとも学期1回(学校によっては月1回)実施。小規模校などにおいて、1学期に新入生を対象として、全員スクールカウンセラーの面談を行っている学校がある。</p>
2	富山市	<p>悩みや不安を言い出しにくいと感じている児童生徒が、相談したいときに一人1台端末を利用して意思表示をし、教育相談の申込みをできるようにしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健室、相談室に来室した児童生徒の話した内容を関係職員で共有する。</li> <li>・欠席した日の放課後に、児童生徒の保護者に電話連絡し、様子を聞き取る。</li> <li>・欠席が3日間連続したら、家庭訪問を実施する。</li> </ul>
3	金沢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長、教頭、教育相談担当等を対象とした不登校対策連絡会の実施。</li> <li>・小学4年生、6年生と中学1年生、2年生を対象としたWEBQUアンケートの実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的なアンケートや面談の実施。</li> <li>・連続して欠席した児童生徒への電話連絡や家庭訪問等を行い、保護者及び児童生徒と面談。</li> </ul>
4	岐阜市	<p>不登校特例校の支援方法を各学校に周知し、各学校での支援強化を行っている。校内フリースペース拡大のための整備を順次行っている。</p>	<p>ICTを活用した子どもの健康サポート「ここたん」アプリを用いて、児童生徒の心身状態の把握とSOSの早期対応に努めている。</p>
5	豊田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールカウンセラー・心の相談員(有償ボランティア)の全校配置。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの派遣(派遣型と拠点校配置型の併用)。</li> <li>・hyper-QUの全校実施(小3以上)。</li> <li>・学習用タブレットから児童生徒が相談希望を教員に伝えることができる仕組みを導入。</li> </ul> <p>※hyper-QU・・・学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を質問紙によって測定するもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の気になる様子を全職員で共有する「子どもを語る会」の実施。</li> <li>・教育相談アンケートを定期的実施し、個別の教育相談に結びつける。</li> <li>・学習用タブレットから児童生徒が相談希望を教員に伝えることができる仕組みを活用し、子どものSOSを把握している。</li> </ul>
6	豊中市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校用・スクールソーシャルワーカー用のこどもの見守りチェックシートを作成・周知・活用推進を行っている。</li> <li>・月ごと問題行動調査</li> <li>・毎学期ごとの校内教育支援センターの状況調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒の予兆・早期発見のために専門家(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)と連携してスクリーニング会議を(アセスメント・支援のプランニングを行う)実施し、早期に専門家や関係機関と連携をとる。</li> <li>・こどもの見守りチェックシートの活用</li> </ul>

番号	都市名	教育委員会	学校
7	東大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校担当者連各協議会の開催。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの配置。</li> <li>・全中学校区において「長期欠席・不登校対策ブロック会議」の開催を推進。（中学校区内の市立幼稚園・こども園・小学校・中学校の担当者が定期的に集まり、不登校等の情報共有や支援策について検討）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーニングシートや校務支援システム等を活用し、状況の把握や支援策について検討</li> </ul>
8	尼崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校特例校の調査研究</li> <li>・報告アプリ「STAND BY」の導入</li> <li>・「学校適応感尺度アセス」の導入</li> <li>・子どもの育ち支援センター「いくしあ」との連携（教育・福祉・発達部署のワンフロア）等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（児童生徒面談）</li> <li>・令和5年度より導入した「不登校支援シート」の活用</li> <li>・各校の実情に応じた取組 等</li> </ul>
9	西宮市	<p>対応や支援についてのフロー図を作成し各学校へ配布・周知予定である。また、不登校担当教員への研修等を開催し、取組や対応の周知を行っている。</p>	<p>武庫川女子大学と共同で開発したアプリを用いて、児童生徒の心や体調の変化にいち早く気付くための取組を行っている。</p>
10	倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校に、不登校対策としての支援員の配置。</li> <li>・不登校対策に係る研修会の開催（不登校対策担当者対象の研修年間2回、支援員対象の研修会年間8回）</li> <li>・各校の取組事例や成果・課題の紹介、具体的な取組を進めるための協議の実施。</li> <li>・大学教授を招き、ゲーム依存や発達特性のある児童生徒への支援方法等の講演の実施。</li> </ul> <p>また、事例検討等を行う際に、専門的な視点からの助言。</p>	<p>少なくとも、学期に1度の教育相談を実施し、児童生徒と個別に話をする時間を確保する。支援員と情報共有を行うことで、担任が行う児童生徒と保護者への支援につなげる。</p>
11	福山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月、各学校に欠席状況シート（欠席が16日を超えた児童生徒の状況を計上するもの）を作成、提出するよう学校に指示している。</li> <li>・毎学期初めに欠席状況調査を行い、各学校に欠席している児童生徒への取組を促している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な支援会議毎に、毎日の欠席状況の記録等をもとに、気になる状況の児童生徒について情報共有し、支援方針を確認する。</li> <li>・学期に1回以上の全員面談を実施し、児童生徒の不安や悩みを把握する。</li> </ul>
12	高松市	<p>高松市不登校支援Q &amp; A（教職員向け不登校対応マニュアル）、高松市不登校支援リーフ（保護者向け不登校支援施策紹介）、明日も行きたくなる学校実践事例集（不登校対策事例紹介）の作成・配布</p>	<p>教育相談週間、生活アンケートを学期に一回実施し、児童生徒全員と面談をする。必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがカウンセリングをする。</p>
13	大分市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校に係る協議会や教職員研修、調査</li> <li>・学級集団検査（hyper-QU）を年2回、小学校4年生から中学校3年生で実施している。</li> <li>・欠席理由として、不登校が疑われ欠席日数が7日間以上になった児童生徒について、各学校が「欠席7日目報告シート」により市教委へ報告し、それをもとに、学校へ指導・助言を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大分市不登校対応マニュアル」をもとに、日常的な観察や定期的なアンケート等を通じて、児童生徒の些細な変化に気づき、悩みや不安の把握に努めている。</li> <li>・欠席が7日間以上になった児童生徒について、不登校の疑いがないかアセスメントを行い、「欠席7日目報告シート」を作成し、個に応じた支援に活用している。</li> <li>・「児童生徒支援引継ぎシート」を活用し、学年間や学校種間のきめ細かな連携を通し、未然防止・早期発見に努めている。</li> </ul>
14	宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の校長会で、人間関係のトラブルから不登校にならないようにするための留意事項を周知している。</li> <li>・令和4年度に、他課と学校教育課の連名で、児童生徒の安否確認ができない場合の対応について、周知した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欠席をし始めたら、早めに電話連絡や家庭訪問を行うようにしている。</li> </ul>

## (先進都市)

番号	都市名	教育委員会	学校
15	八王子市	児童・生徒の欠席状況を把握するための「個票システム」を全小中学校に導入し、月3日以上欠席の情報を各学校と教育委員会が共有を図っている。そこで、今後が心配される児童・生徒を中心に、スクールソーシャルワーカーが学校への聞き取りや必要に応じた助言を行うことにより、不登校の予防を含めた早期からの支援を強化している。	Q-Uアンケート、小学5年及び中学2年（小規模校は全学年）を対象としたスクールカウンセラーによる全員面談を全学校で実施することを通して、専門的・客観的な見立てを踏まえた不登校の予兆の早期発見と個別の支援につなげるとともに、すべての児童生徒が安心して生活できる学級風土づくりに生かし、不登校の予防に取り組んでいる。
16	葛飾区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ i-checkを希望校が実施している。</li> <li>・ 長期欠席シートの提出を求めている。</li> </ul> ※i-check・生徒1人ひとりが自分らしさを大切にしながら、学校生活の中で自分の力を発揮できるよう、自分の生活や心の中を振り返り、より充実した日々を送ってもらうためのアンケート	睡眠アンケート
17	調布市	なし	なし
18	三豊市	毎月各学校から出てくる生徒指導上の諸課題の報告を集約し、不登校の予兆がある児童生徒についての情報共有を行っている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欠席が続いている児童生徒には家庭への連絡、家庭訪問等を行い、欠席の原因や解決方法について話し合う。</li> <li>・ 保健室へ来室した児童生徒には、養護教諭を中心として関わり、担任、管理職等との情報共有を図る。</li> </ul>
19	大和市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校から長期欠席児童・生徒の事情報告書の提出により、欠席の実態把握や支援につなげる。</li> <li>・ 不登校特例校の設置や取組事例をもとにした協議会を設定し、各学校の対応力の向上に資する。</li> <li>・ 児童・生徒への指導・支援に関する研修会、講座を設定。</li> </ul>	登校時、児童生徒の様子を確認し、必要に応じて個別対応。
20	帯広市	月末に欠席7日以上児童生徒の報告を受けている。さらに、学校で欠席30日以上児童生徒を対象に、不登校支援シートを作成し、学校と家庭とのつながりや教育相談の実施等を行えるよう指導・助言を行っている。	各校において、月末に欠席7日以上児童生徒を把握し、全教職員で情報共有を行うとともに、欠席30日以上児童生徒を対象に、不登校支援シートを作成し、学校と家庭とのつながりや教育相談の実施等について検討を行っている。
21	日置市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理職研修会等での「生徒指導提要（改訂）」の周知</li> <li>・ 不登校対策に活用できる資料の配布</li> <li>・ 魅力ある学校づくりの推進</li> </ul>	スクールソーシャルワーカーと連携しながら、スモールステップで取り組んでいる。

## (本市)

22	長崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期欠席調査を実施し、毎月及び学期毎の長期欠席者について把握している。</li> <li>・ 不登校についての研修会を実施し、各学校の支援体制の充実を図っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的に情報共有会議（生徒指導部会、不登校部会等）を行い、全職員で対応している。</li> <li>・ 欠席が続く児童生徒には、電話連絡や家庭訪問等を実施し、状況の把握に努めている。</li> </ul>
----	-----	---	---

(問9) 不登校児童の早期支援を行うために、学校においてどのような取組を行っているか、ご教示ください。

(中核市)

番号	都市名	取組内容
1	柏市	市費で全ての中学校にスクールソーシャルワーカーを配置しており、学区内の小学校も担当している。早期の段階で、心配な欠席等が見られたときに、すぐに相談できるような連携ができています。学校によっては、生徒指導部にスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが入り、毎週情報共有を行っている。
2	富山市	・担任や学年主任による生徒玄関での声かけ ・定期的な校内生徒支援委員会（生徒指導委員会）の開催
3	金沢市	・WEBQ/Uアンケート等の結果を踏まえながら、児童生徒の様子観察 ・遅刻や早退、欠席が目立つ児童生徒への電話連絡や家庭訪問等を行い状況の把握
4	岐阜市	ここタンの活用、心のアンケート等の実施。
5	豊田市	児童生徒の気になる様子を全職員で共有する「子どもを語る会」の実施。 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを交えた校内での支援検討を行う。 校内教育支援センターや教育支援センターなどの情報を保護者に伝え、本人に合わせた支援をとともに考える。
6	豊中市	問8と同様。
7	東大阪市	校内不登校支援会議やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用、専門機関と連携したケース会議の実施等。
8	尼崎市	・不登校対策チームによる支援の検討 ・各関係機関との連携 ・各校の実情に応じた取組 等
9	西宮市	各学校に「不登校対策チーム」を設置している。 生活アンケート、教育相談アンケート、教育相談部会、不登校対策チーム等で情報を収集・共有し、組織的に対応している。
10	倉敷市	・情報交換会（毎週）やケース会（月1回）を実施し、チーム学校としての対応策を検討する。 例）教室以外の居場所として別室のことを伝え、安心感を与えるなど、児童生徒の状況に応じた対応を行う。 担任だけでなく、状況に応じて学年主任や養護教諭等による教育相談を実施し、児童生徒の思いに寄り添った支援を行う。
11	福山市	担任等による家庭訪問、保護者面談等で児童生徒の状況を把握し、支援会議等で支援の方針を定めて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を含め、個の状況に応じて取り組む。
12	高松市	学年団会、生徒指導委員会、不登校対策委員会などでの児童生徒の情報共有をし、いろいろな立場で子どもの様子を見取っている。 年に数回小中連絡会を行い、不登校の子ども情報を共有している。
13	大分市	養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとも連携し、管理職を中心に校内不登校対策委員会を定期的に開催し、組織的な支援を行っている。場合によっては、背景として家庭による事由もあるため子ども家庭支援センターとも連携している。
14	宮崎市	担任が中心になって、挨拶時の反応、顔色、表情、遅刻、孤立など、日ごろから児童生徒の実態把握と情報収集（保護者から聞き取り、家庭の変化・兄弟姉妹の変化など）を行う。 不登校の予兆が見られたら、対応策を検討し、早期支援を行う。

(先進都市)

15	八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人面談などを通して、児童生徒の実態の把握と支援を行うとともに、必要に応じて、教育委員会登校支援室のスクールソーシャルワーカーの学校訪問時に相談するなど連携を図りながら支援にあたっている。</li> <li>・担任、養護教諭等による児童生徒の日常における心のサインの見取りと家庭との連携を行うとともに、個票システムを活用するなどを通して、組織的な情報共有と支援を行っている。</li> </ul>
16	葛飾区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期欠席シートを用いたアセスメント</li> <li>・校内支援会議</li> </ul>
17	調布市	なし
18	三豊市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任だけでなく、学級・学年に関わる教職員の複数の目で児童生徒の様子を観察し、気になるところについて日常的に情報共有を行う。</li> <li>・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関との連携を図る。</li> </ul>
19	大和市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「よりよい学校生活のためのアンケート」を実施し、支援に役立てる。</li> <li>・学年会等で情報共有。</li> </ul>
20	帯広市	欠席7日以上の子童生徒の情報共有を行い、学校や相談員等とのつながりについて検討するなどを行っている。また、不登校支援シートを作成し、情報共有を行うとともに、ひろびろチョイスを活用するなど、外部とのつながりを生かした社会的自立への支援を行っている。
21	日置市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康観察時の声かけ</li> <li>・チーム学校での対応</li> </ul>

(本市)

22	長崎市	体調不良を理由とした欠席であっても、児童生徒の状況の中に、少しでも不登校の要因が考えられる場合は、不登校として丁寧に対応している。
----	-----	---



(問10) 現在抱えている課題をご教示ください。

(中核市)

番号	都市名	課題
1	柏市	別室対応の職員を小学校にも配置したいが、予算や人材確保の面で今年度は見送っている。
2	富山市	・適応指導教室指導員の人材確保が難しい。 ・適応指導教室への通級につながった不登校児童生徒の人数と不登校児童生徒支援事業「体験活動」(富山市子どもの村「自然体験」及び富山駅近郊での体験活動)の参加者の人数を合わせても、不登校児童生徒全体に占める割合は15%程度にとどまっており、本市の不登校児童生徒支援事業とつながっておらず、家から出ることができないと考えられる不登校児童生徒に対する支援が、喫緊の課題となっている。
3	金沢市	予算の確保が困難なため、資格をもった職員(心理士)の確保が難しい。
4	岐阜市	様々な状況の不登校児童生徒に対応する支援方法及び支援場所、人材確保等の整備。
5	豊田市	校内教育支援センターの設置のための部屋の確保の難しい学校がある。 教育支援センター及び校内教育支援センターで支援を行う人材の確保が困難である。
6	豊中市	予算・場所の確保が困難なため、校内教育支援センターの設置数を増やすことができない。
7	東大阪市	予算及び人材(教員OB等)の確保。
8	尼崎市	・多様な学びの場(支援センターやSSR)の創設と人員、予算確保 ・本市の実情に合った中長期的な不登校施策の方向性 ・増え続ける不登校児童生徒数 等
9	西宮市	予算や人的配置の確保が困難なため、各学校でのサポートルーム(別室)の設置の推進やオンライン支援の充実(開催日の増加)が課題である。
10	倉敷市	予算の関係もあり、全ての学校に必要な数の支援員を配置できているわけではない。 不登校児童生徒への対応については、校内でもそれぞれの職員が様々な考えをもっており、共通理解が進みにくい部分もある(別室の運営方針等)。
11	福山市	教育支援センター(福山市フリースクール)の利用児童生徒数が年々増加しており、人員増加が必要。また、使用施設の問題も含め、事業を持続可能にしていくこと。
12	高松市	人員が不足、校内サポートルームに教員が配置できなかつたり空き教室がなかつたりなど、落ち着いて過ごせる環境の教室が準備できない。 教育支援センターで預かる年齢層が幅広く、いろいろな特性を持っているので、現在のスタッフだけで対応することが難しくなっている。 不登校に関する情報がすべての教員・保護者に行き渡っていない。
13	大分市	場所の確保や空調の整備、専任の職員の配置等、また、それに要する予算の確保。
14	宮崎市	本年度から、校内教育支援教室(市内の一部の小中学校のみ)を設置し、その指導員を配置するようにしているが、指導員の確保が難しい。

(先進都市)

15	八王子市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒のための校内における教室以外の居場所と指導・支援にあたる人材の確保</li> <li>・学校外に相談・指導を受けられる機会を拡充すること。</li> <li>・義務教育修了後の希望の進路決定を支援する取組を推進すること。</li> </ul>
16	葛飾区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適応指導教室の増設に係る場所と予算</li> <li>・校内適応指導教室の全校配置に係る予算</li> </ul>
17	調布市	なし
18	三豊市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場所及び人員の確保が困難なため、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）を設置することが難しい。</li> <li>・教育支援センター以外の民間施設やICTを活用した場合の出席の取扱い等について、今後の取扱いの基準を検討し、ガイドライン等の作成を進めなければならない。</li> </ul>
19	大和市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期固定化した不登校児童生徒の外部連携。</li> <li>・不登校の低年齢化。</li> </ul>
20	帯広市	教育支援センター指導員や「ひろびろチョイス」指導員の確保、不登校児童生徒の多様性への対応について課題がある。
21	日置市	・スクールソーシャルワーカーの抱えている案件が急増し、対応できない。

(本市)

22	長崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学びの支援センターの利用者が増加し続けており、集団が苦手な児童生徒にとって利用しづらい環境になってしまうことを危惧している。</li> <li>・不登校の低年齢化が進み、小学校低学年の不登校者数が増加している。</li> </ul>
----	-----	--

(問11) 今後予定している取組をご教示ください。

(中核市)

番号	都市名	取組内容
1	柏市	なし
2	富山市	・メタパースを活用した不登校児童生徒への支援について、調査・研究を予定している。 ・教育データ分析による不登校の未然防止の仕組みづくりについて検討している。
3	金沢市	毎日、学校でICTを活用し、児童生徒の心情を天気で表現してもらい、不登校の早期発見や早期対応ができるようモデル校で試験的運用を行う予定である。
4	岐阜市	校内フリースペースの拡大。
5	豊田市	中学卒業後の支援ともつなぐことができるよう、関係他課との連携
6	豊中市	不登校特例校の設置の検討
7	東大阪市	校内教育支援ルームやICTを活用した不登校支援の更なる充実。
8	尼崎市	・不登校特例校の先行事例についての調査研究 ・子どもの育ち支援センター「いくしあ」との連携強化 ・現在行っている大学と共催による「不登校理解研修」についての発展的連携 等
9	西宮市	保護者支援の充実を目的とした保護者会の開催。
10	倉敷市	ICTを活用した支援方法の検討
11	福山市	全ての不登校児童生徒がどこかにつながり支援が届くことに向け、多様な学習機会（不登校児童生徒対象の行事実施、県教委によるオンラインプログラムの活用、等）の周知と充実。
12	高松市	一人一台端末を活用し、学校と教育支援センターや家庭をオンラインでつないで、授業や面談が受けられるようにする。 不登校支援に関するリーフレットを改訂し、保護者のメール連絡網などで行き渡るようにしたり、教員研修に不登校支援の内容を取り入れたりする。
13	大分市	児童生徒理解を深めたり今後の学級経営や生徒指導等に役立てたりするために、学級集団検査（hyper-QU）活用の手引き」を作成し、本調査の一層の有効活用を図る。
14	宮崎市	次年度の不登校児童生徒の支援の充実に向けて、現在ある事業の見直し、新規事業の計画など、検討中である。

(先進都市)

15	八王子市	<ul style="list-style-type: none"><li>・校内別室指導支援員（東京都事業）の配置による効果検証を行い、別室指導の充実を図る。</li><li>・フリースクール等連絡協議会を設置し、民間との連携の強化を図る。</li><li>・「オンライン教育支援センター」を開設し、スクールソーシャルワーカーと連携したバーチャル空間での相談・指導をきっかけとして、登校復帰等、児童・生徒の社会的自立に向けた取組を行う。</li><li>・図書館等の公的機関との連携により、不登校児童・生徒の居場所や社会とのつながりをつくる取組を行う。</li></ul>
16	葛飾区	<ul style="list-style-type: none"><li>・民間企業と連携し、不登校児童・生徒への学びの保障について検討</li><li>・校内適応指導教室の設置促進</li></ul>
17	調布市	なし
18	三豊市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ICTを活用した学習</li><li>・校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）の設置</li></ul>
19	大和市	不登校特例校から各学校への情報提供。・各学校の別室運営に関する支援。
20	帯広市	ひろびろチョイス等において、民間、大学等と連携した運営について検討している。
21	日置市	適応指導教室の増設

(本市)

22	長崎市	<ul style="list-style-type: none"><li>・不登校特例校の設置やメタバースの活用について検討を進めている。</li><li>・不登校支援サポーター増員についても検討中。</li></ul>
----	-----	---

(問12) 自由記載

(中核市)

番号	都市名	補足など
1	柏市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育支援センターでは、通室での利用に加え、家庭訪問による支援（市の公用車を配置）を行っている。</li> <li>・年2回程度、校外学習やデイキャンプを企画し、実施している。</li> <li>・各学校から配布されているオンラインドリルのIDに加え、eboardのIDを希望する者に配布している。</li> </ul>
2	富山市	なし
3	金沢市	なし
4	岐阜市	なし
5	豊田市	なし
6	豊中市	なし
7	東大阪市	なし
8	尼崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童生徒数の増加が続いている中で、不登校児童生徒の受け皿を増やし多様な学びの場の増設を目指す一方、「発達支持的支援」「未然防止的教育」等に焦点を当てていく必要があると考えている。</li> <li>・尼崎市においては、不登校児童生徒の状況に合わせた多様な学びの場の提供「ほっとすてっぷ」「サテライト」「ハートフルフレンド」「フリースクールとの連携」を大事にしている。</li> </ul>
9	西宮市	なし
10	倉敷市	なし
11	福山市	なし
12	高松市	なし
13	大分市	なし
14	宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度から、不登校児童生徒の支援の充実のために、教育支援教室のサテライト校を作ったり、市内の一部の小中学校に校内教育支援教室を設置したりする等の対応を行っている。</li> </ul>

(先進都市)

15	八王子市	なし
16	葛飾区	なし
17	調布市	なし
18	三豊市	なし
19	大和市	なし
21	日置市	なし

(本市)

22	長崎市	なし
----	-----	----

# 議長会等の動き

(令和5年6月中旬～令和5年8月)

会議名 **九州市議会議長会第2回理事会**  
開催月日・場所 6月13日 東京都 都市センターホテル  
概要 先の定期総会において可決された21議案について、会長市が関係省庁、衆参議長、各政党へそれぞれ要望活動を行うこととなり、各支部長市は県選出国會議員へ要望活動を行うこととなった。

会議名 **全国市議会議長会第231回理事会**  
開催月日・場所 6月13日 東京都 全国都市会館  
概要 各委員会の本年度の活動方針について了承したほか、定期総会の運営、会長市提出議案、「都市問題に関する特別委員会」における令和6年度テーマ（案）について説明がなされ、意義なく了承された。

会議名 **全国市議会議長会第99回定期総会**  
開催月日・場所 6月14日 東京都 東京国際フォーラム  
概要 会長選任、表彰式、一般事務及び各委員会の会務報告等が行われた。

また、部会提出議案（27件）、会長提出議案（5件）、役員改選等について審議が行われ、原案のとおり決定した。

(部会提出議案)

- 1 東日本大震災からの復旧・復興について (東北部会)
- 2 原子力発電所事故災害について (東北部会)
- 3 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に対する高台造成に関する支援制度の創設について (四国部会)
- 4 北方領土問題の早期解決等について (北海道部会)

- 5 日米地位協定の抜本的な改定及び在沖米軍基地の負担軽減について  
(九州部会)
- 6 公共施設等適正管理推進事業（除却事業）の財政支援の拡充につ  
いて  
(関東部会)
- 7 脱炭素社会の実現に向けた支援について  
(東海部会)
- 8 給食費の無償化について  
(四国部会)
- 9 学校給食費の無償化について  
(四国部会)
- 10 教職員における労働環境の改善について  
(関東部会)
- 11 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支  
援制度の確立について  
(北信越部会)
- 12 児童生徒への教育支援の充実について  
(東海部会)
- 13 特定教育・保育施設等における職員配置基準の見直しについて  
(四国部会)
- 14 義務教育段階における教育環境の改善及び充実について  
(九州部会)
- 15 病児保育事業に対する支援拡充等について  
(関東部会)
- 16 小児科医および産科医の確保について  
(近畿部会)
- 17 帯状疱疹ワクチンの定期接種化について  
(東海部会)
- 18 水道施設更新・改良に関する国庫補助制度等の拡充と創設につ  
いて  
(近畿部会)
- 19 北海道の道路整備について  
(北海道部会)
- 20 道路交通網の整備促進について  
(東北部会)
- 21 日本海沿岸東北自動車道の整備促進について  
(北信越部会)
- 22 高速道路ネットワークの早期整備等について  
(中国部会)
- 23 米子・境港間を結ぶ高規格道路の整備について  
(中国部会)
- 24 九州における高速交通網等の整備促進について  
(九州部会)
- 25 北海道新幹線の建設促進について  
(北海道部会)
- 26 北陸新幹線の早期完成等について  
(北信越部会)
- 27 地域鉄道（近江鉄道線）存続にかかる税制上の特例措置について  
(近畿部会)

(会長提出議案)

- 1 多様な人材の市議会への参画促進に関する決議
- 2 ポストコロナを展望した地方行財政の充実に関する決議
- 3 感染拡大防止と社会経済活動の両立に関する決議
- 4 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策及び復旧・復興対策等に関する決議
- 5 東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

会 議 名 全国市議会議長会各委員会合同会議  
開催月日・場所 6月14日 東京都 東京国際フォーラム  
概 要 地方行政・地方財政・社会文教・産業経済・建設運輸各委員会正副委員長、令和5年度「空き家・空き地問題に関する特別委員会」正副委員長、国と地方の協議の場等に関する特別委員会正副委員長が選任された。

会 議 名 全国離島振興市町村議会議長会第1回総会  
開催月日・場所 7月14日 東京都 全国町村議員会館  
概 要 令和4年度収支決算、役員の選任、令和6年度離島の振興に関する要望(案)について、いずれも承認又は決定した。  
総会終了後、島根大学教授、作野 広和氏による「離島振興のあるべき姿と未来像「統治社会」の構築に向けて」について講演が行われた。

会 議 名 全国市議会議長会特定第三種漁港協議会定期総会  
開催月日・場所 7月19日 焼津市 ホテルアンピア松風閣  
概 要 事務報告、令和4年度歳入歳出決算、令和5年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)、次期定期総会開催地等について協議が行われ異議なく了承又は決定された。国に対する要望書(案)については、一部修正することとして決定された。



会 議 名 **全国水産都市三団体連絡協議会総会**  
開催月日・場所 7月25日 東京都 商工会館  
概 要 令和4年度事業報告、令和4年度歳入歳出決算、令和5年度事業計画（案）、令和5年度歳入歳出予算（案）、令和5年度国に対する要望書（案）について、いずれも承認又は決定した。

会 議 名 **全国市議会議長会第237回部会長会議**  
開催月日・場所 7月26日 東京都 全国都市会館  
概 要 第232回理事会の運営、事務総長の人事、令和4年度決算見込み、第18全国市議会議長会研究フォーラムin北九州、今後の主要会議開催予定について協議が行われ、異議なく了承又は決定された。

会 議 名 **全国市議会議長会第232回理事会**  
開催月日・場所 7月26日 東京都 砂防会館別館  
概 要 総務省大臣官房審議官 三橋 一彦氏による「地方行政の諸課題」の講演が行われた。  
事務報告、地方行政委員会をはじめとする7委員会から本年度の活動方針等について説明がなされた。  
また、骨太の方針2023、第18回全国市議会議長会研究フォーラムin北九州、今後の主要会議開催予定について説明がなされた。

会 議 名 **全国市議会議長会第26回国と地方の協議の場等に関する特別委員会**  
開催月日・場所 7月26日 東京都 全国都市会館  
概 要 委員長の補欠選任、事務報告、国と地方の協議の場等の動向について、今後の運営等について協議を行った。  
また、「こども家庭庁の取組とこども政策の概要」について、黒瀬敏文こども家庭庁長官官房審議官から説明がなされた。

会 議 名 **長崎県市議会議長会臨時総会**  
開催月日・場所 8月21日 壱岐市 壱岐ステラコート太安閣  
概 要 令和5年度事務報告（前期）、令和6年度各市負担金、令和6年

度役員の改選及び推薦、令和6年度長崎県市議会議長会等の会議の開催計画、令和5年度長崎県市議会議長会の行政視察について了承されるとともに、下記のとおり、各市からの提出議案24件について審議し、異議なく採択した。

なお、採択された各議案を集約した「西九州地域の交通網の整備促進について」及び「離島振興について」の2件を、10月24日に佐世保市で開催される九州市議会議長会第3回理事会（臨時総会代行）への長崎県13市共同提出議案とすることに決定した。

## 記

### （議案）

- 1 都市財政の充実強化について（長崎市）
- 2 交通網の整備促進について（長崎市）
- 3 西九州自動車道の整備促進について（佐世保市）
- 4 一般国道205号の整備促進について（佐世保市）
- 5 九州新幹線西九州ルート of 着実な整備及びJ R 佐世保線等の輸送改善について（佐世保市）
- 6 高規格道路「島原道路」の早期整備について（島原市）
- 7 災害に強いまちづくりの推進について（島原市）
- 8 一般国道（34号・57号・207号）の早期整備について（諫早市）
- 9 九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）のフル規格による整備促進について（諫早市）
- 10 有明海沿岸道路（鹿島諫早間）の整備について（諫早市）
- 11 幹線道路等の早期整備について（大村市）
- 12 九州新幹線西九州ルート of 全線フル規格による整備等について（大村市）
- 13 地域医療における医師確保対策について（平戸市）
- 14 西九州自動車道の整備促進について（平戸市、松浦市）
- 15 鷹島神崎遺跡の保存と活用について（松浦市）
- 16 道路の整備について（対馬市）
- 17 離島航路におけるジェットフォイルの更新について（対馬市、壱岐市、五島市）
- 18 空港の整備等について（壱岐市）

- 19 海洋再生可能エネルギーによる島づくりの支援について  
(五島市)
- 20 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（航路・航空路運賃  
低廉化）の対象者拡大について  
(五島市)
- 21 道路交通網の整備促進について  
(西海市)
- 22 道路交通網の整備促進について  
(雲仙市)
- 23 「島原天草長島連絡道路」（南島原市深江町～口ノ津港間）と  
「愛野小浜バイパス」の早期事業化及び「一般国道57号」「一般  
国道251号」の雲仙市愛野町から南島原市口ノ津港までの機能強  
化等について  
(南島原市)
- 24 九州西岸軸構想とその中核となる島原・天草・長島架橋構想の  
推進について  
(島原市、南島原市)

# 委員会だより

(令和5年6月～令和5年8月)

※定例会・臨時会中の常任委員会を除く。

## 【議会運営委員会】

開催日 6月20日  
事 件 1 特別委員会の設置について  
2 長崎市議会タブレット端末活用検討会の設置について  
概 要 1 について協議し、「子育て支援特別委員会」、「部活動の地域連携のあり方検討特別委員会」、「長崎駅周辺交通対策特別委員会」を設置することに決定した。  
2 について協議し、設置することに決定した。

開催日 6月27日  
事 件 1 追加付議事件について  
2 追加議案の委員会付託分類について  
3 議会関係付議事件について  
4 請願の取扱いについて  
5 陳情の取扱いについて  
6 特別委員会委員の確認について  
7 市長の専決処分事項の指定について  
8 議会運営委員会の行政視察について  
概 要 1 について説明を受け、了承した。  
2 から 5、7 及び 8 についてそれぞれ協議し、決定した。  
6 について、確認した。

開催日 7月3日  
事 件 1 議員派遣について  
2 意見書の取扱いについて  
概 要 1 及び 2 についてそれぞれ協議し、決定した。

開催日 7月7日  
事 件 1 人事案件の取扱いについて  
概 要 1 について協議し、今後の議会運営委員会において、現行の運用について改めて協議することとなった。

- 開催日 8月25日
- 事件 1 令和5年第5回長崎市議会定例会について  
2 令和5年第5回長崎市議会定例会の運営について  
3 タブレット端末に関する運用の見直しについて  
4 人事案件に係る運用の見直しについて
- 概要 1 について説明を受け、了承した。  
2 及び3 について協議し、決定した。  
4 について説明を受け、会派持ち帰りの上、9月8日開催の議会運営委員会において協議することに決定した。

【総務委員会】

〔行政視察〕

調査目的：行財政の効率的運営及び重要施策の推進について

派遣委員	出張期間	視察都市等・調査項目
竹田 雄亮、浅田 真五、 福澤 照充、向山 宗子、 山崎 猛	7月18日 ～20日	鶴岡市：SDGs未来都市・鶴岡の取組について 「荘銀タクト鶴岡」の事業経過と管理運営について つるおかエール奨学金返済支援制度について
高橋 佳子、五輪 清隆、 都留やすとし、山口たかゆき	7月31日 ～8月2日	西尾市：LINEを活用した行政サービスのデジタル化について シティプロモーション事業について 西宮市：DXの推進について ICTを活用した窓口・手続き案内サービスについて 東大阪市：東大阪市文化創造館について

【教育厚生委員会】

〔行政視察〕

調査目的：民生福祉、保健行政及び教育行政の充実について

派遣委員	出張期間	視察都市等・調査項目
柿田 正、相川 和彦、 澤勢みずき、平 たけし、 久 八寸志	8月1日 ～3日	福山市：福山ネウボラの強化について フリースクールの取組について 名古屋市：ナゴヤ・スクール・イノベーション事業について なごや子育てアプリ NAGOMi (なごみー) について
中山 大、池田 章子、 井上 重久、大石ふみき、 筒井 正興	8月1日 ～3日	札幌市：札幌市子ども発達支援総合センター「ちくたく」について 札幌都心部子ども関連複合施設について 杉並区：部活動の地域移行について ウェルファーム杉並について

【環境経済委員会】

〔行政視察〕

調査目的：環境行政の充実及び地域産業の活性化について

派遣委員	出張期間	視察都市等・調査項目
永尾 春文、木森 俊也、 林 広文、森きょうへい	7月18日 ～20日	釧路市：ゼロカーボンパークの取組について 港 区：粗大ごみ画像認識AI用APIについて 台東区：食品ロス削減の取組について
山下 巖記、梅元 建治、 中西 敦信、深堀 義昭、 山口まさよし	7月18日 ～20日	八戸市：八戸広域観光推進事業について 八戸市魚菜小売市場の再整備について 山形市：山形市売上増進支援センター（Y-biz）運営事業について DMOさくらんぼ山形について

【建設水道委員会】

〔行政視察〕

調査目的：都市基盤及び住環境の整備のさらなる充実について

派遣委員	出張期間	視察都市等・調査項目
山谷よしひろ、梅本けいすけ、 野口 達也、平野 剛	7月19日 ～21日	旭川市：中心市街地活性化推進基本計画について 地域公共交通対策について 札幌市：市営住宅の現状と課題について 札幌駅前通地区に関する官民協働のまちづくりについて
阿部のぞみ、岩永 敏博、 武次 良治、山本 信幸、 吉原 孝	7月24日 ～26日	丹波篠山市：伝統的建造物群保存地区での取組について 下関市：下関海峡エリアビジョンについて 長府浄水場更新事業について

【子育て支援特別委員会】

開催日 6月28日  
事 件 正副委員長の互選及び座席の指定について  
概 要 上記事項についてそれぞれ協議し、決定した。

開催日 7月5日  
事 件 調査目的、調査方針、調査項目及び開催計画について  
概 要 上記事項についてそれぞれ協議し、決定した。

開催日 8月18日  
事 件 妊産婦への支援について  
概 要 上記事項について、理事者から説明を受け、質疑を行った。

#### 【部活動の地域連携のあり方検討特別委員会】

- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 開催日 | 6月28日                       |
| 事件  | 正副委員長の互選及び座席の指定について         |
| 概要  | 上記事項についてそれぞれ協議し、決定した。       |
| 開催日 | 7月5日                        |
| 事件  | 調査目的、調査方針、調査項目及び開催計画について    |
| 概要  | 上記事項についてそれぞれ協議し、決定した。       |
| 開催日 | 8月21日                       |
| 事件  | 地域移行の概要と本市の部活動の現状について       |
| 概要  | 上記事項について、理事者から説明を受け、質疑を行った。 |

#### 【長崎駅周辺交通対策特別委員会】

- |     |  |
|-----|--|
| 開催日 | 6月28日  |
| 事件  | 正副委員長の互選及び座席の指定について  |
| 概要  | 上記事項についてそれぞれ協議し、決定した。  |
| 開催日 | 7月5日   |
| 事件  | 調査目的、調査方針、調査項目及び開催計画について                                     |
| 概要  | 上記事項についてそれぞれ協議し、決定した。  |
| 開催日 | 8月28日  |
| 事件  | 長崎駅周辺の交通渋滞対策について   |
| 概要  | 上記事項について、株式会社JR長崎シティから参考人を招致し、意見交換を行うとともに、理事者から説明を受け、質疑を行った。 |

# 図書室だより

(令和5年8月)

## 新刊図書

図書名	編著者名	発行所
政務活動費適正運用の手引	国政情報センター	国政情報センター
子育て支援の経済学	山口 慎太郎	日本評論社
日本の少子化対策はなぜ失敗したのか？	山田 昌弘	光文社
無子高齢化	前田 正子	岩波書店
子どものまちのつくり方	泉 房穂	明石書店
フランスではなぜ子育て世代が地方に移住するのか	ヴァンソン藤井由実	学芸出版社
流山がすごい	大西 康之	新潮社





調 査 資 料 報

[令和5年9月]

編集・発行 長崎市議会事務局議事調査課

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

TEL (095) 829-1200

FAX (095) 829-1199